

2020 年度
自 己 点 檢 評 價 書

2021 年 6 月
奥羽大学

目 次

I . 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 ······	1
II . 沿革と現況 ······	6
III . 評価機構が定める基準に基づく自己評価 ······	11
基準 1. 使命・目的等 ······	11
基準 2. 学生 ······	19
基準 3. 教育課程 ······	50
基準 4. 教員・職員 ······	74
基準 5. 経営・管理と財務 ······	91
基準 6. 内部質保証 ······	105
IV 大学が独自に設定した基準による自己評価 ······	119
V 特記事項 ······	126
VI 法令等の遵守状況一覧 ······	127

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・基本理念

- ・学校法人晴川学舎 建学の理念

高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな人材を育成する。

- ・人間性は、誰しもが生まれながらにして豊かにあるいは十分に備えているものではなく、自己の体験・自己の心の痛みを通して初めて学びとするものです。本法人が運営する奥羽大学は、在学中に「礼儀正しさ」を各人に備えさせ、思いやりの心を持つ人間性豊かな人材を育成するとともに、広く知識を養い、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育成し、国民の福祉と文化の発展に寄与することを目指しています。

2. 使命・目的

- ・奥羽大学の目的は奥羽大学学則第1条に次のように規定しています。

第1条 奥羽大学は、教育基本法並びに学校教育法に基づき、広く知識を養うと共に、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育成し、国民の福祉と文化の発展に寄与することとし各学部のその目的は、次の各号のとおりとする。

- (1) 歯学部は、高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな歯科医師を養成することを目的とする。
- (2) 薬学部は、高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな薬剤師を養成することを目的とする。

- ・奥羽大学大学院の目的は奥羽大学大学院学則第1条に次のように規定しています。

第1条 奥羽大学大学院は、歯学及び歯学に関連する学術において深く理論応用を教授かつ研究し、その奥義を究め、歯学の進歩と社会の福祉並びに文化の発展に寄与するとともに、有為な研究指導者を育成することを目的とする。

- ・奥羽大学は、人間性豊かな歯科医師、薬剤師を養成するという目的を達成するために次の教育目標を掲げて取り組んでいます。

1) 歯学部の教育目標

- (1) 医療人に求められる幅広い教養、社会性及び倫理観を涵養する。
- (2) 歯科医療に求められる高度な専門知識及び技能を習得する。
- (3) 医療の場において自ら問題を発見し解決していく能力を身につける。
- (4) 生涯にわたり歯科医師としての自己開発に努める習慣を身につける。
- (5) 医療、保健、福祉において他の医療人と協調・連携する能力を研鑽する。

2) 薬学部の教育目標

- (1) 医療人として必要なコミュニケーション能力、倫理観及び豊かな人間性を涵養する。
- (2) 薬学の発展に寄与できる高度な専門知識および研究能力を習得する。
- (3) 国民の健康を守り、地域の保健・医療・福祉に貢献できる能力を研鑽する。
- (4) 患者及び医療従事者に薬剤の適正使用に関する情報を提供できる能力を習得する。
- (5) 学問の進歩に対応できる柔軟な思考力と問題発見・解決能力を身につける。

3) 大学院歯学研究科の教育目標

- (1) 歯学、歯科保健医療に関連する広範な分野における学識を深め、研究者としての教養、社会性、倫理観を身につける。
- (2) 研究者として自立して研究活動を行うに必要な研究能力ならびに専攻分野における高度で先進的・専門的な知識・技能を修得する。
- (3) 歯学に関連する分野における研究を積極的に推進し、その成果を社会に還元して口腔保健医療の発展と向上に役立てる。

3. 個性・特色

1) 自然豊かで広大なキャンパス

- ・奥羽大学は、東北地方の中核都市、人口 33 万人の福島県郡山市にあり、キャンパスは JR 郡山駅より北西 2.5Km、磐越西線郡山富田駅より 300m 東に位置しています。法人本部のある校地面積は東京ドームの約 3 個分の 13 万 9,445 m²を有し、校舎の総面積は 3 万 8,142 m²です。
- ・「環境が人を育む」という観点では、四季の移り変わりを感じとれる植栽が配備された自然豊かなキャンパスには、17 棟の建物とテニスコート、アーチェリー練習場、多目的グラウンド、薬用植物園、日本庭園、駐車場などの環境が整えられています。
- ・令和 2(2020)年 5 月 1 日現在、校舎等の耐震化率は 25%ですが、令和 3(2021)年度より耐震化工事を順次行う予定であり、歯学部附属病院は建替えを計画しています。
- ・その他の施設として、記念館、保養施設など 3 万 2,584 m²を保有しています。

2) 教育の特色

(1) 6 年一貫の教育カリキュラム

歯学部

- ・「歯科医学教授要綱」及び「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」並びに「歯科医師国家試験出題基準」に則った 6 年一貫の教育カリキュラムを組み、「教養系教育・基礎科学教育」「生命科学教育」「口腔科学教育」を通して、歯科医学教育を実践しています。
- ・授業は学生が集中力を維持できるよう 60 分間とし、前年度の学修内容を繰り返すスパイラル授業体系を採用して学力の向上を目指しています。

- ・入学初年度には「医療倫理学」「歯科医療概論」「臨床歯学概論」「歯科医学演習」を設け、歯科医師としての心構え、人間性、倫理観及び歯科医療に必要な知識と技術を習得させる教育を行っています。
- ・第1学年から第3学年までは、本学独自の「歯科医療人間学」を設け、歯学部の教育目標である人間性豊かな歯科医師となるために大学で学ぶ目的を明確化し、歯科医療の現場に触れ、基本的なコミュニケーションや日常習慣の重要性を認識する態度、知識及び技能を修得する教育を行っています。
- ・第1学年から第3学年では「科目選択ゼミナール」を設け、不得意科目あるいは苦手な科目に対して少人数体制で指導しています。
- ・第1学年から第4学年で行っている「エレクティブスタディ」は、学年を問わず学生が主体的に興味・関心を持つ講座・分野を選択し、当該分野の研究室に出向して学修・研鑽しています。この科目により、将来の医療人として主体的に考え、行動する姿勢を涵養しています。
- ・第5学年の臨床実習は、歯学部附属病院の全ての診療科をローテーション方式で実施しています。プレクリニック及び診療参加型臨床実習では Portfoio と Active Learning を行っています。また、基礎系科目演習として基礎系 9 科目の演習をそれぞれ年間 12 時間、ER(Evidence Research)研修として基礎系 9 科目の研究室に出向し、延べ 12 週間の能動的な自習や演習を行っています。さらに MT(Medical Team)研修として歯学部附属病院内の歯科以外の職種や部署において、延べ 12 週間の研修、また地域における高齢者・障がい者のおかれている社会環境を理解するため、介護老人保健施設や社会福祉事業団の施設で学外研修を行っています。
- ・「授業概要」には、各科目の授業内容と「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」及び「歯科医師国家試験出題基準」を掲載し、それぞれ関連づけて学修できるよう工夫しています。

薬学部

- ・「薬学教育モデル・コア・カリキュラム」に準拠した 6 年制薬学教育を実践しています。
- ・年間の課程は 4 学期制を採用し、一部の科目には週 2 回開講のセメスター制を導入することで、時間割を効率化しています。
- ・入学前教育として高校理科系科目のリメディアル教育を行っています。化学、生物、物理、数学、国語（読解力）の自習用 DVD 教材を入学予定者に推奨するとともに、教員が開発したテキストを送付して準備学習を促しています。入学直前には 4 日間のスクーリングを行い、基礎知識の定着とともに能動的な学習法を指導します。また、実験も取り入れ、薬学を学ぶための基礎技能を指導しています。
- ・一般教養科目は、「薬学周辺」「人文科学」「社会科学」「外国語」「実技」に区分し、第1学年から第4学年まで履修可能とし、幅広い教養を有した人材を育成しています。さらに、第1学年では準備教育として「理科」「数学」の基礎科目、ICT 教育に重点を置いています。
- ・倫理教育、コミュニケーション教育を第1学年から第3学年まで体系的に配置し、医療人に必要な倫理観の醸成と、コミュニケーション技能の向上を図っています。

- ・第2学年から第4学年までは薬学専門科目を体系的に配置して知識の確実な定着を図るとともに、適切な時期に実習や演習を実施して技能の養成を行っています。
- ・第5学年は病院・薬局の実務実習で、歯学部附属病院のほか関東・東北などの各地に出向して学修しています。
- ・第4学年から第6学年までの卒業研究では、研究課題を通して薬学の知識を総合的に理解し、科学的根拠に基づく問題発見・解決する態度及びプロセスを学修しています。

(2) 特待生制度と入学試験制度

- ・本学の入学試験区分は、令和2(2020)年度実施分より、「総合選抜」「学校推薦型選抜」「一般選抜」の各入学試験及び編入学試験にくわえ、歯学部では同窓特別入学試験を、薬学部では帰国生徒入学試験を実施しています。平成20(2008)年頃から始まった受験生の歯学部離れにくわえ、平成23(2011)年に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所から拡散した放射性物質による風評被害が重なり、現在でも定員を充足できない状態が続いている。
- ・風評による若者の県外流出を止めるため、東日本大震災に伴う経済的理由により大学進学を諦めざるを得ない生徒への修学支援、かつ優秀な生徒を本学に迎え入れるため、在学6年間の授業料相当額を奨学金として給付する特待生制度を平成27(2015)年度から実施し、令和2(2020)年度においても特待生選抜入学試験として継続実施しています。

(3) 国際交流

- ・学生と教員が行う国際交流は、国外の姉妹校との学術交流、スポーツ交流、及び日本歯科医師会主催のスクーデント・クリニシャン・リサーチ・プログラム等での発表を通しての交流などがあります。
- ・韓国「慶熙大学」と米国「ロマリンダ大学」と姉妹校協定を結んでおり、慶熙大学とは隔年持ち回りでスポーツ及び学生間・教員間の学術交流を行っています。東日本大震災により一時中断した時期もありましたが、令和元(2019)年度には、7月16日から20日の間、慶熙大学より教員1名と4年生の学生2名が本学を訪問し、学術交流を深めました。令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の世界的流行拡大により中止となりました。
- ・薬学部は、令和元(2019)年度に米国のノバ・サウスイースタン大学薬学部で5年生9名が短期研修をしました。令和2(2020)年度は、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により研修ができませんでしたが、今後は、単位互換制度の協定に向けた準備を行う予定です。
- ・本学学生で学業成績及び人物が特に優れた者が海外留学または海外研修を行う際には、「奥羽大学影山晴川育英奨学金」を支給する制度があります。

(4) 社会人の受入れ

- ・歯学部、薬学部では社会人特別入学試験を実施し、歯科医師あるいは薬剤師となって社会に貢献したいという強い意欲のある志望者に門戸を開いています。
- ・大学院では社会人特別選抜制度を導入し、開業歯科医師や勤務歯科医師に先端的な歯科医学の知識と技術を学ぶ機会を与え、歯学研究に取組む意欲を持つ歯科医師の要求に応えています。
- ・本学教員も社会人大学院生として入学が可能であり、最新の歯学研究に取り組むことで高度な研究能力が養成され、教員の学識能力の向上に寄与しています。

3) 歯学部附属病院

- ・歯学部附属病院は、13 診療科のほかに 14 専門外来を設置し、地域医療機関と連携して地域医療に取り組んでいます。なかでも、障がい児・者の歯科診療に注力し、障がい児は小児歯科が、成人の障がい者は地域医療支援歯科が中心となって診療にあたっています。障がい児・者に対する日帰り全身麻酔下の歯科治療は、令和元(2019)年度実績として年間 216 件を実施し、患者の負担軽減に努めています。
- ・歯科医師臨床研修においては、厚生労働省認定の単独型臨床研修施設及び管理型臨床研修施設として、「単独型研修プログラム」「地域医療短期研修プログラム」「地域医療長期研修プログラム」を管理・運営しています。また、歯学部附属病院は地域歯科診療支援病院の指定を受けています。そのほか 10 医療施設からの委託診療と訪問診療を引き受けています。
- ・薬学部の実務実習では院内薬局での実習や入院患者に対する服薬指導など、ベッドサイドの実習を実施しています。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

1972. 02 学校法人東北歯科大学（入学定員 120 名）設置認可
1972. 04 東北歯科大学開学（附属病院棟、進学棟、講義棟、軽食喫茶棟落成）
東北歯科大学第 1 回入学式
1972. 07 附属病院診療開始、厚生施設「無垢苑」開苑
1972. 10 校章制定
1972. 12 第 1 回創立記念日
1973. 09 記念講堂落成
1973. 10 東北歯科大学学会発足・東北歯科大学父兄会発足
1974. 09 基礎医学研究棟落成
1974. 11 校旗・校歌制定
1975. 09 体育館落成
1975. 10 韓国「慶熙大学」と姉妹校締結
1976. 09 中央棟（図書館）落成、テニスコート（3 面）開場
1977. 09 実験動物舎落成
1977. 11 慰靈碑開眼式
1978. 03 第 1 回卒業式
1982. 05 創立 10 周年記念式挙行
1983. 04 武道館、クラブ棟落成
1984. 05 創立記念銅像「躍進」除幕式
1986. 03 大学院歯学研究科博士課程（入学定員 19 名）設置認可
1986. 04 大学院第 1 回入学式
12 歯学部入学定員の変更（120 名より 100 名に削減）認可
1988. 12 文学部（英語英文学科、フランス語フランス文学科、日本語日本文学科）
設置認可
学校法人東北歯科大学を学校法人晴川学舎に名称変更認可
東北歯科大学を奥羽大学に名称変更認可（1989 年 4 月 1 日より）
1989. 03 文学部棟落成
1989. 04 奥羽大学第 1 回入学式 校章、校旗、校歌の変更
1989. 06 米国「ロマリンダ大学」と姉妹校締結
1989. 10 慰靈碑を菩提寺に移設
1989. 12 創立者影山四郎銅像除幕式
1990. 02 文学部司書課程認定
1990. 03 テニスコート移転増設（6 面）、立体駐車場落成
文学部教職課程認可
1990. 04 大学院歯学研究科第 1 回学位記授与式
1991. 04 文学部入学定員の変更（200 名から 350 名に増員、「99 年までの期限付き）
認可

1991. 09 解剖学棟落成
1992. 03 食堂棟（メモリー）落成 軽食喫茶を学生売店（グッディーズ）にして移設
1993. 03 文学部第1期生卒業式
1994. 05 奥羽大学文学会発足
1996. 04 第2講義棟落成
1997. 03 フランス国立パシフィック大学および太平洋国際交流センターと本学文学部の三者協定に調印
1998. 04 動物実験研究施設建設（実験動物舎撤廃）
1998. 12 大学院歯学研究科収容定員の変更認可（76名から72名に削減、1999年4月1日より）
1999. 04 文学部開設10周年記念像「秋ふたり」除幕式
1999. 07 文学部の期間を付した入学定員の廃止に伴う収容定員数の変更（800名から1,100名に増員）認可
1999. 08 中国「遼寧大学」と姉妹校締結
1999. 10 文学部教職課程認定
2000. 02 進学棟と記念講堂に太陽光発電システム設置
2000. 04 研修棟落成
2001. 02 第2講義棟に太陽光発電システム設置
2003. 08 文学部学生募集停止
2004. 11 薬学部（薬学科）設置認可、薬用植物園新設
2005. 04 薬学部（薬学科）開設
2005. 07 薬学部修業年限延長に係る学則変更届
2005. 09 奥羽大学収容定員の変更（1,400名から1,800名に増員）認可
2007. 03 文学部廃止
2007. 05 第3講義棟落成
2008. 04 薬学部収容定員数の変更届（1,200名から840名に削減）認可
2010. 03 大学基準協会の基準適合認定
2011. 08 図書館改修・改装
2013. 07 薬学部自習室開設
2017. 03 日本高等教育評価機構の基準適合認定
2019. 03 薬学教育評価機構の基準適合認定

2. 本学の現況

・大学名

奥羽大学

・所在地

福島県郡山市富田町字三角堂 31 番 1

・学部構成

歯学部歯学科

薬学部薬学科

大学院歯学研究科（博士課程）

・学生数、教員数、職員数

歯学部・薬学部の学生数

令和 2(2020)年 5 月 1 日現在

学年	歯学部歯学科				薬学部薬学科				合計
	定員	男	女	小計	定員	男	女	小計	
1 年	100	36	9	45	140	35	47	82	127
2 年	100	41	16	57	140	54	57	111	168
3 年	100	43	19	62	140	47	53	100	162
4 年	100	64	25	89	140	43	61	104	193
5 年	100	52	16	68	140	29	37	66	134
6 年	100	55	28	83	140	53	68	121	204
計	600	291	113	404	840	261	323	584	988
充足率	—	—	—	67.3%	—	—	—	69.5%	68.6%

令和 3(2021)年 5 月 1 日現在

学年	歯学部歯学科				薬学部薬学科				合計
	定員	男	女	小計	定員	男	女	小計	
1 年	100	30	14	44	140	37	37	74	118
2 年	100	51	14	65	140	38	55	93	158
3 年	100	37	17	54	140	49	50	99	153
4 年	100	61	30	91	140	53	63	116	207
5 年	100	55	17	72	140	37	49	86	158
6 年	100	62	18	80	140	44	49	93	173
計	600	296	110	406	840	258	303	561	967
充足率	—	—	—	67.7%	—	—	—	66.8%	67.2%

大学院歯学研究科の学生数

令和 2(2020)年 5 月 1 日現在

学年	募集人員	歯学研究科			
		一般	社会人	留学生	合計
1 年	18	1	19	0	20
2 年	18	0	11	0	11
3 年	18	0	8	0	8
4 年	18	2	9	0	11
5 年	—	0	12	0	12
計	72	3	59	0	62

令和 3(2021)年 5 月 1 日現在

学年	募集人員	歯学研究科			
		一般	社会人	留学生	合計
1 年	18	2	10	0	12
2 年	18	1	18	0	19
3 年	18	0	11	0	11
4 年	18	0	8	0	8
5 年	—	0	8	0	8
計	72	3	55	0	58

教員数・職員数

歯学部・大学院

	令和2(2020)年 5月1日			令和3(2021)年 5月1日		
	歯学部・大学院			歯学部・大学院		
区分	男	女	合計	男	女	合計
教授	24	0	24	24	0	24
准教授	14	2	16	13	2	15
講師	30	11	41	34	12	46
助教	42	13	55	43	15	58
助手	14	9	23	11	7	18
合計	124	35	159	125	36	161

薬学部

	令和2(2020)年 5月1日			令和3(2021)年 5月1日		
	薬学部			薬学部		
区分	男	女	合計	男	女	合計
教授	18	2	20	16	3	19
准教授	8	2	10	10	2	12
講師	7	0	7	6	0	6
助教	5	0	5	3	0	3
助手	0	2	2	0	2	2
合計	38	6	44	35	7	42

職員

	令和2(2020)年 5月1日			令和3(2021)年 5月1日		
	職員	男	女	合計	男	女
事務職員	22	19	41	22	19	41
技能労働職員	11	1	12	9	1	10
医療職員	6	43	49	6	44	50
臨時職員	0	9	9	0	8	8
合計	39	72	111	37	72	109

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

- ・学校法人晴川学舎の使命は、建学の理念である「高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな人材を育成する」ことです。【資料 1-1-1】
- ・奥羽大学の目的は「広く知識を養うと共に、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育成し、国民の福祉と文化の発展に寄与する」ことです。

【資料 1-1-2】

- ・歯学部は、「高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな歯科医師を養成する」ことを教育目的としています。歯科医師には高度な専門知識と技能に加え、幅広い教養と社会性及び倫理観が求められています。また、医療の現場においては患者が抱えている内面の問題を自らが発見し解決する能力が求められます。これらの要求に応えるために、歯科医師は生涯にわたり自己開発及び高度の専門知識と技術の獲得に努め、医療、保健、福祉において他の医療人と協調・連携する能力を研鑽する必要があります。
- ・薬学部は、「高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな薬剤師を養成する」ことを教育目的としています。そのためには、薬学の高度な専門知識と研究能力を養い、国民の健康を守り、地域の保健・医療・福祉に貢献できる能力を研鑽する必要があります。さらに、患者に対して薬剤の適正使用に関する情報を提供できる能力、学問の進歩に対応できる柔軟な思考力と問題発見・解決能力を身につける必要があります。また、医療人として必要なコミュニケーション能力、倫理観が求められます。
- ・大学院は、「歯学の進歩と社会の福祉並びに文化の発展に寄与するとともに、有為な研究指導者を育成する」ことを目的としています。そのためには、歯学及び歯学に関連する学術の理論と応用を教授かつ研究し、その奥義を究めることが求められます。【資料 1-1-3】

- ・本学の目的は学則に明確に定めてあり、その意味、内容を教育目標として具体的に明記し、基準2で述べるアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに反映しています。

【エビデンス集・資料編】

【資料1-1-1】 学校法人晴川学舎寄附行為 第3条

【資料1-1-2】 奥羽大学学則 第1条

【資料1-1-3】 奥羽大学大学院学則 第1条

1-1-② 簡潔な文章化

- ・本学の使命・目的及び教育目的はいずれも明確で、その意味・内容については学則、大学案内、入学試験要項、本学ホームページ、大学ポートレート及び「授業概要」に簡潔な文章で明示しています。【資料1-1-4】【資料1-1-5】【資料1-1-6】【資料1-1-7】
【資料1-1-8】【資料1-1-9】【資料1-1-10】

【エビデンス集・資料編】

【資料1-1-4】 OHU UNIVERSITY 歯学部、薬学部 CAMPUS GUIDE2021

p2、10、11、18、19

【資料1-1-5】 令和3年度入学試験要項歯学部・薬学部 p1、4

【資料1-1-6】 奥羽大学ホームページ 大学概要 理念・目的・教育目標
3つのポリシー

【資料1-1-7】 大学ポートレート

【資料1-1-8】 授業概要 2020年度奥羽大学歯学部「歯学部の学生諸君へ」

【資料1-1-9】 2020年度授業概要薬学部奥羽大学 p ii

【資料1-1-10】 2020年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p1

1-1-③ 個性・特色の明示

- ・本学は、建学の理念である「高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな人材を育成する」を使命とし、「広く知識を養うと共に、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育成し、国民の福祉と文化の発展に寄与する」との目的のもと、歯学及び薬学の教育研究を通じて、広く人類の健康と福祉に貢献する多くの指導的人材を輩出しています。

- ・本学の個性・特色は、

(1) 広大なキャンパスの中に緑あふれる学びの環境

(2) 「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」及び「薬学教育モデル・コアカリキュラム」に則った6年間一貫教育の実施

- (3) 在学6年間の授業料相当額の奨学金を給付する特待生制度（自力進学支援型授業料全額支援）
 - (4) 海外との国際交流
 - (5) 歯学部附属病院での歯学部臨床実習・薬学部実務実習
 - (6) 社会人が学びやすい大学院
- などであり、これらの詳細は大学案内や本学ホームページ、大学ポートレートなどに明示し、公表しています。
- ・本学の建学の理念とこれに基づく目的は創立以来不变なものであり、これを踏まえた本学の目指す教育目標はアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの3つのポリシーに具体的に表現し、公表しています。【資料1-1-11】【資料1-1-12】【資料1-1-13】

【エビデンス集・資料編】

【資料1-1-11】 OHU UNIVERSITY 歯学部、薬学部 CAMPUS GUIDE2021

p2、4、10、11、12、18～22、25、26、29～34

【資料1-1-12】 奥羽大学ホームページ 大学概要 理念・目的・教育目標
3つのポリシー

【資料1-1-13】 大学ポートレート

1-1-④ 変化への対応

- ・本学の使命・目的は建学以来不变であり、歯科医師・薬剤師の養成の基本となるものです。それゆえ、歯科医師法や薬剤師法などの法令が変わらない限り、不变であると考えています。
- ・教育目標は、時代の要求や社会のニーズ、医療・薬剤・技術の進歩などの社会情勢に対応できる医療人を育成するために絶えざる修正や変更が必要です。これまで「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」「歯科医師国家試験出題基準」「薬学教育モデル・コアカリキュラム」「薬剤師国家試験出題基準」の改訂に伴い見直しを行っており、時代の変化や社会のニーズなどの社会情勢に適切に対応しています。
- ・大学院では、3つのポリシーとカリキュラムマップ、カリキュラムツリーの見直しを毎年行い、歯科医学の進歩に対応したカリキュラムの改定を行っています。【資料1-1-14】

【エビデンス集・資料編】

【資料1-1-14】 2020年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p2～6

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学の使命・目的は、創立以来、一貫した理念と方針を堅持しているものであり、今後も変更することはありません。
- ・教育目標は、時代の変化や社会のニーズなどの社会情勢に対応して、教授会や大学院研究科委員会等で定期的に点検しており、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに反映させ、「授業概要」に記載しています。
- ・ホームページや印刷物など大学を紹介する媒体での公表にあたっては、その適切性を継続して検証しながら、表現も含めて見直しを図り、教育目標をさらに改善・向上させていきます。
- ・医学界を取り巻く環境は多様化しており、歯学・薬学の進歩に伴い大学に求められるニーズにも変化が生じるものと考えています。時代の変化や社会のニーズなど社会情勢に対応した歯科医師、薬剤師を養成するために、教育目標の適切性を定期的に検証し、必要な変更や改善を行う方針です。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

- ・建学の理念と本学の使命・目的は「学校法人晴川学舎寄附行為」「奥羽大学学則」「奥羽大学大学院学則」に定めており、役員、教職員に周知しています。法人役員は就任時に寄附行為の提示を受けるとともに、理事会、評議員会において大学及び大学院の使命・目的及び教育目標の策定に沿った教育・研究上の事業計画、事業報告を審議しています。役員は法人の意思決定に関わる責任を有しており、意を尽くした審議を行った後に議決していることから、本学の目的に対する理解と支持を得ているといえます。【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】【資料 1-2-3】
- ・教職員に対しては入学式や年度初めに開催される全体集会において、本学の使命・目的及び教育目的を説明しており、その達成に向けた教育研究を行っていくとの認識は教職員全体で共有しています。また、毎年開催している「教育者のためのワークショップ」や FD (Faculty Development)、SD (Staff Development)研修会において再認識を図っており、教職員の理解と支持は得られています。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-1】 学校法人晴川学舎寄附行為 第 3 条

【資料 1-2-2】 奥羽大学学則 第 1 条

【資料 1-2-3】 奥羽大学大学院学則 第 1 条

1-2-② 学内外への周知

- ・本学の使命・目的及び教育目的は、大学案内、本学ホームページ、大学ポートレート等により学内外に公表し、周知を図っています。【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】【資料 1-2-6】
- ・入学式では、理事長あるいは学長から新入生と保護者に対して建学の理念、目的、沿革等を説明し周知を図っています。【資料 1-2-7】

- ・在学生及び教職員に対しては、年度初めの全体集会や学年別ガイダンスで説明するとともに、「授業概要」に明記しています。【資料 1-2-8】【資料 1-2-9】【資料 1-2-10】
- ・受験希望者やその保護者に対しては大学説明会、オープンキャンパスなどで学長あるいは学部長が説明しています。【資料 1-2-11】
- ・その他、自己点検・自己評価報告書、薬学部自己評価書を本学ホームページで公表するとともに、進学相談会、高校訪問、高大連携講座、公開セミナー、公開講座など、様々な機会を通じて本学の使命・目的と教育目的について言及し、学外に対して周知を図っています。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 1-2-4】 OHU UNIVERSITY 歯学部、薬学部 CAMPUS GUIDE2021
p2、10、11、18、19
- 【資料 1-2-5】 奥羽大学ホームページ 理念・目的・教育目標 3つのポリシー
- 【資料 1-2-6】 大学ポートレート
- 【資料 1-2-7】 奥羽大学報 165 号 p2
- 【資料 1-2-8】 授業概要 2020 年度奥羽大学歯学部「歯学部の学生諸君へ」
- 【資料 1-2-9】 2020 年度授業概要薬学部奥羽大学 p ii
- 【資料 1-2-10】 2020 年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p1
- 【資料 1-2-11】 奥羽大学オープンキャンパス PPT 資料

1-2-③ 中長期的な計画への反映

- ・本学は、入学者が卒業するまでの 6 年間を見通して、教育・研究、業務運営の改善・効率化、財務内容の改善、自己点検・評価、情報提供のそれぞれについて中期目標を定め、その中期目標を達成するための中期計画を作成しています。この中期目標・中期計画は、「人間性豊かな歯科医師・薬剤師を養成する」という本学の使命・目的及び教育目的を達成するためのものであり、中長期的な計画に反映させています。【資料 1-2-12】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 1-2-12】 中期財務運営計画
奥羽大学中期目標・中期計画

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

- ・本学の使命・目的及び教育目的は 3 つのポリシーに反映させています。
- ・アドミッション・ポリシーでは、学力だけでなく人間性豊かな医療人の育成にとって重要な他者を尊重し思いやりの心、医療人にふさわしい倫理観を持つ学生を求めています。

- ・カリキュラム・ポリシーでは、本学のカリキュラムが「高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな人材を育成する」ためのものであると明示しています。
- ・ディプロマ・ポリシーでは、医療人として良心と尊厳のもとで人道的配慮ができ、豊かな人間性と倫理観を持ち、医療、保健、福祉分野に貢献できる学生に対して学位を授与するとしています。【資料 1-2-13】【資料 1-2-14】【資料 1-2-15】【資料 1-2-16】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-13】 授業概要 2020 年度奥羽大学歯学部 p2~5

【資料 1-2-14】 2020 年度授業概要薬学部奥羽大学 p iv

【資料 1-2-15】 奥羽大学ホームページ 理念・目的・教育目標 3 つのポリシー

【資料 1-2-16】 大学ポートレート

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

- ・本学の目的及び教育目標を達成し、社会のニーズに応えるべく、6 年一貫教育プログラムを実施し得る教育研究組織を構成しています（図 1）。【資料 1-2-17】

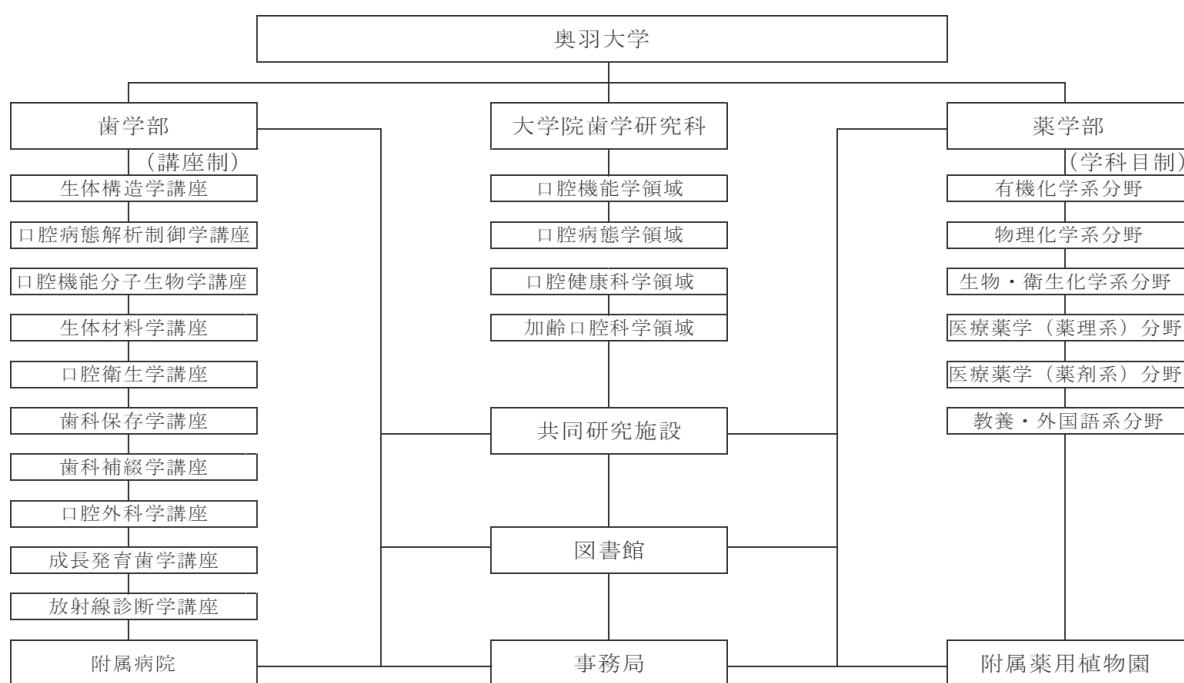


図 1

- ・歯学部は、基礎系歯学 5 講座 9 分野と臨床系歯学 5 謲座 11 分野の計 10 謲座 20 分野のほか、教養科目と総合臨床医学科目を配置しています。また、歯学部附属病院は第 5 学年の臨床実習の場として歯科 8 診療科の外来と病棟を設置しています。

- ・薬学部は、基礎系薬学 3 分野と医療系薬学 2 分野及び教養・外国語系分野を配置しています。
- ・両学部とも、使命・目的及び教育目的を達成するためのプログラム編成に対応した教育研究組織であり、構成などを含めた全体の整合性も十分に図られています。
- ・大学院は 4 領域 18 専攻科を有し、大学院の理念及び使命・目的・教育目的を達成できる組織となっています。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-17】 奥羽大学の教育研究組織図

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学の使命・目的及び教育目的の有効性については、時代の変化と大学に対する社会からの要請や期待などの社会情勢に対応して各部署の「自己点検・自己評価委員会」において毎年定期的に自己点検し評価しています。本学の卒業生は歯科医師、薬剤師として地域医療に貢献しており、本学の目的及び教育目標は有効といえます。
- ・大学及び大学院の目的には変更がないものの、歯学部、薬学部、大学院とも教育目標の見直し、3 つのポリシーの見直しを随時行っており、今後の大学を取り巻く環境の変化に対応して、自己点検・自己評価委員会を中心として定期的に改善・向上を図っています。

【基準 1 の自己評価】

- ・本学では建学の理念をもとに、使命・目的及び教育目的を具体的かつ明確に、また簡潔に文書化して、「授業概要」、本学ホームページ、大学案内、大学ポートレートなどで公開し、適切に学内外への周知を行っています。
- ・本学の使命・目的及び教育目的は、本学の個性・特色と 3 つのポリシー及び中期目標・中期計画によく反映させています。
- ・「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」や「薬学教育モデル・コアカリキュラム」の改正に伴う教育目標の見直しや、それに合わせたカリキュラムの改定を行い、併せて、教育研究組織の見直しも随時行っています。
- ・それゆえ、本学は「基準 1」について、すべての項目を十分に満たしています。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

・本学の使命・目的及び教育目的に基づき、各学部と大学院の入学者受入れ方針を策定し、次のように明確に定めて周知しています。【資料 2-1- 1】【資料 2-1- 2】【資料 2-1- 3】

歯学部の入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）

本学の建学の理念は「高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな人材を育成する」です。医療従事者は医学的知識や医療技術の修得にとどまらず、人間性と道徳観や倫理觀を持って他者とのコミュニケーション能力を高め良好な人間関係を築くことが大切です。また、社会環境の変化やニーズに対応するために、自ら課題を探求して解決する能力や多職種連携に関わる知識と応用力も必要となります。さらに、人として他者を尊重し思いやりの心と生涯にわたり歯科医師を貫く強い志を持ち、社会に貢献できる歯科医師を目指すことが必要となります。

歯学部では、次のような資質を備えた入学者を求めています。

求める人物像

1. 国民の健康の保持・増進に役立ちたいという志を持っている。
2. 生命を尊重し他者を思いやる心を持っている。
3. 地域医療を支える意識を持っている。
4. 歯科医師という職業に魅力を感じ、その仕事に携わりたいという強い希望と意欲を持っている。
5. 歯科医師として、生涯にわたって自己研鑽を続けるための強い意志を持っている。

入学前に身に付けていることが望まれる知識など

1. 入学後の学修に必要な基礎学力（国語、英語、数学、理科）を有している。
2. 基本的なコミュニケーション能力を発揮するための基礎的な知識・態度を有している。

歯学部入試区分別アドミッション・ポリシー

・AO 入学試験（総合型選抜入学試験）

歯学部のアドミッション・ポリシーに加えて、下記の資質を有する入学者を求める。

1. 歯科医療を通して社会に貢献したいという強い意欲がある。

2. 将来、自らが目指す歯科医師像が明確である。

・同窓特別入学試験

歯学部のアドミッション・ポリシーに加えて、下記の資質を有する入学者を求める。

1. 本学歯学部の教育環境を十分に理解している。

2. 将来、自らが目指す歯科医師像が明確である。

・推薦入学試験（学校推薦型入学試験）

歯学部のアドミッション・ポリシーに加えて、下記の資質を有する入学者を求める。

1. 本学で歯科医学を学ぶことを強く希望している。

2. 歯科医療を通して社会に貢献したいという強い意欲がある。

・特待生選抜入学試験

歯学部のアドミッション・ポリシーに加えて、下記の資質を有する入学者を求める。

1. 特に理数系科目と英語において、優れた学力水準にある。

2. 指導的立場に立って歯科医学・歯科医療を支える意識を強く持っている。

・一般選抜入学試験

歯学部のアドミッション・ポリシーに合致する入学者を求める。

・編入学試験（第2・3・4年次編入）

歯学部のアドミッション・ポリシーに加えて、下記の資質を有する入学者を求める。

1. 歯科医師になりたいという強い希望を持っている。

2. 本学で歯科医学を学ぶことを強く希望している。

3. 歯科医療を通して社会に貢献したいという強い意欲がある。

【資料 2-1-1】

薬学部の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学の建学の理念は「高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな人材を育成する」です。薬学部では、その具現化のための薬剤師としての必要な知識と技術の修得だけにとどまらず、他者とのコミュニケーションを積極的に行うトレーニングを通し、人間性と道徳観や倫理観を育んでいきます。また、進歩していく社会やニーズの変化に対応するためには、常に課題を探求し、解決するまで研鑽し続ける力が必要となります。

本学部では、高等学校等における幅広い学習を通じて、次のような資質を備えた入学者を求めてています。

求める人物像

1. 国民の健康の維持・増進に役立ちたいという志を持っている。
2. 生命を尊重し他者を思いやる心を持っている。
3. 地域医療を支える意識を持っている。
4. 薬剤師という職業に魅力を感じ、その仕事に携わりたいという強い希望と意欲を持っている。
5. 薬剤師として、生涯にわたって自己研鑽を続けるための強い意志を持っている。

入学前に身に付けていることが望まれる知識など

1. 入学後の学修に必要な基礎学力（国語、英語、数学）を有している。
2. 高等学校までの理科 3 科目（物理、化学、生物）の中で 1 科目以上について、その内容を身に付けている。
3. 基本的なコミュニケーション能力を発揮するための基礎的な知識・態度を身に付けている。

薬学部入試種別アドミッション・ポリシー

・一般選抜入学試験

薬学部のアドミッションポリシーに合致した入学者を求める。

・総合型選抜入学試験

アドミッションポリシーに加えて、下記の資質を有する入学者を求める。

1. 高等学校での学習に限らず、課外活動や社会活動など様々な活動に対し積極的な態度で参加している自らの活動実例を表現できる。

・学校推薦型選抜入学試験

アドミッションポリシーに加えて、下記の資質を有する入学者を求める。

1. 高等学校で学ぶ基本的学科目、特に理数系科目について、優れた学力水準にある。
2. 知的好奇心が旺盛で、新しい課題に積極的に取り組むことができる。

・特待生選抜入学試験

アドミッションポリシーに加えて、下記の資質を有する入学者を求める。

1. 高等学校で学ぶ基本的学科目、特に理数系科目について、優れた学力水準にある。
2. 知的好奇心が旺盛で、新しい課題に積極的に取り組むことができる。
3. 将来、薬剤師として指導的立場に立って社会に貢献したいという意欲を有する。

【資料 2-1-2】

大学院の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

1. 歯学の進歩に貢献できる研究者を目指すひと
2. 豊かな人間性と高い研究能力を兼ね備えた研究者を目指すひと
3. 国際的な視野に立った歯学研究を行なう志のあるひと
4. 自立して歯学研究を行える研究者になることを望むひと
5. 歯学研究に取り組む意欲を持つ社会人

【資料 2-1-3】

- ・歯学部、薬学部のアドミッション・ポリシーは、本学ホームページ、大学ポートレートに掲載し、学内外に広く周知しています。【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】
- ・受験生などに対しては、大学案内、入学試験要項に明記して、ダイレクトメール、進学相談会、高校訪問などの機会を利用して周知しています。【資料 2-1-6】【資料 2-1-7】
- ・学生、教職員に対しては、「授業概要」に明記し周知しています。

【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】

- ・例年開催されるオープンキャンパスでは、学長、歯学部長及び薬学部長から、本学の使命・目的及び教育目標に加え、アドミッション・ポリシーについて、分かりやすく説明しています。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオープンキャンパスは中止し、個別対応の案内としました。【資料 2-1-8】
- ・大学院の入学者受入れの方針は、本学ホームページ、学生募集要項、「授業概要」に明記して周知しています。【資料 2-1-9】
- ・歯学部学生に対する大学院の説明と入学の勧誘は、年度初めのガイダンスの際に行っています。また、歯学部 1 年生の授業科目の「総合演習 1D」において 1 コマを設けて、大学院研究科長が、大学院への進学と将来の進路について講義を行うことで、大学院への進学を意識させるようにしています。また、本学附属病院の臨床研修歯科医に対して大学院に関する説明会を開催して、詳しい説明を行っています。また、社会人大学院生の受入れを促進するため、本学歯学部同窓会の各支部を訪問して、説明を行っています。

【資料 2-1-10】【資料 2-1-11】【資料 2-1-12】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-1-1】 授業概要 2020 年度奥羽大学歯学部 p5
- 【資料 2-1-2】 2020 年度授業概要薬学部奥羽大学 pv
- 【資料 2-1-3】 2020 年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p2
- 【資料 2-1-4】 奥羽大学ホームページ 大学概要 理念・目的・教育目標 3 つのポリシー
- 【資料 2-1-5】 大学ポートレート
- 【資料 2-1-6】 2020 奥羽大学大学案内歯学部・薬学部 p10、18
- 【資料 2-1-7】 令和 3 年度入学試験要項歯学部・薬学部 p1~2
- 【資料 2-1-8】 オープンキャンパス PPT 資料
- 【資料 2-1-9】 2020 年度奥羽大学大学院歯学研究科（博士課程）学生募集要項
- 【資料 2-1-10】 2020 年度奥羽大学歯学部在学生ガイダンス案内

【資料 2-1-11】 授業概要 2020 年度奥羽大学歯学部 p82～84

【資料 2-1-12】 第 408 回大学院研究科委員会議事録

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者選抜は、「奥羽大学入学試験委員会」のもとに学部長を委員長とする学部入学試験委員会を組織し、入学試験区分ごとのアドミッション・ポリシーに基づき、学力の 3 要素である、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を踏まえ、多面的・総合的かつ公正に評価しており、適切な体制のもとに運用・検証しています。以下に各学部と大学院の入学者受入れの実施方法を示します。

歯学部

- ・入学試験は、アドミッション・ポリシーに沿った学力と人間性のバランスに優れた学生の選抜を基本方針とし、一般選抜、総合型選抜、同窓特別、学校推薦型選抜、特待生選抜、編入学の入試区分で実施しています。【資料 2-1-13】
- ・入学者選抜に当たっては、「奥羽大学入学者選抜規程」に則り、歯学部長を委員長とし、入学試験管理委員、入学試験委員、アドミッションオフィサーからなる「歯学部入学試験委員会」を組織しています。【資料 2-1-14】
- ・一般選抜入学試験では、科目試験と面接を実施しています。試験科目は英語を必須とし、数学と理科 3 科の中から 1 科目を選択する計 2 科目としています。面接は評点を点数化し、科目試験との総合点を基に入学者を選抜しています。調査書は参考資料としています。【資料 2-1-15】
- ・総合型選抜と同窓特別入学試験では、自己推薦書、調査書及び面接を点数化し、その総合点をもとに選抜しています。【資料 2-1-16】
- ・学校推薦型選抜入学試験では、調査書で学力、小論文で文書能力、面接で他者とのコミュニケーション能力を評価し、それらの総合点で入学者を選抜しています。【資料 2-1-17】
- ・特待生選抜入学試験では「奥羽大学歯学部特待生規程」の基準を満たす学力に優れた者を選抜しています。試験科目は英語と数学を必須とし、理科 3 科目の中から 1 科目を選択する計 3 科目で実施しています。また、選抜の参考資料とするため面接を実施しています。【資料 2-1-18】
- ・編入学試験は、2 年次と 3・4 年次の区分で実施しています。2 年次は小論文と面接を点数化し、総合点を基に選抜しています。3・4 年次は、筆記試験で学力を測り、面接を点数化し、それらの総合点をもとに選抜しています。【資料 2-1-13】
- ・すべての入試区分で実施する試験問題は、歯学部入学試験委員会が本学教員の中から指名した複数の教員により、大学自らが作成しています。

薬学部

- ・入学試験はアドミッション・ポリシーに沿った学力と人間性のバランスに優れた学生の選抜を基本方針とし、一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜、特待生選抜、編入学、社会人特別入学、帰国生徒入学の入試区分で実施しています。【資料 2-1-13】
- ・入学試験は「奥羽大学入学者選抜規程」に則り、薬学部長を委員長とし、入学試験管理委員、入学試験委員、アドミッションオフィサーからなる「薬学部入学試験委員会」を組織し、実施しています。【資料 2-1-14】
- ・一般選抜試験は、試験科目として英語、数学のうち 1 科目を、理科 3 科目の中から 1 科目をそれぞれ試験会場で選択し、計 2 科目で実施しています。【資料 2-1-15】
- ・総合型選抜は、自己推薦書、面接評価点と調査書を総合して入学者を選抜しています。
【資料 2-1-16】
- ・学校推薦型選抜試験は、出身校長の推薦を受けた受験生の調査書、志願書、面接を点数化しています。特に、志願書と面接では、思考・展開・表現能力・人間性などの潜在的知的能力を評価しています。【資料 2-1-17】【資料 2-1-19】
- ・特待生選抜試験は、試験科目として英語、数学を必須とし、物理、化学、生物から 1 科目を選択する計 3 科目で実施しています。科目試験と面接の総合点により入学者を選抜しています。面接は 5 分間の個別面接としています。【資料 2-1-18】
- ・編入学試験は、2 年次及び 4 年次の募集とし、大学などの学業成績、小論文、面接を点数化し、総合点を基にして選抜しています。面接は 20 分間の個別面接としています。
- ・社会人特別入学試験、帰国生徒入学試験では、小論文、面接を点数化しています。面接は 20 分間の個人面接としています。【資料 2-1-20】
- ・すべての入試区分で実施する試験の問題は、入学試験委員会が指名した複数の教員により、大学自らが作成しています。

大学院歯学研究科

- ・大学院の入学者選抜は、学力を外国語試験と専攻科目の口頭試問で評価し、人物を面接で評価しています。【資料 2-1-21】【資料 2-1-22】
- ・外国語試験は、大学院運営委員会が試験問題作成者を指名し、入学後の歯科医学研究に必須の歯科医学に関する英語論文の和訳を行っています。
- ・口頭試問は受験生の志望する専攻科の教員が担当し、学位研究を進めるために必要な各専攻科の専門知識を評価しています。
- ・面接は、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受入れる目的から、受験生の志望する専攻科に所属しない 2 人の大学院教員が面接委員となり、人間性、思考力、展開力、表現力等を評価しています。
- ・令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、福島県外在住の社会人大学院の受験生に対しては、口頭試問と面接をオンラインで行い、外国語試験は入学後の対面授業が可能になった時期に実施することにしました。【資料 2-1-23】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-13】 令和 3 年度入学試験要項歯学部・薬学部 p1~4

2021年度編入学試験要項歯学部・薬学部、社会人特別入学試験要項歯学部・薬学部、帰国生徒入学試験要項薬学部

- 【資料 2-1-14】 奥羽大学入学者選抜規程 第4条 第5条 p217
- 【資料 2-1-15】 令和3年度入学試験要項歯学部・薬学部 p21~25
- 【資料 2-1-16】 令和3年度入学試験要項歯学部・薬学部 p5~12
- 【資料 2-1-17】 令和3年度入学試験要項歯学部・薬学部 p13~15
- 【資料 2-1-18】 令和3年度入学試験要項歯学部・薬学部 p16~20
- 【資料 2-1-19】 2021年度入学試験要項薬学部学校推薦型指定校推薦 p2
- 【資料 2-1-20】 2021年度編入学試験要項歯学部・薬学部、社会人特別入学試験要項歯学部・薬学部、帰国生徒入学試験要項薬学部 p3、7、10
- 【資料 2-1-21】 2021年度奥羽大学大学院歯学研究科（博士課程）学生募集要項
- 【資料 2-1-22】 奥羽大学大学院学則 第13条 p162
- 【資料 2-1-23】 第414回大学院研究科委員会議事録

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の入学定員は歯学部と薬学部を合わせて240人で、収容定員は1,440人です。在籍学生数は令和2(2020)年5月1日現在で988人、定員充足率は68.6%です。また、令和2(2020)年実施の入学試験の結果、令和3(2021)年5月1日現在の在籍学生数は、歯学部が406人、薬学部が561人の合計967人で、定員充足率は67.2%です。本学の入学定員と入学者数は令和3(2021)年度奥羽大学入試概要や本学ホームページで公表しています。

【資料 2-1-24】 【資料 2-1-25】 【資料 2-1-26】

歯学部

- ・歯学部の収容定員は600人で、入学試験における募集人員は96人です。東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故以来、受験者数が大幅に減少し、その後は入学定員に満たない状況が続いている。平成29(2017)年3月に大学機関別認証評価を受けた「定員充足率の改善を要する」との指摘に対して、特待生制度の運用や編入生の受け入れに注力した結果、平成29(2017)年5月1日現在の在籍学生数は330人で、定員充足率は55.0%、令和元(2019)年5月1日現在の在籍学生数は386人で定員充足率は64.3%、令和2(2020)年5月1日現在の在籍学生数は404人で定員充足率は67.3%、令和3(2021)年5月1日現在の在籍学生数は406人で定員充足率は67.7%と徐々に回復する傾向にあります。

薬学部

- ・薬学部の収容定員は840人、入学試験における募集人員は140人です。令和2(2020)年5月1日現在の在籍学生数は584人で定員充足率は69.5%です。
- ・平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故を機に入学者数が減少し、その後の放射能に対する風評の影響もあり、入学定員を確保できない状態が続いている。

- 平成 29(2017)年 3 月に公益財団法人日本高等教育評価機構による認証評価で「入学定員確保に向けた一層の努力が望まれる」という参考意見を受けた後、高校訪問に教員を派遣するなどの努力をしていますが、令和 3(2021)年 5 月 1 日現在の在籍学生数は 561 人で定員充足率は 66.8%と定員を充たすまでには至っていません。

大学院歯学研究科

令和 2(2020)年度の入学者は 20 人で、在籍学生数は 62 人、定員充足率は 86.1%です。

【資料 2-1-27】

- 大学院入学者数は令和元(2019)年度の 11 人よりも 9 人増加しています。平成 22(2010)年度に比較して大きく増加しており、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の影響は、ないと判断できます。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-24】 奥羽大学ホームページ 大学概要 入学定員・収容定員

【資料 2-1-25】 2021 年度奥羽大学入試概要 p7、8

【資料 2-1-26】 奥羽大学ホームページ 大学概要 学生数

【資料 2-1-27】 奥羽大学ホームページ 大学概要 学生数

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

歯学部・薬学部

- 受験生の動向調査等を含めた入試情報の収集と分析に基づいた広報活動を継続するとともに、本学ホームページの内容充実を図るほか、プロモーションビデオや同窓会などの会合時に使用する PR 用スライドを活用し、広報活動をより効果的に行っていきます。
- 学生支援の一環として、歯学部では平成 23(2011)年度から歯学教育充実費を廃止し、学生の経済的負担軽減に取り組んでいます。平成 27(2015)年度から、6 年間の授業料相当額を奨学金として給付する特待生制度を創設したところ入学者の増加がみられました。

今後は、本学の学生支援策である特待生制度を広くアピールするとともに、本学の教育実績や魅力を広く浸透させ、入学定員に見合った適正な学生数を確保していきます。

大学院歯学研究科

- 本学教員を社会人大学院生として受け入れ、経済的負担を軽減することにより入学者の増加を図っていきます。
- 大学院説明会を歯学部学生と研修歯科医に対して定期的に実施し、大学院で研究することの意義や楽しみを伝えていきます。
- 学内学会(奥羽大学歯学会)や大学院セミナーに歯学部学生と臨床研修歯科医の参加を促すことで、大学院教員の研究内容を積極的に伝えていきます。

【エビデンス集・資料編】

なし

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学は、教員と学事部教務課・学生課の職員が年度計画に基づいて連携し、学部の活動、カリキュラム策定、「授業概要」の作成及び学内試験の実施など、協働して適切かつ円滑に運営しています。

歯学部

・教員と学事部職員との良好な連携により、カリキュラムの策定、「授業概要」の作成及び各種学内試験などを適切にかつ円滑に実施しています。歯学部長のもとに組織している学生部委員会は、授業の円滑な運営と健全な学生生活の確立を図り教育効果の向上に寄与することを目的としており、委員会の議事に学事部職員も参加しています。

【資料 2-2- 1】

・学生指導は学年担任制とし、各学年に学年主任として教員 1 人、学生 7~10 人に対してクラス担任の教員 1 人を配置し、学事部職員と密接に連携をとりながら、履修指導、学修の進め方、成績向上の指導、学生生活全般に至る幅広い内容を支援しています。

【資料 2-2- 2】

・学年主任とクラス担任は 2 週に 1 回の割合で学年ごとの担任会議を開催し、当該学年の学生生活情報、出席状況、学力情報を共有しています。クラス担任は、定期的に大学のポータルサイトである UNIVERSAL PASSPORT を閲覧し、出席状況や学事部から配信される試験成績等の資料を基に受け持ち学生の指導を行っています。【資料 2-2- 3】

・自習の場として、学事部職員による管理・環境整備のもと、放課後の教室、中央棟 3 階の歯学部専用自習室及び学生ホールを開放しています。学修到達度を確認するツールとして教育支援システム（CBT-Medical system、授業資料提示システム）を導入し、共用試験及び歯科医師国家試験に向けての支援を行っています。また、6 年生に実施した試験のフィードバック講義は、授業終了後の 16 時 30 分から 17 時 30 分まで、インターネット回線を利用したオンラインで行なっています。【資料 2-2- 4】

・授業担当教員は、毎週設けているオフィスアワーを学事部職員と協働で作成した「授業概要」にその曜日と時間を表記して、学生からの授業内容についての疑問や学修における相談を受付けています。これらの方策により、学生と教員とのコミュニケーションが

強化され、学生の自主的な学修を促しています。また、オフィスアワー以外の時間帯でも学生が相談できるよう、教員は柔軟に対応しています。【資料 2-2- 5】

- ・第 6 学年では、学年委員・卒業準備委員会を組織して、毎月、卒業準備委員、歯学部父兄会長、学年主任、学事部職員などが出場のうえ、「卒業準備委員会 学力向上委員会 学年会議」を開催し、卒業に向けての学修支援、学修環境整備などについて検討しています。【資料 2-2- 6】
- ・UNIVERSAL PASSPORT で集計した出席状況、学事部で集計された成績を基に、欠席の多い学生や成績不良の学生には学年主任、クラス担任との面談、また必要に応じ保護者に対しても面談または電話による面談を行い、成績の向上を目指しています。学年末の進級試験の結果、成績不良で留年になった場合は、学年主任とクラス担任が学生、保護者と進路変更を含めた話し合いを持ち、対応しています。また、成績不良あるいは進路変更が理由で中途退学を希望する学生には、学年主任・クラス担任が保護者と密に連絡を取り合い、よく話しあった後に結論を出しています。【資料 2-2- 2】
- ・学修支援等に対する学生からの意見は、学事部で行う「学生による授業評価アンケート」の自由記載欄で汲み取り、学修支援の改善に反映しています。アンケートは UNIVERSAL PASSPORT を利用したオンラインで行い、記載事項の一覧表作成は学事部職員が担当し、歯学部長に提出しています。

薬学部

- ・教員と学事部職員が協働して、カリキュラムの策定、「授業概要」の作成及び各種学内試験などを適切にかつ円滑に実施しています。学生部委員会は、学生部長を長とし、学年主任、カウンセラー、薬学部学事部職員を含めて構成し、学生の学修全般及び学生生活支援に関する内容を討議しています。ここでの討議内容は学生部長から教授会に報告し、審議を経てその結果を各教員へと伝達することにより、学生への学修・生活支援に関する薬学部全体の情報共有と意思統一を図っています。【資料 2-2- 7】
- ・学修支援と生活指導の充実を目的として、各学年に学年主任 1 人を置いています。第 1 学年～第 3 学年では 1～5 人の学生に対して講師以上の教員 1 人をアドバイザーとして配置し、より一層の学生と教員のコミュニケーションを図っています。第 4 学年～第 6 学年では講師以上 37 人の研究室に配属し、卒業研究を指導するとともに、学修・生活全般の指導を行っています。学事部職員はアドバイザー教員または配属先教員へ配属学生の出欠席や成績などの一覧表を作成して情報提供するとともに、保護者への通知を担当しています。【資料 2-2- 8】
- ・自習の場として、図書館、薬学部専用自習室及び放課後の教室を開放しています。学修到達度を確認するツールとしてオンライン教育支援システムを導入し、薬学共用試験及び薬剤師国家試験に向けての支援を行っています。学事部職員は教員と協働してマークシートの採点を行い、成績一覧表を作成し、学部長に提出しています。
- ・授業担当教員は、毎週設けているオフィスアワーを「授業概要」に表記して、学生からの講義内容についての質問や学修における相談を受け付け、学生とのコミュニケーションを強化するとともに、自主的な学修を促しています。また、オフィスアワー以外の時間帯でも学生が相談できるよう教員は柔軟に対応しています。

【資料 2-2-9】

- ・成績不良あるいは進路変更が理由で中途退学を希望する学生及び留年者や、病気により休学を希望する学生に対しては、アドバイザー教員または配属先教員が学年主任や学事部職員と連携して保護者と密に連絡を取り合い、話し合いながら対応しています。面談の連絡・調整は学事部職員が担当しています。
- ・学修支援等に対する学生からの意見は、「学生による授業評価アンケート」の自由記載欄で汲み取り、学修支援の改善に反映しています。アンケートは学事部職員主導でポータルサイトを通じて実施しています。また、結果の集計と記載事項の一覧表作成も学事部職員が担当し、薬学部長に提出しています。
- ・UNIVERSAL PASSPORT で成績・学生管理及び遠隔教育の体制を整備しています。
- ・メール機能はじめ、書類の作成やファイル等の保存・共有機能を有する G Suite を活用し、学生への情報伝達等に活用しています。
- ・C-Learning システムは、授業の出席確認、小テスト・レポートの実施、授業資料・授業動画の配信、遠隔授業などに活用しています。

大学院歯学研究科

- ・大学院運営委員会と研究科委員会には研究科教務課職員が出席して議事録を作成とともに、教員と職員が協働して、大学院に関する重要な規則の制定・改廃、大学院予算の方針、大学院と歯学部との連絡調整などに当たっています。【資料 2-2-10】
- ・大学院研究科委員会の決定事項を基に、大学院教員と研究科教務課職員は大学院生の学修支援及び学費、奨学金などの相談に応じています。
- ・上級生の大学院生が学位研究をスタートさせたばかりの大学院生に実験手技等の指導を行っていることは、新入大学院生にとって有効な研究支援となっています。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】 奥羽大学学生部委員会規程 第3条、第4条 p429

【資料 2-2-2】 2020年度学年主任・クラス担任一覧、学生生活票、2020年度学生指導記録

【資料 2-2-3】 2020年度前期授業出欠状況（1～6年生、2020年度クラス担任会議事録（令和元年4月）

【資料 2-2-4】 授業概要 2020年度奥羽大学歯学部 p232～235

【資料 2-2-5】 授業概要 2020年度奥羽大学歯学部 p19～20

【資料 2-2-6】 2020年度第6学年学年委員・卒業準備委員（44期）

【資料 2-2-7】 奥羽大学学生部委員会規程 第3条、第4条 p429

【資料 2-2-8】 令和2年度アドバイザー・研究室配属教員表（薬学部）

【資料 2-2-9】 2020年度授業概要薬学部奥羽大学 p45、46

【資料 2-2-10】 奥羽大学大学院学則 第37条～第47条 p164、165

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

- ・歯学部では、TAとして大学院生を臨時職員待遇で雇用し、TAを必要とする科目的授業、実習、演習等に配属し、教員の教育補助業務を行っています。

【資料 2-2-11】

- ・TA制度を活用して大学院生が歯学部の学生教育に参画し、学部学生の学修及び授業支援を行っています。このことにより、大学院生自身に将来の教員としての意識を芽生えさせるという効果を期待しています。【資料 2-2-11】
- ・薬学部では精神的障害がある学生に対し、実務実習に先立って実施される事前学習で円滑に学習が行えるように専任の教員を配置して学習支援を行いました。また、当該学生には OSCE 実施で特別配慮を願い出て実施しました。
- ・薬学部では全教員でオフィスアワー制度を実施しております。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-11】 奥羽大学ティーチング・アシスタント(T.A.)に関する取扱規程 第 1 条、第 3 条 p734 の 2

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・歯学部と薬学部では、学生部委員会を中心とする教員と職員の協働体制を堅持し、学生の目標である歯科医師及び薬剤師国家試験合格のための学修支援を今後も継続します。
- ・TA の役割は主に歯学部における授業、実習、演習等の補助ですが、これをさらに発展させ、TA を学生の修学支援体制に組み入れ、学生の相談及び個別学修指導を行う体制を整えます。
- ・大学院歯学研究科においては、「大学院運営委員会」及び「大学院研究科委員会」に研究科教務課職員が参加し、議事録作成だけでなく入学希望者や大学院生の事務的相談等にも積極的に対応する体制を継続します。
- ・学部教育に対する TA の学修支援を継続するとともに、上級生が下級生の研究指導をアシスタントすることを常態化することにより、大学院生の研究へのモチベーションを高め、研究実施環境を強化します。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

歯学部

- ・歯学部の学生は全員が歯科医師になることを目指しており、本学における授業科目のすべてがキャリア教育になります。
- ・キャリア教育はカリキュラム委員会が中心に策定しており、授業科目は専任教員で行う体制を整えています。【資料 2-3- 1】
- ・学生が歯科医療の社会的意義と職業としての歯科医師の魅力を早期に自覚できるよう、第 1 学年の「歯科医学演習」でアーリーエクスポージャーを行っています。

【資料 2-3- 2】

- ・医療人として重要な道徳観や倫理観を、第 1 学年から第 3 学年までを通して「歯科医療人間学」で学びます。【資料 2-3- 3】
- ・第 5 学年の臨床実習では、従来、学生を介護老人保健施設や福島県社会福祉事業団の施設に派遣し、地域包括ケアの重要性と歯科医師の役割を学ぶ機会を設けています。具体的には、介護施設や学外歯科診療施設における見学や実践を通して、社会的、職業的に自立するための指導体制を整えています。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症予防の観点から施設派遣を取り止めました。
- ・臨床実習の期間中に薬局、臨床検査室、栄養室、病棟、総合受付をローテイトし、さらに嚥下スクリーニング検査の相互実習を取り入れた MT (Medical Team) 研修を行い、チーム医療の一員として参画するために多種職協働について理解するための指導体制を整えています。【資料 2-3- 4】
- ・社会的・職業的自立に関して、第 3 学年と第 6 学年の「歯科医療管理学」「社会歯科学」で、歯科診療所の開設、経営管理及び保険医の在り方について教育しています。

【資料 2-3- 5】

- ・学生が自らの卒後進路を明確に描くことができるよう、将来のキャリアパスにつながる指導体制を整備しています。

薬学部

- ・薬学部の学生は全員が薬剤師になることを目指しており、本学における授業科目のすべてがキャリア教育になります。
- ・第 1 学年から第 3 学年までの基礎教育科目は、コミュニケーション能力、情報加工技術、日本語表現能力の向上を目指し、第 4 学年以降の臨床に則した薬学専門科目における「技能・態度」の習得を助けます。
- ・第 1 学年の「チーム医療学演習 I、II」では、介護体験、障がい疑似体験（不自由体験）、保険薬局、病院、老人介護保険施設における早期臨床体験学習を行い、さらにその後に small group discussion (SGD) を行うことで、薬剤師が果たすべき役割について自覚を促します。
- ・キャリアコンサルタント及び産業カウンセラーの資格を有する教員が開講する基礎教育科目として第 2 学年では「医療コミュニケーション論」、第 3 学年では「臨床コミュニケーション演習」を段階的に配置し、自他尊重のある自己表現力の習得を促し、演習形

式により医療人として多職種協働する場面で重要なコミュニケーションスキルを演習形式により涵養します。

- ・第4学年では病院・薬局実務実習のための「事前学習」を講義、演習、実習、SGD、problem based learning (PBL)などを通じて実施し、社会が求める薬剤師となる人材を育成しています。第5学年の「病院・薬局実務実習」では、病院及び薬局業務実習や他職種とのカンファレンスなどにより、薬剤師業務を実体験し、薬剤師としての心構えと臨床対応能力を醸成します。【資料 2-3-6】
 - ・グローバル化への対応として、一般教養科目に外国語を設置し、第1学年から第4学年の間に履修する環境を整えています。さらに薬学アドバンスト科目として海外薬学実習を令和元(2019)年度より新たに開講し、希望する学生は米国の薬剤師教育、薬局・病院・薬剤師外来での薬剤師業務を見学・体験できるようになりました（令和2(2020)年度は、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行により開講しませんでした）。【資料 2-3-7】
 - ・このようにキャリア支援に関する科目を各学年に適切に配置することで、効果的なキャリア形成支援を達成可能とするカリキュラムを編成しています。
 - ・就職指導は薬学部学事部の就職担当職員と連携しながら、外部講師を招いた「キャリアガイダンス」（年4回開催）（令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により未開催）、郡山商工会議所と連携したインターンシップ、就職関係資料を集めた学内ブース・掲示板の設置、「奥羽大学進路ニュース」の編集・配布などを通じて行っています。平成26(2014)年度からは学生全員を対象に「職業研究セミナー」を2日間開催し、令和元(2019)年度には病院・保険薬局など123事業所の担当者から業務内容等の説明を受けています（令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により未開催）。
- 【資料 2-3-7】
- ・キャリアパスのための一貫した教育を行い、卒後の進路選択・決定を支援し、学生の就職・進路先の調査を行っています。【資料 2-3-8】

大学院歯学研究科

- ・大学院学則第1条に「有為な研究指導者を育成することを目的とする」、アドミッションポリシーには「自立して歯学研究を行える研究者になることを望むひと」と明記し、大学院生が将来歯学の教育・研究に携わる人材として自立するための指導を行っています。また、TAとして学部教育の補助業務に従事しながら、将来の指導者としてのトレーニングを行っています。【資料 2-3-9】【資料 2-3-10】【資料 2-3-11】
- ・「特別研修セミナー」と「特別セミナー」では、著名な医学系研究者を招聘して最先端の研究を紹介することで大学院生のリサーチマインドを刺激していますが、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症対策のために中止となりました。令和3(2021)年度は実施する予定です。これは国際的な研究者を目指す意欲向上させ、卒業後の進路として大学教員の道を選択することにつながります。【資料 2-3-12】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-1】 令和2(2020)年度歯学部授業科目コード一覧

【資料 2-3-2】 授業概要 2020年度奥羽大学歯学部 p75、76

- 【資料 2-3- 3】 授業概要 2020 奥羽大学歯学部 p11、12
- 【資料 2-3- 4】 令和 2 年度臨床実習必携 p149～158
- 【資料 2-3- 5】 授業概要 2020 年度奥羽大学歯学部 p124、125、218、230
- 【資料 2-3- 6】 2020 年度授業概要（奥羽大学薬学部）pvii、178～181、212、213、282、283、394～398、416、417、422、423
- 【資料 2-3- 7】 奥羽大学薬学部進路ニュース HIKARU2021.3
- 【資料 2-3- 8】 令和 3 年度学校基本調査 卒業後の状況調査票
- 【資料 2-3- 9】 奥羽大学大学院学則 第 1 条 p161
- 【資料 2-3-10】 2020 年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p2
- 【資料 2-3-11】 奥羽大学ティーチング・アシスタント(T.A.)に関する取扱規程 第 1 条 p734 の 2
- 【資料 2-3-12】 大学院特別研修セミナー・特別セミナー開催一覧 (H16～)

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

歯学部・薬学部

- ・歯科医師・薬剤師としての社会的・職業的自立に関する指導体制を整備しており、入学初年度から職業としての社会的使命や重要性を学修し、学年の進行とともに医療人としてのキャリアパスの概要を知ることができることから、今後もこの教育体制を継続します。
- ・一方、歯科医師と薬剤師に必要な知識、態度、技能をより確実に学修するためのカリキュラムを再点検・評価し改訂作業を進め、教育課程をさらに充実します。
- ・薬学部は、「職業研究セミナー」への参加をより多くの事業所に呼びかけ、効果的な就職活動を支援します。令和元(2019)年度は、参加する事業所数は 123 となっています(令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により未開催)。

大学院歯学研究科

- ・卒業後に大学教員として教育研究に従事する意欲を持たせるため、指導教員が積極的に適切な指導・助言を行います。
- ・論文業績に富む者、外部研究資金獲得者及び各種学会賞の受賞者を積極的に大学院教員に任命し、大学院生が国際的に評価される学位論文が発表できる指導体制とします。
- ・TA 制度を積極的に活用し、大学院生の学部学生に対する教育能力を高めます。
- ・上記の取り組みにより、優れた教育研究能力を有する大学院生を育成します。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

歯学部・薬学部

1) 経済的支援

- ・本学独自の給付型奨学生として「奥羽大学影山晴川育英奨学基金規程」に基づく奨学生があります。この制度は、学業・人物共に優れた学生を選考し奨学生を給付するものです。奨学生として、入学時に 1 人あたり 50 万円を 1~3 人に、第 2 学年以上の修了時には 1 人あたり 20 万円を各学年 2 人以内に給付しています。また、卒業する学生には晴川賞と優等賞を授与しています。【資料 2-4-1】
- ・修学 6 年間の授業料相当額を奨学生として給付する「奥羽大学歯学部特待生規程」と「奥羽大学薬学部特待生規程」に基づく制度があります。この制度は、成績、人物、健康共に優秀で、他の模範と認められる学生に対して授業料の全額または半額を奨学生として給付するもので、令和 2(2020)年度は歯学部 124 人（内半額給付 19 人）、薬学部 111 人（内半額給付 29 人）が利用しています。本制度では、第 2 学年以降の継続は規程に定める条件に基づいて判定されます。【資料 2-4-2】 【資料 2-4-3】
- ・貸与型奨学生制度である日本学生支援機構奨学生は「日本学生支援機構奨学規程」に定める基準に従って奨学生を受ける学生を選考し、日本学生支援機構に推薦しています。現在は推薦を受けた学生全員に奨学生が貸与されており、令和 2(2020)年度は 391 人が貸与を受けています。【資料 2-4-4】
- ・文部科学省の高等教育の修学支援新制度は、経済的に厳しい状況にある学生等が進学・修学を断念するがないように授業料等減免措置などで支援する制度で、本学は要件を満たした対象大学として学生を支援しています。
- ・歯学部父兄会は共済基金を設け、学生が経済的困窮を理由に就学継続が不可能とならないよう、所定の金額を無利子で貸与しています。これは学生一人当たり歯学部年間授業料相当額の 350 万円を限度として貸与するもので、卒業後 2 年目より貸与時の返済計画に従って返済する制度です。設立以来現在まで 203 人の学生がこの制度を利用しています。【資料 2-4-5】

2) 生活支援

- ・歯学部は、各学年の学生 4~11 人に対して 1 人の教員をクラス担任として配置し、定期的に学修方法や学生生活の相談を受けています。クラス担任は聞き取った学生の意見・

要望をもとに学年主任とクラス担任が定期的に個々の学生の学修を含む学生生活全般について協議し、学生に対して必要な支援を行っています。【資料 2-4-6】

- ・薬学部の第 1～3 学年は、講師以上の教員がアドバイザーとして各 1～5 人の学生を受け持ち、学業を含む生活全般についてのきめ細やかな相談や指導を行っています。第 4～6 学年は、卒業研究の研究室配属先の教員がその任に当たっています。

【資料 2-4-7】

3) 生活指導

- ・禁煙の推進について

医育機関である本学構内は施設内全面禁煙としており、「禁煙支援推進委員会」が新入生や新採用の職員に対して禁煙指導に取り組んでいます。【資料 2-4-8】

- ・薬物乱用防止について

これまで、「薬物乱用防止キャラバンカー」による薬物乱用防止のキャンペーンや薬物乱用防止を呼び掛けるポスターの掲示などにより、薬物乱用防止の啓発をしてきました。薬学部は福島県県中保健福祉事務所が行うヤング健康推進員事業に協力し、学生有志が啓発用資材の製作をしています。【資料 2-4-9】

- ・交通安全について

大学の立地条件から通学の手段として自家用車を利用する学生が多数います。通学に自家用車を利用する学生には、学内で実施している郡山北警察署員による「交通安全講習会」の受講を義務付け、「車両運転通学許可証」を与えていました。交通安全講習会は毎年 6 月に開催し、学生の交通事故への現状認識と交通安全に対する意識向上に役立てています。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症予防の観点から、密集・密接となる交通安全講習会を中止とし、自家用車を利用する学生には特例的に「車両運転通学許可証」を交付しました。

- ・人権保護について

新年度の開始時に、全教員と全学生に対してハラスメント防止と相談窓口について説明と指導を行うとともに、「セクシャル・ハラスメントガイドライン」と「ハラスメント防止のためのガイドライン」を本学ホームページに掲載し周知を図っています。。学生に対しては、新入生オリエンテーションと年度初めの在学生ガイダンス時に、セクシュアル・ハラスメント防止のパンフレットを配布するとともに、「奥羽大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程」「奥羽大学セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程」及び「奥羽大学セクシュアル・ハラスメント調査委員会規程」について説明しています。また、「パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントの防止のために「奥羽大学ハラスメント防止等に関する規程」「奥羽大学ハラスメント防止委員会規程」及び「奥羽大学ハラスメント調査委員会規程」を定め人権保護に努めています。【資料 2-4-10】

4) 危機管理について

- ・全ての学生は、日本国際教育支援協会が運営する「学生教育災害保険」に加入しています。この保険は、正課中、学校行事中、課外活動中または通学中等に、不慮の事故により

傷害を受けた場合に保険金の給付を受けるものです。なお、歯学部においては、臨床実習時・薬学部においては実務実習時に不慮の事故や他人の財物を損壊する可能性を考慮し、法律上の損害賠償責任を補償する歯学部学生は「医学生教育研究賠償責任保険」に、薬学部学生は「学研災付帯賠償責任保険」に加入しています。【資料 2-4-11】

- 教員と職員は学生の連絡先を把握し、緊急時の情報伝達、安全確認が可能な連絡網を整備しています。この連絡網は東日本大震災直後の学生安全確認に活用されました。また、学生だけでなく保護者との連絡が可能な体制も整備しています。薬学部では、全学生にメールアカウントを付与し、非常時の迅速な情報伝達に活用しています。【資料 2-4-12】
- 学生の成績などを含め、多くの個人情報に対して、「奥羽大学個人情報保護に関する規程」を定め、個人情報の保護と取り扱いを厳重にしています。【資料 2-4-13】

5) 課外活動支援について

- 課外活動としてクラブ・サークル活動があり、その総括団体である「学友会」には体育会系クラブ 17 団体、文化系クラブ 6 団体、同好会 3 団体が加入しています。団体ごとに顧問として教員が参画し、指導や支援を行っています。【資料 2-4-14】
- 「学友会」は、学生個人会費と歯学部、薬学部父兄会からの助成金で運営し、実務は学生に委ねています。春季、秋季の 2 回の定期総会において予算を審議し、決算を行っています。【資料 2-4-15】
- 大学祭である「奥羽祭」は、学生が自主的に組織する実行委員会が主催しています。学生、教職員だけでなく地域一般市民にも開放し、大学と地域が交流する場となっています。例年、「奥羽祭」では歯科医療、薬剤に関する展示のほか、著名芸能人を招いたアトラクション、学生参加の各種イベントを開催しています。地域住民が多数参集し、楽しみながら歯学、薬学に関する知識を深めるとともに学生と交流しています。大学祭開催に対しては事務職員が種々の支援を行っています。令和 2(2020)年度は、新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から開催を中止としました。

6) 学生の心身に関する健康相談、心的支援について

- 薬学実習棟 3 階に「カウンセリング室」を設け、悩みや精神的な問題を抱えている学生に対して、公認心理師と臨床心理士の資格を有する専任教員がカウンセラーとなって相談に応じています。【資料 2-4-16】

大学院歯学研究科

- 大学院生に対する支援は下記の 4 項目です。

1) 奨学金による経済的支援

- 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を、毎年 2~3 人が受けています。

【資料 2-4-17】

2) ハラスメント防止

- セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントに対しては、学部と同様の対応をしています。入学時のオリエンテーション、全学年へのガ

イダンス時にハラスメント防止と相談窓口について説明しています。また、その際に相談を行ったことが不利益ならないことと秘密が厳守されることを伝えています。【資料2-4-18】【資料2-4-19】

3) カウンセリング

- ・大学院生の心理面の支援は、学部と同様に大学のカウンセリング室にて対応しています。
【資料2-4-20】

4) 大学院運営委員による個別相談

- ・学位研究及び大学院における教育研究活動に関して困難や悩みに直面した場合は、指導教員以外の大学院教員、特に大学院運営委員が積極的に対応することを大学院生に伝えています。状況によっては、年度途中でも研究指導責任者を変更することも認めています。【資料2-4-21】
- ・大学院生の研究進展状況は研究計画報告書及び研究経過発表会を通じて、指導教員のみならず、全大学院教員が把握しています。研究の停滞や進行の遅延がみられる場合は、当該大学院生及び指導責任者から理由を聞き出しています。指導方法や研究テーマの選択、研究の進め方に改善を要すると判断される場合は、研究科長が伝えています。場合によっては、研究指導責任者の変更を認めることもあります。また、学位研究の遂行に際して、大学院生にメンタル及び身体に過度な負担がかからないように配慮しています。
【資料2-4-21】【資料2-4-22】

【エビデンス集・資料集】

- 【資料2-4-1】 奥羽大学影山晴川育英奨学基金規程 p283～285
奥羽大学影山晴川育英奨学基金施行細則 p289、290
- 【資料2-4-2】 奥羽大学歯学部特待生規程 p237、238
- 【資料2-4-3】 奥羽大学薬学部特待生規程 p239、240
- 【資料2-4-4】 日本学生支援機構 受給者数調べ
- 【資料2-4-5】 奥羽大学歯学部父兄会共済基金規程
- 【資料2-4-6】 令和2年度学年主任・クラス担任・カウンセラー一覧、クラス担任会議事録
- 【資料2-4-7】 令和2年度アドバイザー・研究室配属教員表
- 【資料2-4-8】 禁煙推進ポスター
- 【資料2-4-9】 薬物乱用STOP委員会（ヤング健康推進員）2020年度名簿
- 【資料2-4-10】 奥羽大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程 p781～783
奥羽大学セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程 p791～794
奥羽大学セクシュアル・ハラスメント調査委員会規程 p795、796
奥羽大学ハラスメント防止等に関する規程 p797、798
奥羽大学ハラスメント防止委員会規程 p799～800の3
奥羽大学ハラスメント調査委員会規程 p800の6～800の7
- 【資料2-4-11】 2020年度版学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）加入者のしお

り

- 【資料 2-4-12】 令和 2 年度学生生活票
- 【資料 2-4-13】 奥羽大学個人情報保護に関する規程 p755～760
- 【資料 2-4-14】 令和 2 年度学友会登録団体
- 【資料 2-4-15】 令和 2 年度学友会総会開催案内
- 【資料 2-4-16】 CAMPUS GUIDE 2020 p30
- 【資料 2-4-17】 日本学生支援機構 受給者数調べ（大学院）
- 【資料 2-4-18】 奥羽大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程 p781～783
奥羽大学セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程 p791～794
奥羽大学セクシュアル・ハラスメント調査委員会規程 p795、796
奥羽大学ハラスメント防止等に関する規程 p797、798
奥羽大学ハラスメント防止委員会規程 p799～800 の 3
奥羽大学ハラスメント調査委員会規程 p800 の 6～800 の 7
- 【資料 2-4-19】 第 407 回大学院研究科委員会議事録
- 【資料 2-4-20】 令和 2 年度学生カウンセリング（歯学部）（薬学部）報告書
- 【資料 2-4-21】 2020 年度大学院研究計画報告書に対する助言・コメント
- 【資料 2-4-22】 2020 年度大学院研究経過発表会に対する助言・コメント

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・学生生活に対する本学の支援は充実していると判断していますが、今後も「学生生活満足度調査」の項目を検討して学生生活全般に関する学生の意見・要望を把握し、よりよい学修環境の整備に努めます。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

校地・校舎等

- ・本学の校地等面積は 13 万 9,445 m²です。敷地には中央棟、基礎医学研究棟、薬学部棟、薬学部実習棟、講義棟、第 2 講義棟、第 3 講義棟、解剖学棟、動物実験研究棟、研修棟、薬学部自習室、食堂棟、臨床研修室などがあり、校舎の総面積は 3 万 8,142 m²です。歯学部附属病院の面積は 1 万 4,242 m²、記念講堂、体育館、武道館、クラブ棟、福利厚生施設を含めた総面積は 1 万 8,342 m²です。そのほか、全天候型テニスコートは 6 面で 3,914 m²、駐車場は構内 700 台・附属病院前 200 台収容可能で、薬用植物園は 8,753 m²です。これらの施設は図 2 のように配置しています。
- ・情報化・国際化に対応した教育・研究設備として、薬学部棟に設置している情報処理機器 LAN、歯学部と薬学部及び事務局を光ファイバーで結ぶ学内 LAN、無線 LAN(Wi-Fi)エリアを設置して教育・研究を行いやさしい環境を整備しています。
- ・歯学部附属病院の診療室には 135 台の歯科用ユニット、病室 9 室 22 床、手術室 2 室、技工台 116 台を設置し、定期的に更新しながら設備の整備、充実を図っています。
- ・本学の校地・校舎面積、施設・設備は「大学設置基準」を大きく上回っており、教育目標を達成するために必要な施設・設備を十分に整備しています。施設と設備の老朽化・劣化対策については、教育機関に使用する施設設備の安全性とその継続性が常に保ち続けられるよう、建物の改修・改築工事、構築物の補強強化維持に努めています。設備は定期的に更新を行い、施設・設備の整備は常勤の有資格職員が定期的に実施しており適切に管理しています。
- ・令和 3(2021)年 2 月 13 日（土）に発生した福島県沖を震源とする M7.3、最大深度 6 強の地震では、人的被害はなかったものの、建屋及び機器備品は甚大な損壊を受けました。この地震は激甚災害に指定されなかつたので、学生の教育環境を早期復旧させるべく自力で建屋の修復と機器設備の更新を行っています。

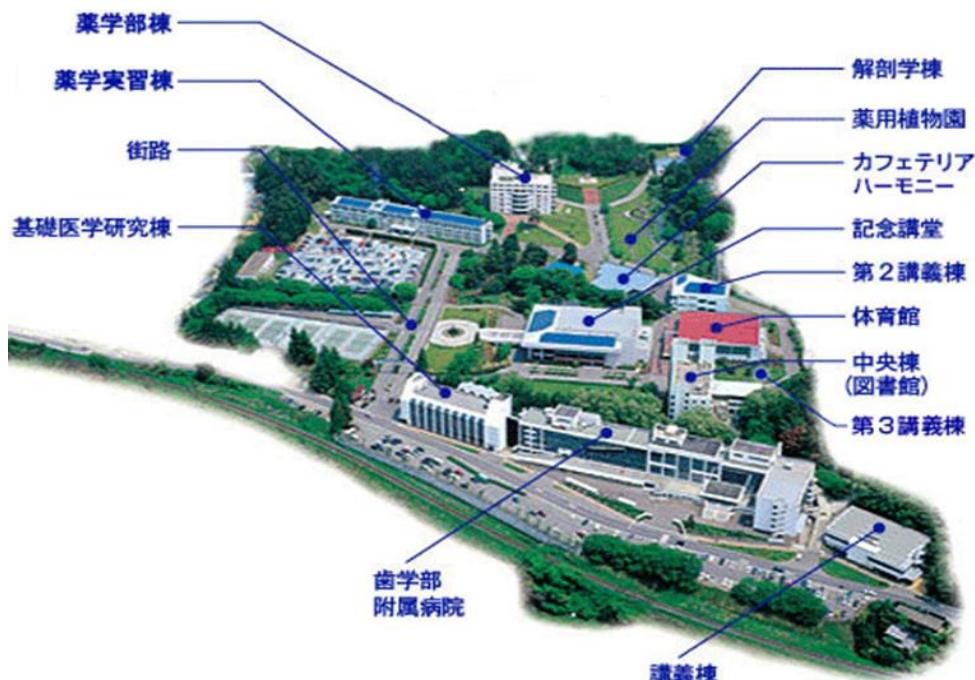


図 2

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

教育研究施設

- ・キャンパス内の教育・研究施設は、講義棟が3棟、図書館と実習室及び教室を配置した中央棟、薬学部棟、薬学実習棟、基礎医学研究棟、事務局と講堂を配置した記念講堂、歯学部附属病院棟があります。講義室は33室、実習室は43室、演習室は11室、自習室は3室を備えています。歯学部の実習室を基礎医学研究棟と中央棟に、薬学部の実習室を薬学実習棟に配置し、学生が講義室と実習室の移動を円滑に行えるよう配慮しています。実習室は適宜最新の設備に更新し、実習に必要な機材等は学生に十分行きわたる数を整備しています。
- ・共同研究施設として、放射性同位元素共同研究施設、遺伝子組換え実験室、動物実験研究施設、電子顕微鏡研究施設があり、それぞれに委員会を構成して適切に管理・運用しています。
- ・歯学部附属病院は、歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科、内科、外科、呼吸器内科、耳鼻咽喉科を標榜し、13診療科、14専門外来と病棟を備えています。歯学部附属病院は、歯科医学、薬学の教育・研究施設として、また地域の医療の提供施設として機能しており、利用者は郡山市内、福島県内のほか隣県の市町村など広範囲にわたっています。

図書館

- ・図書館は中央棟の1階、2階にあり、延べ面積は2,062m²です。
- ・蔵書は、令和3(2021)年5月1日現在、243,984冊で、その内訳は歯学関係60,819冊、薬学関係45,055冊、一般138,110冊です。
- ・利用ゾーンである書架と閲覧席は一体化した全面開架性を採用しているので、利用者は自由に図書や雑誌を閲覧することができます。その他、事務室、館長室、個人閲覧室(11室)、バックナンバー室、倉庫を配置しています。
- ・平成23(2011)年3月11日の東日本大震災では、ほとんどの書架が転倒や床固定部分から傾斜したため、使用が危険と判断し、すべての書架を更新しました。
また、令和3(2021)年2月13日(土)に発生した「福島県沖を震源とする地震」では、東日本大震災の教訓を活かし書架間を固定していたため、大規模な蔵書の散乱を防ぐことができました。
- ・情報提供サービスとして蔵書検索システム(OPAC)とデータベース検索端末を運用し、web経由による情報提供を行っています。
- ・利用頻度の高いデータベースは、CiNii Books、PubMed、国立国会図書館サーチ、InCites Journal Citation Reports、医中誌Web、SciFinder、EBSCOhost(Dentistry & Oral Sciences SourceとMEDLINEcomplete)、メディカルオンラインを導入しています。電子ジャーナルはScienceDirect、ELSEVIER、ACS等を導入しています。
- ・平成26(2014)年3月より「奥羽大学学術機関リポジトリ」を一般公開しています。現在は「奥羽大学歯学誌」と本学大学院に提出された学位論文を公開しています。
- ・令和元(2019)年度の開館日数は278日、開館時間は平日8時45分から19時まで、土曜日8時45分から12時15分までです。年間利用者数は、令和2(2020)年度は31,085人

です。相互貸借の文献複写件数は、令和2(2020)年度、他大学からの受付66件、他大学への依頼57件です。

- ・「展示」を年間に数件を企画し、資料を学内外に紹介しています。近年開催した「展示」のテーマは、「あの日を忘れない～3.11 奥羽大学図書館の惨状と復旧～ 記録写真展」「安積疏水の旅～本と写真展」「絵本のメッセージ～大人にとっての絵本とは」「『奥の細道』と郡山～本と写真展」「郷土が生んだ薬剤の開拓者 蒲生明の世界」「キャンパスの石と彫刻～本と写真」「近代歯科学の黎明」「戊辰150周年」「ようこそ郡山へ」などです。
- ・社会的貢献として、「福島県内大学図書館相互利用協定」により、加盟館相互の図書館利用を行っています。地域住民から本学図書館資料の利用申請に対しては、本学の行事に支障がない限り許可しています。
- ・以上のように本学においては、実習施設、図書館などが有効活用されているといえます。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

設備等について

(1) 情報システムのインフラ概要

- ・学内LANを整備し、学生と教職員が適宜必要なサービスの提供を受けることができるシステムを構築しています。
- ・パソコンコンピュータは情報処理室に122台、医薬品情報室（自習室）に32台を設置し、「情報リテラシー学」の演習や自習に日々活用しています。また、学内に無線LANを構築し、利便性の向上を図るとともに、セキュリティ対策として以下の5項目を実施しています。
 - (i) コンピュータ・ウィルス感染事故対策を実施し、その結果をユーザーに配信している。
 - (ii) 危機管理マニュアル「コンピュータ・ウィルス感染事故対策マニュアル」を作成し、職員に配信している。
 - (iii) 認証されたコンピュータのみが学内LANに接続でき、ウィルス対策ソフトをインストールしたコンピュータのみを接続するようユーザーに促している。
 - (iv) ファイヤーウォールによる不正データの進入ブロックやメール・データのチェックにより、ウィルス付メールの侵入をブロックしている。
 - (v) インターネット情報として、学内外とのメール交換が可能な環境を整備している。

(2) 事務局システム

- ・事務局システムでは、履修管理、非常勤講師管理、学生管理（学生証発行管理、各証明書発行管理、就職先管理、保健衛生管理、学籍簿管理）、備品・消耗品管理等を行っています。

(3) 情報システム運用上の管理体制

- ・情報システムの円滑な運用を図るため、学内に「情報セキュリティ委員会」「情報ネットワーク委員会」を設置しています。
- ・教育上必要な情報処理機器を適切に整備しています。また、セキュリティ対策は委員会を設置して適切に行ってています。

施設・設備面における障がい者への配慮の状況

- ・教育研究施設、図書館、歯学部附属病院は、障がい者等の利用者が円滑に利用できるようにスロープと自動ドア、多目的トイレ等を設置しています。
- ・第3講義棟は、郡山市が提唱する「景観づくり、人にやさしいまちづくり条例」に適合しており、自動ドア、エレベータ、多目的トイレを整備しています。さらに、エネルギー使用の合理化を促進するため高効率空調機を設置し、記念講堂、第2講義棟、薬学実習棟の3棟屋上には太陽光発電パネルを設置して省エネルギー対策を実施しています。
- ・校舎、施設は、第2講義棟を除くすべてをバリアフリー化し、障がいを有する学生、教職員及び患者に対して配慮しています。

施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

- ・災害発生時、何よりも優先するのは学生、教職員、患者の安全確保です。そのため、災害発生時の避難経路を全教室と歯学部附属病院に掲示し、年度当初における全体集会で避難経路と誘導について周知しています。公益財団法人日本高等教育評価機構による認証評価で「避難訓練を全学的に実施することが望まれる。」という参考意見を受けましたので、9月1日の「防災の日」に合わせて全学生を対象にした避難訓練を実施しています。
- ・火災発生時の初動を的確に行えるよう、令和2(2020)年8月24日、25日に実施された郡山消防署の立入検査で指摘された事項を改善しています。これまで、大学と附属病院が個々に消防計画を立案し、訓練等を実施していたのを、今後は、「奥羽大学防火・防災管理規程」と「奥羽大学歯学部附属病院防災対策準則」に従い、奥羽大学として統合した消防計画を作成し、全学的な消防訓練を実施するようにします。また、消防施設は年2回の法定点検を実施しています。【資料2-5-1】【資料2-5-2】【資料2-5-3】【資料2-5-4】
- ・施設・建物の保守・点検・整備、エレベータ保守点検、空調施設の日常運転・点検・管理、電気設備・ガス器具の安全点検などは、営繕課の常勤職員である管理技術職員が実施しています。加えて、電気設備は年1回の法定定期点検の実施、ガス器具はガス会社の保安要員による定期的巡回検査をそれぞれ実施しています。
- ・省エネルギーの観点から、照明及び空調設備の稼動時間の制御システムは、各建物制御による一括管理システムと個別に手動管理するシステムに区分しています。省エネルギー対策として、190kwの太陽光発電システムを設置したことにより、月平均14,000kwの電力を受電設備へ供給し、冷房時には氷蓄熱式空調システムを設置して用いています。
- ・研究施設・設備の運営に関しては、規程を定めて委員会を設置して、維持・管理を実施

しています。

- ・遺伝子組換え実験に対しては、「奥羽大学遺伝子組換え実験安全管理規程」に従って遺伝子組換え実験安全委員会を設置し、安全主任者、研究者、教員のほか、微生物・疫学・免疫学研究者、人文科学・社会科学研究者、健康管理者及び事務職員を加えて組織し、運営と維持・管理に当たっています。【資料 2-5- 5】
- ・動物実験に対しては、「奥羽大学動物実験規程」「奥羽大学動物実験委員会規程」に従つて動物実験委員会を組織し、動物実験指針の適正運用を監視しています。また、「奥羽大学動物実験研究施設施行規則」に従つて動物実験研究施設運営委員会を組織し、実質面の運営と維持・管理に務めています。【資料 2-5- 6】【資料 2-5- 7】【資料 2-5- 8】
- ・施設・設備の安全対策については、施設・設備の保守点検、安全管理と整備を常に行って、安全性の確保や危機管理に万全を期しています。ボイラやエレベータ設備は有資格者による定期点検を実施し、安全維持を考慮して必要な時期にボイラの交換やエレベータのリニューアルを行っています。【資料 2-5- 3】【資料 2-5- 4】
- ・廃棄物に関しては、「奥羽大学廃棄物処理規程」及び「奥羽大学有害廃液取扱規程」を定め、分別ゴミ回収を徹底し廃棄物処理体制を強化しています。施設の清掃及びゴミ回収は外部清掃業者に委託し、産業廃棄物は、収集運搬業者及び処理業者と契約を締結し処理しています。施設の衛生消毒は月 1 回外部業者に点検、実施を依頼しています。

【資料 2-5-9】【資料 2-5-10】

- ・大学敷地全域にわたる除草及び施肥管理、樹木の定期的剪定及び消毒は、環境整備課の常勤職員と契約している造園業者が協働で実施しています。
- ・給排水の衛生に関しては、受水槽、高架水槽の年 1 回清掃及び水質分析を実施し、毎年、保健衛生協会の検査を受けています。浄化槽の維持管理及び排水分析は、毎月業者に委託しています。
- ・不慮の災害、学外者による犯罪行為、学内関係者による不注意などから生じる施設・設備の損壊を未然に防止するため、機械警備システムによる監視と警備員のキャンパス周辺と建物内の巡回監視を行っています。また、休日・夜間の大学緊急連絡網を整備して、非常時の連絡体制を整えています。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-5- 1】 奥羽大学防火・防災管理規程 p1241～1245
- 【資料 2-5- 2】 奥羽大学歯学部附属病院防災対策準則 p1247～1252
- 【資料 2-5- 3】 奥羽大学消防計画
- 【資料 2-5- 4】 奥羽大学歯学部附属病院消防計画
- 【資料 2-5- 5】 奥羽大学遺伝子組換え実験安全管理規程 p371～391
- 【資料 2-5- 6】 奥羽大学動物実験規程 p1301～1304
- 【資料 2-5- 7】 奥羽大学動物実験委員会規程 p1305、1306
- 【資料 2-5- 8】 奥羽大学動物実験研究施設施行規則 p1307～1309
- 【資料 2-5- 9】 奥羽大学廃棄物処理規程 p1270 の 4～1270 の 8 (1270 の 9)
- 【資料 2-5-10】 奥羽大学有害廃液取扱規程 p1269、1270 の 2 (1270 の 3)

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

歯学部

- ・歯学部は、1学年の定員が100人であり、学年制を採用しているため、授業は学年ごとに定めた講義室で行っています。
- ・第1学年は中央棟6階収容定員106名の教3教室を主に使用しています。第2、3、6学年は第3講義棟の収容定員120人の教室を、第4学年は中央棟6階収容定員96名の教1、教2合併教室を、第5学年は病院棟の収容定員154人の臨床講義室を使用しています。実習は歯学の特殊性から、各学年とも全員が1か所の実習室で行っています。【資料2-5-12】
- ・各学年が使用する講義室は定員に見合った十分な広さがあります。学生数は各講義室の定員を超えることがないように、授業を受ける学生数を適切に管理しています。教育効果上、少人数が望ましい演習や実習科目については、必要に応じて少人数編成により実施しています。実習は、専任教員に加えて非常勤講師を配置して、少人数グループで学修できる環境を整えています。

薬学部

- ・薬学部は、1学年の定員が140人であり、単位制と学年制を併用しているので、使用する講義室は科目により異なります。使用講義室は、第2講義棟の収容定員396人の第1講義室、収容定員198人の第3講義室、収容定員144人の第4講義室のほか、第3講義棟2階の2教室(収容定員225、120人)、薬学部棟1階の3教室(収容定員64、117、160人)、2階の4教室(収容定員24、50、64、160人)、3階の3教室(収容定員24、64、117人)を受講者数に応じて使用しています。【資料2-5-13】
- ・そのほか、薬学部棟3、4階の情報処理教室を使用しています。科目によって使用講義室が異なりますが、授業を受ける学生数を適切に管理し、教育環境を整備しています。

【エビデンス集・資料編】

【資料2-5-12】 授業概要 2020年度奥羽大学歯学部 IV構内案内図

【資料2-5-13】 2020年度授業概要薬学部奥羽大学 X構内案内 p515～527

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

- ・キャンパスは、校地・校舎の面積、設備とも十分に整備しています。
- ・授業を受ける学生数は歯学部、薬学部ともに適切に管理しています。
- ・薬学部は、科目によって受講する学生数が異なりますので、それぞれに対応できるよう収容人数の異なる多種の講義室を整備しています。
- ・東日本大震災による損壊箇所の修復は完了しており、現状機能の維持管理を徹底するとともに、附属設備の更新を計画的に進めます。

- ・施設面の空調や水回り、老朽化した機器や設備の経年変化に対しては順次交換・更新し、教育・研究環境の整備を計画的に進めます。
- ・薬学部の複数の学年の授業や、FD・SD集会、講演会等で使用頻度の高い第2講義棟のバリアフリー化を進めます。
- ・令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染防止対策として、消毒薬、CO₂濃度測定器、アクリル板パーテーションの設置等を行いましたが、今後も感染症予防のために継続します。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

歯学部

- ・学生個人が意見・要望を申告する機会として、毎朝始業開始前に学年主任とクラス担任が担当する朝礼と、クラス担任が受持ち学生と行う面談等があります。また、第2～6学年に2人以上の学生からなる学年委員を置き、学生と学年主任との意見交換と連絡を密にしています。学生からの意見・要望は学年主任が集約し、学生部委員会を経て学部長に報告し、さらに歯学部教授会でその内容を報告・審議しています。教授会で審議した後、必要に応じて要望に応えるなど、改善に努めています。【資料2-6-1】【資料2-6-2】
- ・「学生による授業評価アンケート」を授業科目と演習・実習科目に分け、前期あるいは後期の定期試験前にUNIVERSAL PASSPORTを利用したオンライン形式で実施し、科目責任者はこのアンケート結果を基に、毎年実施している歯学部教員の自己点検・自己評価における教育評価において、どのように改善するかの報告を求めています。この授業評価アンケートは授業方法や授業運営などの諸項目についての5段階評価に加え、自由記載欄を設けて学生の意見を聞き取っています。「学生による授業評価アンケート」には学生自身の学習状況についての設問を設け、学生の自己評価も調査しています。【資料2-6-3】【資料2-6-4】

薬学部

- ・教員が数人の学生を受け持つアドバイザー制と研究室配属教員制を採用しており、教員は学生からの意見・要望を聞きやすい環境を醸成しています。【資料 2-6- 5】
- ・学事部学事課に学生の意見・要望を受け付ける窓口を設けています。受け付けた内容は学生部委員会で分析、検討し、改善に供しています。父兄会や保護者面談時にも学生生活に関する意見・要望を集め、学生部委員会で分析・検討して学修環境の改善に活用しています。
- ・専任教員の評価は、教育、研究、社会活動、運営の 4 項目の教員による自己評価と自己点検・自己評価委員会による評価とを合わせて総合的に行ってます。個々の教員は担当科目の試験成績と「学生による授業評価アンケート」結果を客観的指標として、自己点検評価を行っています。「学生による授業評価アンケート」は、講義の判り易さ、教員の熱意、教員の講義準備など 10 項目に対しての 5 段階評価と、科目担当者に対する感想・意見の自由記載で構成しています。【資料 2-6- 6】

大学院歯学研究科

- ・大学院運営委員会が大学院生から聞き取り調査することで大学院生の意見や要望を把握しています。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染防止のため研究活動を縮小する時期が長期にわたり、それに伴う研究テーマの変更や指導教員の変更が必要な場合は許可することにしています。【資料 2-6- 7】
- ・大学院生に対する学位指導に際しては、アカデミックハラスメントやパワーハラスメントが生じないようにすると共に大学院生のメンタル及び身体の健康に配慮して「個々の適性や能力を考慮した学位指導」を行うように研究科長が伝えています。また、大学院生の研究計画報告書や研究経過発表会においても建設的な助言や提言が出るようにしています。【資料 2-6- 7】
- ・学位研究の進行状況は研究計画報告書や研究経過発表会を通じて全大学院教員が把握できるようにしています。このことによって、大学院生自身からの申し出がない場合でも研究が遅延していると判断できる大学院生に対しては、研究科長や大学院運営委員が面談して対応しています。【資料 2-6- 8】 【資料 2-6- 9】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-6- 1】 各学年委員名簿（2～6 年生）
- 【資料 2-6- 2】 令和 2 年度学年主任・クラス担任・カウンセラー一覧、クラス担任会議事録
- 【資料 2-6- 3】 令和 2 年度歯学部学生による授業評価アンケート画面
- 【資料 2-6- 4】 令和 2 年度歯学部学生による授業評価結果
- 【資料 2-6- 5】 令和 2 年度アドバイザー・研究室配置教員表
- 【資料 2-6- 6】 令和元年度授業の自己評価報告書
- 【資料 2-6- 7】 第 409 回大学院研究科委員会議事録
- 【資料 2-4- 8】 2020 年度大学院研究計画報告書に対する助言・コメント
- 【資料 2-4- 9】 2020 年度大学院研究経過発表会に対する助言・コメント

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

・健康管理について

学生の健康管理は学事部が行っており、必要に応じて保健室または歯学部附属病院内科・外科（内科・外科・呼吸器内科・耳鼻咽喉科）を受診できる体制を整えています。学生が歯学部附属病院で支払った治療費に対して父兄会は経済的支援を行っています。また、疾病的早期発見を目的として学生全員に「学校保健安全法」の定めによる定期健康診断を義務付け、異常が認められた者には受診、治療などの勧告を行っています。

感染症対策として、歯学部、薬学部ともに第4学年の学生にHBs抗原抗体検査、新入生全員に4種感染症（麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎）抗体検査と第5学年の学生に臨床実習及び薬学部での実務実習に備えてB型肝炎ワクチン接種を歯学部附属病院にて行っています。また、薬学部ではインフルエンザの予防接種を歯学部附属病院で受けることができる体制を整えています。【資料2-6-10】

・学生相談室等

薬学実習棟3階に「カウンセリング室」を設け、悩みや精神的な問題を抱えている学生に対して、公認心理師と臨床心理士の資格を有する専任教員がカウンセラーとなって、精神的不調だけでなく人間関係、学修上の悩み等の相談に応じています。【資料2-6-11】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-6-10】 HBs抗原・抗体検査の案内。インフルエンザ予防接種の実施案内

【資料2-6-11】 令和2年度学生カウンセリング（歯学部）（薬学部）報告書

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

歯学部・薬学部

・学生生活全般に関する学生の意見・要望を把握すべく、学生全員を対象に「学生生活満足度調査」を平成29(2017)年度に実施し活用しました。さらなる学生生活の改善に資するため、令和2(2020)年度に同様の調査を実施しました。また、歯学部では、後期ガイドンスの時間にUNIVERSAL PASSPORTを活用しオンラインで行ないました。

この調査結果は、個々の学生からの意見・要望とともに、学生部委員会を経て学部長に報告し、学生生活改善に資しています。

【資料2-6-11】 【資料2-6-12】

・これまでの「学生生活満足度調査」の分析・検討結果の活用例として、（1）自習室としての教室開放、（2）学生トイレの改修、（3）食堂メニューの充実と値下げ、（4）自動販売機の飲料売価の値下げを実現しました。

大学院歯学研究科

- ・大学院生からの学生生活全般にわたる意見・要望を聞く調査をしています。令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染防止対策のため、講義・実習が制約を受けたことから、大学院生からの個別相談が多々ありました。感染防止対策のため、大学院生の健康と安全を守るためにあることを理解してもらうように努めました。
- ・所属する専攻科以外の教員の研究内容もよく知りたいという希望が昨年度と同様にありました。これに対しては、各大学院教員に自身の行っている先端的な研究テーマについて積極的に説明してもらうことで対応します。
- ・専攻科以外の教員からも指導を受けたいとの要望がありました。この点に対しては、研究計画報告書及び研究経過発表会における大学院生の発表に対して全大学院教員が積極的な助言を行うことで対応しています。【資料2-6-13】【資料2-6-14】

【エビデンス集・資料集】

- 【資料2-6-11】 学生生活・満足度調査
【資料2-6-12】 2020年度奥羽大学満足度調査結果
【資料2-6-13】 令和2年度大学院研究計画報告書に対する助言・コメント
【資料2-6-14】 令和2年度大学院研究経過発表会に対する助言・コメント

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

- ・学生生活に対する本学の支援は充実していると判断していますが、今後も「学生生活満足度調査」の項目を検討して学生生活全般に関する学生の意見・要望を把握し、よりよい学修環境の整備に努めます。

[基準2の自己評価]

- ・建学の理念である「人間性豊かな人材の育成」に向けて、歯学部、薬学部、大学院歯学研究科ともにアドミッション・ポリシーにのっとった学生を受入れ、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーを遵守した教育課程を編成し、教育方法、学修・授業の支援、進級判定・卒業認定を行うなど、学生の受入れから卒業に至るまで、一貫性をもった教育活動を実践しています。
- ・学生の受入れについては、東京電力福島第一原子力発電所事故の風評被害が未だ根強く残る福島県にあって、県内にある私立大学は学生確保に苦心しています。この状況を開き東北地区の医療を守る観点から、平成27(2015)年度には各学部とも定員30人の特待生制度を新設し、多くの優秀な学生を受け入れ、地域に根ざした医療人に育成することを目指しています。
- ・教育研究活動の基盤として必要な教員数を配置し、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを達成する教育・研究環境を整えています。

- ・教育・研究に関わる事項は、教授会と研究科委員会で審議し、学長が決定するというガバナンスはよく機能しています。また、学生部委員会を中心とする学生支援体制を整備し、教員と職員による協働は円滑に行ってています。
- ・学生からの意見や要望は、学生による授業評価、朝礼、クラス担任との密接な連絡・相談などを通して十分に汲み取っています。その内容は学生部委員会で協議し、教授会に審議するシステムが適切に機能しています。キャリアガイダンスや学生サービスについても十分に支援しています。
- ・大学院生の学位研究の進展具合は大学院生自らの申出のみでなく、研究指導責任者に加えてその他の大学院教員も確認することで学位研究の進展に遅延が生じないようにしています。
- ・課外活動と健康面及び生活面に対する支援体制を整備しています。さらに、ハラスメント防止規程を整備し、安心して学生生活を送ることのできる環境を整えています。
- ・施設・設備に関しては、機能的な講義室や実習室、図書館、体育館、講堂などの教育施設を完備し、最新の設備を有する附属病院、より効果的な教育研究活動や快適な学生ライフを送ることのできる自然豊かな環境など、教育環境を整備しています。
- ・以上より、本学は「基準2」全般について十分に満たしているものと判断します。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

・歯学部、薬学部及び大学院の卒業判定・学位授与に関する基本的な方針（ディプロマ・ポリシー）を下記のように定めています。【資料 3-1- 1】 【資料 3-1- 2】 【資料 3-1- 3】
歯学部

1・倫理とコミュニケーション

- ・患者の立場や背景を理解し、思いやりを持った行動ができる。
- ・患者との良好な関係を構築し、自己決定権の権利の尊重と個人情報を厳守ができる。

2・探求力と解決力

- ・医療に対して社会や環境が求めるニーズや問題を探求し、迅速かつ的確に解決できる。

3・病態解析と治療概念

- ・病態を解析し、治療の要素を把握できる。

4・知識と診断

- ・歯科口腔疾患を診断し、適切な治療計画を立案できる。

5・技能と治療

- ・歯科医療技術を身に付け、先進的で高度な歯科医療を実施できる。

6・奥羽プロフェッショナリズム

- ・超高齢社会の問題と課題を分析し、ニーズを抽出して解決策を立案できる。
- ・地域特性を踏まえた医療連携を構築し、他職種とともに包括医療を実践できる。
- ・生涯にわたり歯科医師としての自己研鑽に努めることができる。

薬学部

1. 社会人としての教養と医療人としての豊かな人間性、高い倫理観、強い使命感を身に付け、患者の意向を尊重した態度で患者とその家族に対応することができる。
2. 多様な背景を持つ人と速やかに良好なコミュニケーションを取ることのできる能力を身に付け、患者、患者の家族、医療チームのメンバー等と信頼関係を築くことができる。
3. 医薬品・化学物質等の作用や性状、生体および環境への影響に関する科学的な根拠を理解・分析し、発信できる十分な知識と能力を有する。
4. 患者の様々な病態における医薬品の使用に際し、安全かつ有効な薬物療法の提案および評価を行うことができる。
5. 医療人として地域の特性を理解・把握・分析できる能力を持ち、多職種連携を通して、地域の保健、医療、福祉、健康増進に貢献できる。
6. 最新の薬学専門知識に基づく先進的薬物療法を患者に提供するために、生涯にわたって主体的学習を継続できるように自己研鑽に努め、次世代を担う人材の育成に取り組むことができる。

大学院歯学研究科

- ・歯学研究科に必要な年限を在籍して所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した次の者に博士（歯学）の学位を授与する。
 1. 専攻分野における高度な専門知識と技能を修得している。
 2. 自立した研究活動の遂行に必要な能力を修得している。
 3. 歯学研究者としての教養、社会性、倫理観を身につけている。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-1- 1】 授業概要 2020 年度奥羽大学歯学部 p2
【資料 3-1- 2】 2020 年度授業概要薬学部奥羽大学 piv、vi
【資料 3-1- 3】 2020 年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p2

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

歯学部

- ・歯学部は学年制を採用しており、教養系教育・基礎科学教育 56.5 単位、生命科学教育 45 単位、口腔科学教育 96 単位の合計 197.5 単位を卒業認定に必要な単位数としており、大学設置基準で定めている 188 単位を上回っています。 【資料 3-1- 4】
- ・各学年における科目の成績認定、進級判定は「奥羽大学試験規程」、卒業認定は「奥羽大学卒業試験規程」にのっとった試験結果を基に、「奥羽大学学則」に従い教授会で審議し、学長が決定しています。 【資料 3-1- 5】 【資料 3-1- 6】

- ・進級に関わる各科目の評価方法は、学修の到達目標とともに「授業概要」に明記し、学生と教員とが共有しています。【資料 3-1-7】

薬学部

- ・薬学部は学年制を加味した単位制を採用しており、一般教養科目のうち薬学周辺 4 単位、人文科学 4 単位、社会科学 4 単位、外国語 8 単位、実技 1 単位、基礎教育科目のうち基礎科学 13 単位、準備教育 11.5 単位、薬学基礎 5.5 単位、専門教育科目のうち基礎科目 30.5 単位、薬学専門科目 98.5 単位、薬学アドバンスト科目 9 単位の合計 189 単位以上を卒業に必要な単位数としており、大学設置基準で定めている 186 単位を上回っています。【資料 3-1-8】

大学院歯学研究科

- ・科目履修方法は、「授業概要」に記載するとともに、新年度のオリエンテーションで詳しく説明しています。授業科目の成績は、優（100～80 点）、良（79～70 点）、可（69～60 点）、不可（59 点以下）で評価し、可以上を合格としています。【資料 3-1-9】
- ・学位論文の審査は、「奥羽大学学位規程」に基づいて厳正に行ってています。学位審査は研究科委員会で学位論文及び関係書類の適切性を審査し、その後、指導教員の論文説明を経て 3 人以上 5 人以内の審査委員を投票により選出します。審査委員会は論文の審査と申請者に対する口頭試問を行い、主査は審査結果を研究科委員会に報告します。

【資料 3-1-10】 【資料 3-1-11】

- ・研究科委員会は投票により過半数を獲得した論文を合格と判定し、学長が博士（歯学）の学位を授与します。【資料 3-1-12】
- ・主査を指導教員以外の審査委員から選出することで審査の公平性を確保しています。

【資料 3-1-13】

- ・審査委員になり得る大学院教員に対しては、「奥羽大学における研究者行動規範」、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」、日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」に基づいた研究倫理・研究不正防止のためのセミナーの受講、研究倫理教材の熟読及び研究倫理に関する e ラーニングコースの受講を義務付けています。

【資料 3-1-13】 【資料 3-1-14】 【資料 3-1-15】 【資料 3-1-16】

- ・学位審査を担当する教員に対しては、「奥羽大学における研究者行動規範」と文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を遵守して厳正な学位審査を行うように研究科長が毎年伝えています。【資料 3-1-18】
- ・学位論文の審査基準を明文化することで学位審査の公平性と厳格性を担保します。

【資料 3-1-17】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-4】 授業概要 2020 年度奥羽大学歯学部 p16、17

【資料 3-1-5】 奥羽大学試験規程 第 2 章 p234

【資料 3-1-6】 奥羽大学歯学部卒業試験規程 p241

- 【資料 3-1-7】 授業概要 2020 年度奥羽大学歯学部 p52~231
【資料 3-1-8】 2020 年度授業概要薬学部奥羽大学 p36
【資料 3-1-9】 2020 年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p20
【資料 3-1-10】 奥羽大学学位規程第 8 条 p208
【資料 3-1-11】 奥羽大学学位規程第 10 条 p208
【資料 3-1-12】 奥羽大学学位規程 第 11~13 条 p208~209
【資料 3-1-13】 奥羽大学大学院歯学研究科申し合わせ事項 学位論文審査における主査の選出
【資料 3-1-14】 奥羽大学ホームページ 大学概要 学内規定 奥羽大学における研究者の行動規範
【資料 3-1-15】 文部科学省 研究活動の不正行為への対応のガイドライン について
(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)
【資料 3-1-16】 日本学術振興会 科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—
【資料 3-1-17】 2020 年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p104

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

歯学部

- ・学修の評価は、「奥羽大学学則」第 37 条から第 39 条に規定していますが、歯学部では次の基準で進級判定、卒業認定をしています。【資料 3-1-18】

- 1) 科目の成績は、100 点をもって満点とし、秀 (100~90 点) 、優 (89~80 点) 、良 (79~70 点) 、可 (69~65 点) 、不可 (64 点以下) の 5 種とする。秀、優、良、可は合格とし、不可は不合格とする。
- 2) 各学年所定の授業科目の試験に合格した者は進級とする。ただし、歯学部においては、第 1~3 学年、第 5 学年は総合試験に、第 4 学年は CBT と OSCE に合格しなければならない。
- 3) 所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者に対し卒業証書を授与する。ただし、歯学部においては卒業試験に合格しなければならない。

- ・各学年で履修するいずれの科目においても、各期授業時間数の 80% 以上の出席がない場合には、当該科目の受験資格を失います。【資料 3-1-19】

薬学部

- ・学修評価は、「奥羽大学学則」第 37 条から第 39 条に規定しており、以下のプロセスで評価しています。【資料 3-1-18】

- 1) 教授会が単位認定と進級判定を審議し、学長が決定する。
- 2) 成績は秀 (100~90 点) 、優 (89~80 点) 、良 (79~70 点) 、可 (69~65 点) 、不可 (64 点以下) の 5 段階で評価し、可以上を合格とする。
- 3) 所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者に対し卒業を認定する。

- ・薬学部は「単位制」で学修を評価するので、合格した科目の単位は修学中を通じて有効となります。留年による修得単位の取消しがないため、留年生は当該年度に必要な単位を満たせば進級できます。
- ・本学は国家試験の受験資格を与える大学なので、講義の習熟度並びに実験、実習や実技にも重点を置いた教育をしています。学年での個人順位ではなく、国家試験合格を到達目標の基準としています。したがって GPA は、薬学部で 4 年次卒業研究の評価として参考程度に用いていますが、今後検討を行います。

大学院歯学研究科

- ・大学院歯学研究科の履修方法は「奥羽大学大学院学則」第 6 条第 1 項で次のように規定しています。【資料 3-1-20】

学生は 4 年以上在学し、30 単位以上を履修し、更に創意工夫に基づく学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-1-18】 奥羽大学学則 第 37~39 条 p108
- 【資料 3-1-19】 奥羽大学試験規程 第 7 条 p234
- 【資料 3-1-20】 奥羽大学大学院学則第 6 条 p161

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

歯学部・薬学部

- ・本学のディプロマ・ポリシーに基づいて明確化している単位認定、進級判定及び卒業認定の基準を厳正に適用していくことで、公正性と透明性を担保しながら、教育目標に沿う歯科医師・薬剤師の養成を継続、強化します。
- ・歯科医師国家試験及び薬剤師国家試験の難易度が高まっていることから、より広く、正確な知識と、臨床に応用できる能力を養い、必修問題と一般問題に求められる基礎知識を確実に学修させるための教育プログラムを実践します。
- ・学年末に進級判定、卒業認定の妥当性を客観的に検証し、学生部委員会、教授会で次年度の改善につなげる提言を行います。
- ・個々の学生が受講した全科目の習熟度の平均である GPA を学修評価に導入することを検討していきます。
- ・歯学部においては、令和 3(2021)年度から、臨床実習における歯科医行為を行なう要件として、さらには歯科医師国家試験の受験要件として、共用試験の合格が必須になります。共用試験の合格基準が全国共通となることから、第 1~3 学年における総合試験の合格基準を引き上げるよう検討します。
- ・第 5 学年における総合試験の合格基準を、国家試験の合格ラインを見据えて、引き上げることについて歯学部教務委員会を中心に検討します。

大学院歯学研究科

- ・授業科目の成績評価は「授業概要」に明記した基準に従っており、学位論文審査も「奥羽大学学位規程」に明記した審査法に基づいて厳正に行っていることから、今後もこれを継続します。
- ・大学院教員に対する研究倫理教育をさらに推進し、「奥羽大学における研究者の行動規範」に基づいた学位論文の作成を指導します。
- ・学位論文の高度化と国際的な学術雑誌での公開を促進します。
- ・学位論文の審査基準を「授業概要」に記載して公開します。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

歯学部・薬学部

- ・歯学部では、歯科医療を取り巻く社会の変化やニーズに対応できるよう、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能・態度等の能力を 6 年一貫で修得できるよう、以下のカリキュラム・ポリシーを策定し、授業概要やホームページで周知しています。【資料 3-2-1】

1. 人間性豊かで優れた歯科医師を育成するために、大学で学ぶ目的を明確化し、医療人としてのコミュニケーションに必要な基本的態度・知識・技能を修得する必要があり、第 1 学年～第 3 学年では、この一貫した共通目標を持たせた「歯科医療人間学」を設けています。また患者の立場と背景を理解し道徳観や倫理観を涵養するために、第 1 学年～第 3 学年では、アーリーエクスポートージャーを踏まえた「医学概論」を取り入れています。
2. 生涯にわたり歯科医師として自己開発に努める習慣を身に付けるために、第 1 学年～第 4 学年では、学年や基礎、臨床を問わず学生自身が興味を持つ分野を選択し出向して学修できる「エレクティブ・スタディ(ES)」を取り入れています。

3. 各学年における総合的な知識を確認するために、第1学年では総合試験1D、第2学年では総合試験2D、第3学年では総合試験3D、第4学年ではCBT、OSCE、第5学年では第I・II・III・IV期終了試験、総合試験5Dを行います。また、第1学年～第3学年の履修科目では、各科目の到達目標に対して学生間に差が生じないよう、目標達成度の低い学生を対象に少人数で強化的に学修する「科目選択ゼミナール」を取り入れています。
4. 歯科口腔疾患の病態の解析と治療概念を把握し、診断と適切な治療計画を立案するために、第1学年と第2学年では「理科」を学んで「理科実験」を行い、第2学年と第3学年では基礎系科目による「歯科基礎医学」と「歯科基礎医学実習」、「歯科基礎病態学」と「歯科基礎病態学実習」、「歯科基礎病態治療学」と「歯科基礎病態治療学実習」を履修し、第3学年と第4学年では臨床系科目による「歯科口腔診断学」、「歯科口腔診断治療学」と「歯科口腔治療学実習」を履修するように編成しています。これにより第1学年～第4学年で履修する」理科、基礎系科目、臨床系科目が順に取り組めます。
5. 先進的で高度な歯科医療技術を身に付け、さらに超高齢社会のニーズに対応し、地域特性を踏まえた包括的医療を実践するプロフェッショナルになるために、第5学年では臨床実習（診療参加型）と基礎系科目を再度履修するためのEvidence research研修、他職種連携を学ぶためのMedical Team研修や社会福祉施設、介護老人保健施設での学外研修を取り入れています。
6. 歯科医師になるために必要な知識と技能を再確認するために、第6学年では歯科医師国家試験出題基準に則った授業時間を各科目に割り当て、臨床総合講義を行います。

- ・薬学部の教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は下記のように明確に示しています。【資料3-2-2】

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に掲げる知識・技能・態度などの能力を修得するために、薬学部では以下の方針でカリキュラムを編成する。

1. 豊かな人間性と深い教養を身に付けるために、人文科学・社会科学・自然科学を広く学ぶことのできる教養科目を4年間にわたり随時受講可能となるように配置します。また、教養科目、医療薬学系科目、実務実習等により、6年間を通して医療に関わる専門家としての自覚と倫理観を醸成します。
2. 薬学の基礎を順次学修するために、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」に準拠した科目群を適切な時期に配置します。
3. 2年次からの本格的な薬学専門教育開始の準備のために、初年次に導入教育を開講し、続いて高度な知識・技能・態度を身に付けるために、薬学専門科目及び専門実習を履修します。
4. コミュニケーション能力と問題発見・解決能力を醸成するために、レポートによる文章表現や少人数グループによる討論(SGD)などによる能動的学修法を多学年にわたり取り入れます。

5. 保健、医療、福祉、健康増進を支援できる能力を養うために、1年次にチーム医療学演習等を、2~4年次に薬学系科目、衛生薬学系科目等を配置し、系統的に学修が進むようにします。
6. 薬物療法における実践的能力を養うために、2~4年次に薬学の基礎から応用・臨床に関する知識・技能を順序立ててバランスよく修得できるように科目を配置し、知識のまとめとして SGD を用いた演習を実施します。
7. 5年次の実務実習では、地域および社会が求めている医療を直接学ぶとともに次世代を担う薬剤師としての実践的能力や倫理感を養います。
8. 4~6年次の卒業研究では、薬学専門科目や実務実習の学修を総合的に活用し、科学的な思考能力、問題発見・解決能力、情報発信能力を高めます。
9. 医療の現状を見据えながら将来の医療を考え、また、学生の意欲や興味、将来の進路等に応じられるよう、専門分野により特化した薬学や最新の医療、実践的なコミュニケーション等を学修できる薬学アドバンスト科目を開講します。
10. 1~3年次では、各学年の学修の総仕上げとして薬学演習 I ~ III を履修します。また4~6年次では、それまでに学修した全ての科目の集大成として薬学演習 IV ~ VI を履修し、薬剤師として必要な、自発的且つ継続的な自己研鑽力を身に付けます。

- ・歯学部と薬学部のカリキュラム・ポリシーを具現化するため、カリキュラム委員会は科目担当教員の意見を取り入れながら、教育課程の編成を行っています。【資料 3-2- 3】

【資料 3-2- 4】

- ・「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」及び「薬学教育モデル・コア・カリキュラム」の改訂時には、カリキュラム委員会がカリキュラム・ポリシーの見直しと教育課程の再編成を行い、全学的な説明会を開催して教職員に周知しています。
- ・学生には年度始めの全学年に対するガイダンスや第 1 学年対象の授業の中で、カリキュラム・ポリシーと「授業概要」の説明を行い周知しています。
- ・教職員と学生は、説明会等を通してカリキュラム・ポリシーを共有しています。【資料 3-2- 5】 【資料 3-2- 6】

大学院歯学研究科

- ・大学院歯学研究科の教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は下記のように明確に示しています。【資料 3-2- 7】

歯学研究科の目的である歯学の進歩と社会の福祉ならびに文化の発展に貢献しうる有為な研究者を養成するために、次のようなカリキュラム編成の方針を定めています。

1. 専攻科目は、一般選抜では 1 年から 2 年次まで、社会人特別選抜では 1 年から 4 年次までに履修し、高度な研究活動を行うための専門知識と技術を身につける。
2. 専攻科目に関連する知識と研究手法を修得する。
3. 歯学研究に関連する幅広い知識を修得する。
4. 先端的な歯学研究に関する知識と研究手法を修得する。
5. 国際性向上のために海外研究者のセミナーを履修する。
6. 歯学研究者としての教養、社会性、倫理観を身につける。

- ・カリキュラム・ポリシーは、「授業概要」、奥羽大学ホームページ、大学ポートレート、大学案内、入学試験要項などに明記して公表し、周知しています。【資料 3-2-8】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-2-1】 授業概要 2020 年度奥羽大学歯学部 p3
- 【資料 3-2-2】 2020 年度授業概要薬学部奥羽大学 piv、vi
- 【資料 3-2-3】 令和 2 年度歯学部カリキュラム委員会議事録
- 【資料 3-2-4】 令和 2 年度薬学部カリキュラム委員会議事録
- 【資料 3-2-5】 令和 2 年度歯学部在学生ガイダンス日程、授業概要 2020 年度奥羽大学歯学部
- 【資料 3-2-6】 2020 年度授業概要薬学部奥羽大学 p3、4、160、161
- 【資料 3-2-7】 2020 年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p2
- 【資料 3-2-8】 奥羽大学ホームページ 学部・大学院歯学研究科について

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性

歯学部

- ・デュプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能・態度などの能力を修得するために、6 年一貫した方針でカリキュラム・ポリシーを設定し、教育課程を編成しています。
- 【資料 3-2-9】【資料 3-2-10】
 - ・患者の立場と背景を理解し道徳観や態度、コミュニケーション能力を高め、医療に対するニーズや問題を考え探求し、それを解決する力を身に付けるために、第 1 学年と第 2 学年で「リベラルアーツ」と「理科」を履修し、第 1 学年から第 3 学年では「医学概論」を取り入れています。
 - ・創造力と探究心、研究志向と解決力を向上させ、歯科口腔疾患の知識と診断能力および技能と治療能力を養うために、第 2 学年と第 3 学年では基礎系科目による「歯科基礎医学」「歯科基礎医学実習」「歯科基礎病態学」「歯科基礎病態学実習」「歯科基礎病態治療学」「歯科基礎病態治療学実習」を履修し、第 3 学年と第 4 学年では臨床系科目による「歯科口腔診断学」「歯科口腔診断治療学」「歯科口腔治療学実習」を履修します。
 - ・先進的で高度な歯科医療技術を身に付け、さらに超高齢社会のニーズに対応し、地域特性を踏まえた包括医療を実践するプロフェッショナルになるために、第 4 学年では「臨床総合演習」、第 5 学年では「臨床実習」と基礎系科目を再度履修するための Evidence research 研修、多職種連携を学ぶための Medical Team 研修や、介護老人保健施設、福島県社会福祉事業団の施設での学外研修を取り入れています。なお、令和 2 (2020) 年度の学外研修は、新型コロナウイルス感染防止対策の観点から中止しています。
 - ・歯科医師になるために必要な知識や診断能力及び治療能力を高めるために、第 6 学年では歯科医師国家試験出題基準にのっとった授業時間を各科目に割り当て、「臨床総合講義」を行います。

- ・人間性豊かで優れた歯科医師を育成するためには、大学で学ぶ目的を明確化し、医療人としての道徳観と倫理観を涵養する必要があります。そのため第1学年から第3学年ではこの一貫した共通目標を持たせた「歯科医療人間学」を設けています。
- ・研究志向を有し、自ら問題点を抽出し解決するために、第1学年から第4学年では学年や基礎、臨床を問わず学生自身が興味を持つ分野を選択し出向して学修できる「エレクティブスタディ(ES)」を取り入れています。
- ・以上のカリキュラム編成により、次のような歯科プロフェッショナリズムを持つ歯科医師を養成します。
 - 1) 歯科医師の誇りをもって発言・行動し、他者には尊敬と思いやりの心をもってコミュニケーションをとることができる。
 - 2) 患者の自己決定権と個人情報を尊重・厳守したうえで、患者の背景と環境を踏まえてインフォームド・コンセントをとることができます。
 - 3) 患者の健康と QOL を考慮し、患者個々に応じた適切かつ最新の治療計画を立案して先進的で高度な歯科医療を行うことができる。

薬学部

- ・カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは下図のような対応関係にあり、両者の一貫性が図られています。【資料 3-2-11】

カリキュラム・ポリシー	ディプロマ・ポリシー
1. 豊かな人間性と深い教養を身に付けるために、人文科学・社会科学・自然科学を広く学ぶことのできる教養科目を4年間にわたり随時受講可能となるように配置します。また、教養科目、医療薬学系科目、実務実習等により、6年間を通して医療に関わる専門家としての自覚と倫理観を醸成します。	1. 社会人としての教養と医療人としての豊かな人間性、高い倫理観、強い使命感を身に付け、患者の意向を尊重した態度で患者とその家族に対応することができる。
2. 薬学の基礎を順次学修するために、「薬学教育モデル・コア・カリキュラム」に準拠した科目群を適切な時期に配置します。	3. 医薬品・化学物質等の作用や性状、生体および環境への影響に関する科学的な根拠を理解・分析し、発信できる十分な知識と能力を有する。
3. 2年次からの本格的な薬学専門教育開始の準備のために、初年次に導入教育を開講し、続いて高度な知識・技能・態度を身に付けるために、薬学専門科目及び専門実習を履修します。	2. 多様な背景を持つ人と速やかに良好なコミュニケーションを取ることの
4. コミュニケーション能力と問題発見・解決能力を醸成するために、レポート	

<p>による文章表現や少人数グループによる討論(SGD)などによる能動的学修法を多学年にわたり取り入れます。</p>	<p>できる能力を身に付け、患者、患者の家族、医療チームのメンバー等と信頼関係を築くことができる。</p>
<p>5. 保健、医療、福祉、健康増進を支援できる能力を養うために、1年次にチーム医療学演習等を、2~4年次に薬学系科目、衛生薬学系科目等を配置し、系統的に学修が進むようにします。</p>	<p>3. 医薬品・化学物質等の作用や性状、生体および環境への影響に関する科学的な根拠を理解・分析し、発信できる十分な知識と能力を有する。 5. 医療人として地域の特性を理解・把握・分析できる能力を持ち、多職種連携を通して、地域の保健、医療、福祉、健康増進に貢献できる。</p>
<p>6. 薬物療法における実践的能力を養うために、2~4年次に薬学の基礎から応用・臨床に関する知識・技能を順序立ててバランスよく修得できるよう科目を配置し、知識のまとめとしてSGDを用いた演習を実施します。</p>	<p>3. 医薬品・化学物質等の作用や性状、生体および環境への影響に関する科学的な根拠を理解・分析し、発信できる十分な知識と能力を有する。 4. 患者の様々な病態における医薬品の使用に際し、安全かつ有効な薬物療法の提案および評価を行うことができる。</p>
<p>7. 5年次の実務実習では、地域および社会が求めている医療を直接学ぶとともに次世代を担う薬剤師としての実践的能力や倫理感を養います。</p>	<p>1. 社会人としての教養と医療人としての豊かな人間性、高い倫理観、強い使命感を身に付け、患者の意向を尊重した態度で患者とその家族に対応することができる。 4. 患者の様々な病態における医薬品の使用に際し、安全かつ有効な薬物療法の提案および評価を行うことができる。 5. 医療人として地域の特性を理解・把握・分析できる能力を持ち、多職種連携を通して、地域の保健、医療、福祉、健康増進に貢献できる。</p>
<p>8. 4~6年次の卒業研究では、薬学専門科目や実務実習の学修を総合的に活用し、科学的な思考能力、問題発見・解決能力、情報発信能力を高めます。</p>	<p>3. 医薬品・化学物質等の作用や性状、生体および環境への影響に関する科学的な根拠を理解・分析し、発信できる十分な知識と能力を有する。 4. 患者の様々な病態における医薬品の使用に際し、安全かつ有効な薬物療法</p>

	<p>の提案および評価を行うことができる。</p> <p>5. 医療人として地域の特性を理解・把握・分析できる能力を持ち、多職種連携を通して、地域の保健、医療、福祉、健康増進に貢献できる。</p>
9. 医療の現状を見据えながら将来の医療を考え、また、学生の意欲や興味、将来の進路等に応じられるよう、専門分野により特化した薬学や最新の医療、実践的なコミュニケーション等を学修できる薬学アドバンスト科目を開講します。	<p>3. 医薬品・化学物質等の作用や性状、生体および環境への影響に関する科学的な根拠を理解・分析し、発信できる十分な知識と能力を有する。</p> <p>4. 患者の様々な病態における医薬品の使用に際し、安全かつ有効な薬物療法の提案および評価を行うことができる。</p> <p>6. 最新の薬学専門知識に基づく先進的薬物療法を患者に提供するために、生涯にわたって主体的学習を継続できるように自己研鑽に努め、次世代を担う人材の育成に取り組むことができる。</p>
10. 1~3 年次では、各学年の学修の総仕上げとして薬学演習 I ~ III を履修します。また 4~6 年次では、それまでに学修した全ての科目の集大成として薬学演習 IV ~ VI を履修し、薬剤師として必要な、自発的且つ継続的な自己研鑽力を身に付けています。	<p>3. 医薬品・化学物質等の作用や性状、生体および環境への影響に関する科学的な根拠を理解・分析し、発信できる十分な知識と能力を有する。</p> <p>4. 患者の様々な病態における医薬品の使用に際し、安全かつ有効な薬物療法の提案および評価を行うことができる。</p> <p>5. 医療人として地域の特性を理解・把握・分析できる能力を持ち、多職種連携を通して、地域の保健、医療、福祉、健康増進に貢献できる。</p> <p>6. 最新の薬学専門知識に基づく先進的薬物療法を患者に提供するために、生涯にわたって主体的学習を継続できるように自己研鑽に努め、次世代を担う人材の育成に取り組むことができる。</p>

大学院歯学研究科

- ・ディプロマ・ポリシーの「専攻分野における高度な専門知識と技能を修得している」と「自立した研究活動の遂行に必要な能力を修得している」は、カリキュラム・ポリシーの「専攻科目に関する知識と研究手法を修得する」と「歯学研究に関する幅広い知識を修得する」と「先端的な歯学研究に関する知識と研究手法を修得する。」によって達成できるようにしており、カリキュラムマップとカリキュラムツリーに記載しています。【資料 3-2-12】
- ・その他のディプロマ・ポリシーである「歯学研究者としての教養、社会性、倫理観を身につけている」は、カリキュラム・ポリシーの「国際性向上のために海外研究者のセミナーを履修する」と「歯学研究者としての教養、社会性、倫理観を身につける」によって達成できるようにしており、カリキュラムマップとカリキュラムツリーに記載しています。【資料 3-2-12】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-2-9】 授業概要 2020 年度奥羽大学歯学部 p2~4
【資料 3-2-10】 授業概要 2020 年度奥羽大学歯学部 p11~17
【資料 3-2-11】 2020 年度授業概要薬学部奥羽大学 piv、v
【資料 3-2-12】 2020 年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p2、3~6

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

歯学部

- ・歯学部のカリキュラム・ポリシーに沿って、以下のように教育課程を体系的に編成しています。
教育課程は、第 1 学年から第 6 学年を通して教養科目と専門科目（基礎系科目、臨床系科目）を効率的に積み上げる方式で設定しており、目的に沿った具体的な講義・実習内容です。区分及び科目名は、その内容を直截的に示す名称です。

【資料 3-2-13】【資料 3-2-14】

- 1) 歯科医療の意義と目的を理解し、医療人として必要な教養と知識を学ぶ「教養系教育」
 - 2) 歯科医学における教養科目と専門の基礎科目の関連性を学ぶ「基礎科学教育」
 - 3) 講義と実習により基礎科目と臨床科目の関連性を学ぶ「生命科学教育」
 - 4) 患者を対象とした知識と技術及び態度を身につける「口腔科学教育」
 - 5) 先進的で高度な歯科医療技術を身に付け、超高齢社会のニーズに対応し、地域特性を踏まえた包括医療を実践するプロフェッショナルになるための「臨床実習」
 - 6) 歯科医師として必要な知識と技術の総まとめを行う「臨床総合講義」
- ・歯学部の履修科目はすべてが必修科目で、選択科目でないことから、登録単位数の上限設定は行う必要がありません。

薬学部

- 平成 27(2015)年度から、薬学教育モデル・コアカリキュラム（平成 25 年度改訂版）に対応したカリキュラムを適用しています。【資料 3-2-15】
- 授業科目は、薬学部の教育目標とディプロマ・ポリシーが定めるアウトカムを達成できるよう、カリキュラム・ポリシーに沿って編成し、適切な学年に配当しています。【資料 3-2-15】
- ディプロマ・ポリシーと科目区分の対応は以下の通りです。

ディプロマ・ポリシー	科目区分
1. 社会人としての教養と医療人としての豊かな人間性、高い倫理観、強い使命感を身に付け、患者の意向を尊重した態度で患者とその家族に対応することができる。	一般教養科目 準備教育
2. 多様な背景を持つ人と速やかに良好なコミュニケーションを取ることのできる能力を身に付け、患者、患者の家族、医療チームのメンバー等と信頼関係を築くことができる。	薬学基礎
3. 医薬品・化学物質等の作用や性状、生体および環境への影響に関する科学的な根拠を理解・分析し、発信できる十分な知識と能力を有する。	基礎科学 基礎科目 薬学専門科目
4. 患者の様々な病態における医薬品の使用に際し、安全かつ有効な薬物療法の提案および評価を行うことができる。	基礎科目 薬学専門科目
5. 医療人として地域の特性を理解・把握・分析できる能力を持ち、多職種連携を通して、地域の保健、医療、福祉、健康増進に貢献できる。	薬学基礎 薬学専門科目
6. 最新の薬学専門知識に基づく先進的薬物療法を患者に提供するために、生涯にわたって主体的学習を継続できるように自己研鑽に努め、次世代を担う人材の育成に取り組むことができる。	薬学アドバンスト科目

- 一般教養科目、基礎科目、薬学専門科目の各分野の専任教員からなるカリキュラム委員会がカリキュラムの実施状況の検証及び問題点の検討、変更の立案を行い、学生部委員会での意見交換と修正を経た後、教授会の審議を経て決定する体制を整備しています。

大学院歯学研究科

- ・カリキュラム・ポリシーの「専攻科目に関する知識と研究手法を修得する」と「歯学研究に関する幅広い知識を修得する」に関しては、18の専攻科目に加えて39の講義科目を設定し、研究活動の基礎となる専門知識や研究手法及び実験技術を履修できる体系的カリキュラムとしています。【資料3-2-16】【資料3-2-17】
- ・カリキュラム・ポリシーの「先端的な歯学領域の研究に関する知識と研究手法を習得する」に関しては、歯科医学の進歩に対応して、授業科目の見直し、講義内容の改善を行っています。具体的には、研究倫理・研究不正防止の教育を重点的に行う「研究の進め方」、遺伝子組み換え技術を含めたライフサイエンスの最新の実験手技を教示する「生命科学実験法」、感染症の分子基盤を教示する「分子口腔感染症学」、癌細胞の転移機構の最新知識を学ぶ「分子腫瘍生物学」などを新規に開講しています。
- ・カリキュラム・ポリシーの「社会人大学院生に配慮して昼夜開講制のカリキュラムとする」に関しては、午後6時から開講する科目を用意しています。なお、社会人を対象とした夏期集中講義を毎年8月に計32コマ開講していますが、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症対策のため実施していません。

【資料3-2-16】【資料3-2-17】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料3-2-13】 2020 奥羽大学大学案内歯学部 | 薬学部 p9~12
- 【資料3-2-14】 授業概要 2020年度奥羽大学歯学部 p16、17
- 【資料3-2-15】 2020年度授業概要薬学部奥羽大学 pvi
- 【資料3-2-16】 2020年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p2
- 【資料3-2-17】 2020年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p29~30、47

3-2-④ 教養教育の実施

歯学部

- ・教養教育を実施するための教養教育委員会の体制は、学生部委員会が主体となり、第1学年、第2学年の学年主任と教養科目担当者を含めた組織としています。
- ・教養教育は、本学の目的である「豊かな人間性」を育成するために不可欠であることから、第1学年、第2学年で開講する教養系科目の中に取り入れています。具体的には、基本的な「学ぶ」「読む」「書く」「聴く」、「議論してまとめる」を学ぶ「日本語リテラシー」、心身の健全を図る「体育」、医療人教育を行う「歯科医療人間学」「医療倫理学」の科目をカリキュラムに組み込んでいます。【資料3-2-18】
- ・「準備教育モデル・コア・カリキュラム」が提示している(1)物理現象と物質の科学、(2)生命現象の科学、(3)情報の科学、(4)人の行動と心理などを学ぶため、「物理学」「生物学」「化学」の専任教員を配置しています。【資料3-2-19】

薬学部

- ・教養教育は本学の目的に謳われた「人間性豊かな薬剤師の養成」を実現する重要な要素と位置付けています。
- ・薬学周辺・人文科学・社会科学の各領域から4単位ずつ、外国語科目を2単位、くわえて実技科目を1単位履修することとしています。開設科目は薬学準備教育ガイドラインを参考にして編成しています。【資料3-2-20】
- ・新カリキュラムでは、教養科目を4年次まで履修可能とすることで、学生が自らの人間的成長に沿って教養を高められるようになっています。また、授業は四半期で完結し、時間割を専門科目と重ならないよう配置することで、自由な科目選択を可能にしています。【資料3-2-20】【資料3-2-21】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料3-2-18】 授業概要 2020年度奥羽大学歯学部 p11
【資料3-2-19】 2020（令和2年）歯学部名簿
【資料3-2-20】 2020年度授業概要薬学部奥羽大学 p17、18
【資料3-2-21】 2020年度歯学部時間割

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

歯学部

- ・入学初年度に「医療倫理学」「歯科医療概論」「臨床歯学概論」「歯科医学演習」「基礎歯学概論Ⅰ」を設け、歯科医師としての心構え、人間性、倫理観及び歯科医療で必要な知識と技術を理解させる教育を行っています。【資料3-2-22】
- ・第1学年から第3学年では、「歯科医療人間学」を設け、医療コミュニケーションを主体に、社会人としての素養、教養、社会適応能力等を高める教育を行っています。

【資料3-2-23】

- ・第1学年と第2学年では、「情報リテラシー」を設け、情報社会に対応できるデータ収集、プレゼンテーション能力を身につける教育を行っています。【資料3-2-24】
- ・東日本大震災に際して本学教員が身元確認業務に従事した経験から、平成27(2015)年度より新たに「法歯学」を設け、第3学年で法医学・法歯学の基礎的知識と応用方法及び大規模災害時における歯科医師の役割を理解するための教育を行っています。【資料3-2-25】
- ・本学の特筆すべき教育法に、科目選択ゼミナール、エレクティブスタディがあります。
- ・歯科医学の知識を能動的に学び、問題を発見・解決する能力を養成するため、「日本語リテラシー」「歯科医療人間学」「臨床実習」を実施しています。

【資料3-2-26】 【資料3-2-27】

- ・第1学年から第3学年の「科目選択ゼミナール」は、不得意あるいは苦手な科目に対して少人数体制で指導するゼミです。当該学年における履修科目の学力が設定した基準に到達するまで集中的に強化しています。本科目は比較的密集して実施する機会が多いこ

とから、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、令和 2(2020)年度は当初の予定を変更し実施を見送っています。【資料 3-2-28】

- ・第 1 学年から第 4 学年までを対象に行っている「エレクティブスタディ(ES)」は、学年を問わず、学生が主体的に興味・関心を持つ分野を選択し、当該分野に出向して学修・研鑽します。これは、将来的に生涯学修・研修を続け、潜在能力を開発して飛躍できるよう自己研鑽することを目指しています。本科目は比較的密集して実施する機会が多いことから、「科目選択ゼミナール」同様、令和 2(2020)年度は当初の予定を変更し実施を見送っています。【資料 3-2-29】
- ・サービスラーニングは、第 5 学年の臨床実習で介護老人保健施設や福島県社会福祉事業団の施設へ出向き、歯学部附属病院では経験することの少ない障がい者や要介護者の口腔ケア、食事の介助を体験し、歯科医師としての責任と義務を学び、将来の地域医療に貢献する意識を高めています。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症予防の観点から、当初の予定を変更し実施を見送りました。【資料 3-2-30】
- ・新型コロナウイルス感染拡大に対して発出された緊急事態宣言により、学内施設の使用が制限を受けたことから、オンラインによる遠隔授業を開始しました。対面授業が再開された後も、教員がオンライン授業に対して創意工夫し、第 6 学年のフィードバック講義で活用しています。

薬学部

- ・リメディアル教育と導入教育を重視し、(1)通信教育、(2)ビデオ教材を用いた遠隔教育、(3)スクーリングから成る入学前教育を実施しています。(1)では、有機化学・数学・生化学を中心とした教員作成の教材を用い、受講後に課題の提出を求めています。(2)は、動画での授業視聴と提出課題を中心としたプログラムの受講を推奨しています。(3)では、例年、高校理数科目の復習と実験を行い、大学入学へのモチベーションを高め、講義の聞き方やノートの取り方を教えて、入学後における学修への円滑な導入を図っています。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の拡大のため計画していたスクーリングを中止しました。【資料 3-2-31】【資料 3-2-32】
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて遠隔授業実施の可能性が高まったため、令和 2(2020)年 4 月 15 日に「遠隔授業実施検討委員会」を組織し、教員を対象とした技術研修を実施するとともに、学生へのガイダンスを行いました。遠隔授業実施期間中は、授業が円滑に進行するよう、同委員会が教員・学生双方からの問い合わせに対応するなど、これまでの対面授業とは異なる創意工夫を凝らし、学生の興味を引き付ける講義を実施しています。【資料 3-2-33】【資料 3-2-34】
- ・1 年次前期開講の「フレッシュマンセミナー」では、学生生活を円滑に開始し、早期に良好な学習習慣を身につけるため、大学の生活及び学習に必要な情報と技能を修得する教育を行っています。【資料 3-2-35】
- ・3、4 年次の「薬と病態チュートリアル」では、提示された症例について自主学習とグループ討論を行い、最適な薬物治療を提案する PBL(Problem Based Learning)チュートリアル形式の授業により、科学的思考力、情報収集能力、問題解決能力を養成しています。【資料 3-2-36】

- ・教授方法の改善を進めるため、自己点検・自己評価委員会を組織し、「教員の自己点検・自己評価」と「学生による授業評価アンケート」の結果を基に、各教員による教授方法の改善を図っています。【資料 3-2-37】
- ・教授方法の改善に資するため、FD 委員会が各種の研修を実施しています。
【資料 3-2-38】

大学院歯学研究科

- ・教育目標を達成するため、研究活動の基礎となる専門知識や研究手法及び実験技術を履修できるような体系的カリキュラムとし、「授業概要」に掲載しています。カリキュラムは、第 1、2 学年における専攻科目が「講義・実習」「大学院講義」「大学院定例セミナー」に大別され、第 2 学年までに 30 単位以上を履修する授業計画を組んでいることから、第 3 学年以降は、各自の研究テーマに沿った研究活動に専念することができます。

【資料 3-2-39】

- ・社会人大学院生は無理なく履修できるように第 4 学年までに 30 単位以上を履修するカリキュラムにしています。【資料 3-2-39】
- ・学位論文の指導は、専攻科目の指導教員だけでなく大学院の全教員が支援する仕組みとしており、大学院全体として大学院生を教育しています。具体的には、大学院生から提出された研究計画報告書を大学院の全教員に配布し、学位研究が適切に行われるよう書面でアドバイスし、これを当該大学院生と指導教員にフィードバックしています。その 1 年後には研究成果を大学院の全教員の前で口頭発表し、討論の結果を踏まえて学位論文の作成を行っています。このシステムにより学位研究の質が担保されていると判断します。【資料 3-2-40】【資料 3-2-41】【資料 3-2-42】【資料 3-2-43】【資料 3-2-44】
- ・学位論文の審査基準を明文化することで、審査の透明性を高めると共に審査がより公平で厳格に行われるようになりました。【資料 3-2-45】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-22】 授業概要 2020 年度奥羽大学歯学部 p11、64、75~79

【資料 3-2-23】 授業概要 2020 年度奥羽大学歯学部 p11、12、81、82、99、100、
126、127

【資料 3-2-24】 授業概要 2020 年度奥羽大学歯学部 p11、54、55、89、90

【資料 3-2-25】 授業概要 2020 年度奥羽大学歯学部 p12、156

【資料 3-2-26】 授業概要 2020 年度奥羽大学歯学部 p44~47

【資料 3-2-27】 授業概要 2020 年度奥羽大学歯学部 p11、12、62~64、81、82、99、
100、126、127、204~209

【資料 3-2-28】 授業概要 2020 年度奥羽大学歯学部 p11、12、47、48

【資料 3-2-29】 授業概要 2020 年度奥羽大学歯学部 p11、12、44~46

【資料 3-2-30】 授業概要 2020 年度奥羽大学歯学部 p204~209

【資料 3-2-31】 2020 年度第 1 回初年次教育委員会議事録

【資料 3-2-32】 2020 年度入学前教育スクーリング時間割

【資料 3-2-33】 第 1 回遠隔授業に関する教員説明会開催のお知らせ

- 【資料 3-2-34】 第 2 回遠隔授業説明会及び講習会の開催
- 【資料 3-2-35】 2020 年度授業概要薬学部奥羽大学 p160、161
- 【資料 3-2-36】 2020 年度授業概要薬学部奥羽大学 p316～319、372、373
- 【資料 3-2-37】 令和元年度授業の自己評価報告書
- 【資料 3-2-38】 2020 年度薬学部 FD 研修会案内
- 【資料 3-2-39】 2020 年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p29～30
- 【資料 3-2-40】 奥羽大学大学院学則 第 36 条 p164
- 【資料 3-2-41】 2020 年度奥羽大学大学院歯学研究科 研究計画報告書
- 【資料 3-2-42】 2020 年度大学院研究計画報告書に対する助言・コメント
- 【資料 3-2-43】 2020 年度奥羽大学大学院歯学研究科 研究経過発表会プログラム
- 【資料 3-2-44】 2020 年度大学院研究経過発表会に対する助言・コメント
- 【資料 3-2-45】 2020 年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p104

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・歯学部と薬学部は、カリキュラム・ポリシーに沿った 6 年間の一貫した教育課程を体系的に編成しています。
- ・歯学部では、CBT-Medical system を活用した試験問題のデータベース化の促進や UNIVERSAL PASSPORT を活用した遠隔教育のさらなる体制整備を推進します。また、社会のニーズに沿った、超高齢社会に伴い急増する在宅歯科医療ならびに在宅医療薬学に関する知識と技術を学修するプログラムを推進します。
- ・歯学部は、教養教育を実施するための専任教員を適切に配置し、教育体制を整えていきます。薬学部では、教養科目の多くを非常勤講師が担当しているため、担当教員と学部との連絡体制を確保する目的で学部内に教養教育連絡委員会を設置し、情報交換を定期的に行い、カリキュラムと授業内容の改善を図っていきます。また、教養科目を担当する専任教員の負担が過重にならないように専任教員の増員を促進します。
- ・薬学部では、コミュニケーション能力の養成について目標達成度の評価指標が設定されていないため、カリキュラム委員会が主導して、客観的な評価指標の導入を推進します。
- ・大学院歯学研究科においては、学位申請論文の質をさらに高めるとともに、研究を早期に完成させて論文を国際誌に掲載できるよう、研究計画報告書の作成を早め、第 1 学年から提出可能としています。
- ・優れた研究業績を有する大学院教員を積極的に登用します。
- ・大学院生が第 1 学年から学位論文の研究をスタートさせることを奨励します。
- ・大学院生の所属専攻科以外の大学院教員も学位論文の指導に関わることを積極的に奨励します。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

歯学部

- ・教育目標の達成状況を客観的に表す指標は、歯科医師国家試験の成績といえます。これらの成績を集計し、FD 研修会として教員による教員研修講演会やワークショップ等を開催し、教育目標の達成状況を点検・評価しています。【資料 3-3- 1】
- ・「教員による自己点検・自己評価」を実施し、専任教員の当該年度の教育、研究、社会活動、運営、診療の自己点検・自己評価と専任教員自らが年度初めに設定した教育・研究・診療についての到達目標が、年度末にどの程度達成できたかを自己点検・自己評価しています。【資料 3-3- 2】 【資料 3-3- 3】 【資料 3-3- 4】
- ・「学生による授業評価アンケート」を実施し、科目責任者はこのアンケート結果を基に歯学部自己点検・自己評価における次年度の教育目標を設定することで、次年度の授業改善につなげています。この授業評価アンケートは授業科目と演習・実習科目に分け、前期あるいは後期の定期試験前に実施しています。アンケートは UNIVERSAL PASSPORT を用い、オンラインにて授業方法や授業運営などの諸項目についての 5 段階評価に加え、自由記載欄を設けて学生の意見を聞き取っています。「学生による授業評価アンケート」には学生自身の学習状況についての設問を設け、学生自身の評価も調査しています。これら調査の結果は、歯学部長から各教員にフィードバックされています。【資料 3-3- 5】
- ・「授業の DVD 撮影による評価」を FD 委員会が実施し、委員が評価票に従い視聴した結果を歯学部長に報告しています。なお、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症予防の観点から実施を中止しました。
- ・「教員による授業参観」を実施し、他教員からの授業に対する多角的な意見を取り入れる仕組みを作り、自らの教授方法を改善・向上する環境を整えています。なお、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症予防の観点から実施を中止しました。
- ・歯科医師国家試験の結果の分析は、今後の教育内容・方法及び学修指導の改善のために必要であることから、各科目責任者から「歯科医師国家試験結果とその分析及び改善方策」の提出を求め、教育指導内容と方法の改善を図っています。【資料 3-3- 6】

薬学部

- ・教育目標の達成状況を客観的に表す指標は、共用試験と薬剤師国家試験の成績といえます。これらの成績を学年全体及び科目単位で集計し、FD研修会として教員によるワークショップを開催し、教育目的の達成状況を点検・評価しています。【資料3-3-7】
- ・専任教員の当該年度における評価は、教育、研究、社会活動、運営の4項目の教員による自己評価と自己点検・自己評価委員会による評価とを合わせて総合的に行ってています。個々の教員は担当科目の試験成績と「学生による授業評価アンケート」結果を客観的指標として、自己点検評価を行っています。「学生による授業評価アンケート」は、講義の判り易さ、教員の熱意、教員の講義準備など10項目に対しての5段階評価と、科目担当者に対する感想・意見の自由記載で構成しています。【資料3-3-8】
- ・教員自身は、教育達成目標、教育方法、成績評価、改善点、その他から成る項目で自らの教育達成度を自己評価し、さらにビデオ撮影した自分の授業に対する自己評価を行っています。【資料3-3-9】【資料3-3-10】
- ・以上のように、学年全体と科目単位のほか、学生と教員の評価を合わせて、教育目標の達成状況を点検できるシステムを整えています。

大学院歯学研究科

- ・教育目標の達成状況は、大学院生が作成する学位論文で評価します。
- ・学位論文の点検・評価は、作成過程に沿って、以下の3項目で行っています。
 - 1) 研究計画報告書の評価
 - ・研究計画を立案した背景、研究方法、予想される成果などを記載した研究計画報告書を大学院の全教員に配布して、研究計画立案までの過程を点検・評価しています。
 - ・大学院教員から寄せられた意見や提言は、研究計画を確立するための参考としています。【資料3-3-11】【資料3-3-12】
 - 2) 研究経過発表会におけるプレゼンテーションの評価
 - ・研究計画報告書を提出した翌年に研究経過発表会を開催し、その時点での研究成果と今後の予定等をプレゼンテーションしています。【資料3-3-13】
 - ・大学院教員は討論に参加するとともに、すべてのプレゼンテーションに対する評価と今後の研究に対するアドバイスを書面で研究科長に提出しています。なお、この結果は指導教員にフィードバックして研究のレベルアップに役立てています。
 - 3) 大学院生に対する支援・アドバイス
 - ・学位論文の指導は専攻科の指導責任者が直接行っています。指導の適切性や大学院生の修学上の問題点などについては研究科長がヒアリングし、状況確認と指導を行っています。その状況によっては、研究指導責任者及び所属専攻科の変更を行う場合もあります。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-3-1】 奥羽大学歯学部教員研修講演会・ワークショップ開催一覧

【資料3-3-2】 2020年度歯学部自己点検・自己評価に係る教員評価票記入用紙

- 【資料 3-3-3】 2020 年度に設定した達成目標に対する自己点検・自己評価
- 【資料 3-3-4】 2020 年度 5 段階自己評価点数表
- 【資料 3-3-5】 2020 年度学生による授業評価の集計結果表
- 【資料 3-3-6】 第 114 回歯科医師国家試験結果とその分析および改善方策
- 【資料 3-3-7】 FD 研修会・教育研修講演会開催一覧
- 【資料 3-3-8】 令和元年度授業の自己評価報告書
- 【資料 3-3-9】 教員評価総合表（平成二十七年度）
- 【資料 3-3-10】 平成 30 年度薬学部 FD ビデオ撮影した自分の授業に対する自己評価
- 【資料 3-3-11】 2020 年度奥羽大学大学院歯学研究科 研究計画報告書
- 【資料 3-3-12】 2020 年度大学院研究計画報告書に対する助言・コメント
- 【資料 3-3-13】 2020 年度奥羽大学大学院歯学研究科 研究経過発表会プログラム
- 【資料 3-3-14】 2020 元年度大学院研究経過発表会に対する助言・コメント

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

歯学部

- ・教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価は、「教員による自己点検・自己評価」「学生による授業評価アンケート」「教員による授業参観」「授業の DVD 撮影による評価」等で行っています。歯学部長はこれらの結果をまとめて、FD 委員会と協議のうえ教員の評価を行っています。なお、令和 2(2020)年度では新型コロナウイルス感染症予防の観点から「教員による授業参観」、「授業の DVD 撮影による評価」を中止しています。
- ・「教員による自己点検・自己評価」については、歯学部長の評価と助言を添えて教員にフィードバックしています。【資料 3-3-15】
- ・「学生による授業評価アンケート」の結果は個々の教員にフィードバックし、教育内容・方法及び学修指導等の改善に取り組んでいます。また、歯学部長はアンケート結果を閲覧し、指導が必要と認められた教員に対して直接の指導を行っています。【資料 3-3-16】
- ・教員自らが令和 3(2021)年 1 月に実施された第 114 回歯科医師国家試験全問題を解くことで自己の教育を見直し、次年度の教育にフィードバックできるようにしています。【資料 3-3-17】

薬学部

- ・「教員自らの教育達成度の自己評価」「ビデオ撮影した自分の授業に対する自己評価」及び「学生による授業評価アンケート」の結果を個々の教員にフィードバックし、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けて取り組んでいます。
【資料 3-3-18】 【資料 3-3-19】
- ・指導が必要な教員に対しては薬学部長が直接指導・助言を行っています。

- ・CBT や国家試験の結果は教育内容・方法及び学修指導等の改善のための多角的評価として重要であることから、これらの試験終了後は、科目別に集計した結果を科目担当教員にフィードバックすることにより、学修指導内容と方法の改善を促しています。
- ・講義を撮影したビデオを FD 委員会が視聴し講義方法を評価するとともに、当該教員にビデオを配布して講義内容を自己点検・自己評価させ、改善点を薬学部長に報告するよう求めていきます。【資料 3-3-19】

大学院歯学研究科

- ・大学院第 2 学年の研究計画報告書と第 3 学年の研究経過発表に対する「助言とコメント」を研究指導責任者にフィードバックし、研究科長から教員に対して「助言とコメント」を取り入れて研究を進めるよう指示しています。【資料 3-3-20】【資料 3-3-21】
- ・研究科長は「助言とコメント」のすべてを確認し、計画の変更や内容の見直しが必要と判断した研究に対しては、専攻科指導責任者に直接提言しています。
- ・以上のように、大学院の全教員による研究内容の確認は、学位論文の質を担保する上で重要な役割を果たしています。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-3-15】 2020 年度教員業績総合評価・総合評価通知表
- 【資料 3-3-16】 令和 2 年度学生による授業評価の集計結果表
- 【資料 3-3-17】 教育方法に関する FD 研修会 開催案内
- 【資料 3-3-18】 教員評価総合表（令和 2 年度）？？？
- 【資料 3-3-19】 令和 2 年度薬学部 FD ビデオ撮影した自分の授業に対する自己評価？
- 【資料 3-3-20】 2020 年度大学院研究計画報告書に対する助言・コメント
- 【資料 3-3-21】 2020 年度大学院研究経過発表会に対する助言・コメント

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

歯学部・薬学部

- ・「教員の自己点検・自己評価」「学生による授業評価アンケート」及び令和 2(2020)年度は止む終えず中止した「教員による授業参観」、「授業の DVD 撮影による評価」は今後も継続し、評価の結果を基に教育内容・方法及び学修指導等を改善していきます。また、それらの改善を促進するためのワークショップと FD 研修会を開催します。
- ・種々の評価結果を教員にフィードバックすることにとどまらず、今後は、教育内容や方法及び学修指導方法の改善状況を検証することにしています。
- ・新型コロナウイルス感染症予防のため、令和 2(2020)年度は中止した「ビデオ撮影した自分の授業に対する自己評価」は、自己評価の他に、FD 委員会による評価（ピア・レビュー）を行っています。各教員は自身の授業のビデオを視聴し、「セルフチェックシート」により授業の分かりやすさやスピード、声の大きさなどの観点を自己点検・評価して FD 委員会に提出します。同時に、各教員による授業のビデオは FD 委員会でも視聴して同様

な評価表を用いて評価し、結果を各教員にフィードバックして授業改善に資することから、令和 3(2021)年度以降も継続実施します。

大学院歯学研究科

- ・現在の方法を堅持するとともに、研究計画報告書と研究経過発表を 1 年早めることを可能にしたことによる効果を学位論文の国際誌掲載率を指標に検証します。

[基準 3 の自己評価]

- ・建学の理念である「人間性豊かな人材の育成」に向けて、歯学部、薬学部、大学院歯学研究科ともにアドミッション・ポリシーにのっとった学生を受入れ、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーを遵守した教育課程を編成し、教育方法、学修・授業の支援、進級判定・卒業認定を行うなど、学生の受入れから卒業に至るまで、一貫性をもった教育活動を行っています。
- ・学生の受入れについては、東京電力福島第一原子力発電所事故の風評被害が未だ根強く残る福島県にあって、県内にある私立大学は学生確保に苦心しています。この状況を開拓し東北地区の医療を守る観点から、平成 27(2015)年度には各学部とも定員 30 人の特待生制度を新設し、多くの優秀な学生を受け入れ、地域に根ざした医療人に育成することを目指しています。令和 2(2020)年度、歯学部初の特待生 16 名が卒業し、15 名が第 114 回歯科医師国家試験に合格（合格率 93.8%）したことからも特待生制度の目的が達成されているものと評価します。
- ・現状において、教育研究活動の基盤として必要な教員数を配置し、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを達成する教育・研究環境を整えています。
- ・教育・研究に関わる事項は、教授会と研究科委員会で審議し、学長が決定するというガバナンスはよく機能しています。また、学生部委員会を中心とする学生支援体制を整備し、教員と職員による協働は円滑に行っています。
- ・学生からの意見や要望は、学生による授業評価、朝礼、クラス担任との密接な連絡・相談などを通して十分に汲み取っています。その内容は学生部委員会で協議し、教授会で審議するシステムが適切に機能しています。キャリアガイダンスや学生サービスについても十分に支援しています。
- ・課外活動と健康面及び生活面に対する支援体制を整備しています。さらに、ハラスメント防止規程を整備し、安心して学生生活を送ることのできる環境を整えています。
- ・施設・設備に関しては、機能的な講義室や実習室、図書館、体育館、講堂などの教育施設を完備し、最新の設備を有する附属病院、より効果的な教育研究活動や快適な学生ライフを送ることのできる自然豊かな環境など、教育環境を整備しています。
- ・以上より、本学は「基準 3」全般について十分に満たしているものと判断します。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

- ・学長は校務を掌り、所属職員を統督しており、教育研究組織の管理運営の執行に際しては学内の意見を統一した上で、陣頭に立ち任務を遂行しています。平成 27(2015)年 4 月に奥羽大学学則を改正し、学長の権限と教授会の役割を明確にし、ガバナンス機能をより高めています。【資料 4-1- 1】
- ・学長は、本学の円滑な運営を図ることを目的に、「大学運営連絡会議」を毎月 1 回定期的に開催し、組織間相互の連絡・連携を図るかり、重要事項や将来構想の検討を行っています。【資料 4-1- 2】
- ・学長は、教育・研究における全学的な合意形成をより強化するため、学長を議長とする「学部長会」を毎月 1 回定期的に開催し、本学における教育研究に関する方針を審議し、両学部間の連絡調整を図り、円滑な運営を進めています。【資料 4-1- 3】
- ・学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与、教育課程の編成及び教員の教育研究業績の審査などに関して教授会、研究科委員会の意見を聞き、意思決定を行っています。【資料 4-1- 4】
- ・学長は大学の意思決定において適切にリーダーシップを発揮しており、教学マネジメントは良好に機能しています。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1- 1】 奥羽大学学則 第 18 条 p104～105

【資料 4-1- 2】 奥羽大学大学運営連絡会議規則（規程外規則）

【資料 4-1- 3】 奥羽大学学部長会規程 p413～4017

【資料 4-1- 4】 奥羽大学学位規程 第 13 条 p209

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

- ・教育・研究に関する大学の意思決定組織には、教授会と大学院運営委員会及び大学院研究科委員会があります。

教授会

- ・教授会は、教育研究に関する重要事項を審議し、学長が意思決定を行うに当たり意見を述べる機関としています。教授会は、専任教授をもって組織していますが、学部長が必要と認めた場合は専任の准教授及びその他の職員を加えることができます。
- ・教授会は当該学部長が招集し議長となり、次の事項を審議して学長に意見を述べています。【資料 4-1- 5】【資料 4-1- 6】
 - 1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - 2) 学位の授与に関する事項
 - 3) 教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めた事項
 - イ 教育課程の編成に関する事項
 - ロ 教員の教育研究業績の審査に関する事項

大学院運営委員会

- ・大学院の管理、運営のため大学院運営委員会を置き、学長、歯学部長、研究科長及び研究科専攻科目主任若干名を加えて組織しています。【資料 4-1- 7】
- ・大学院運営委員会は学長の諮問に応じて次の事項を審議しています。
 - 1) 大学院に関する重要な規則の制定改廃に関すること。
 - 2) 大学院の予算の方針に関すること。
 - 3) 学生の定員に関すること。
 - 4) 大学院と歯学部その他の機関との連絡調整に関すること。
 - 5) その他大学院の運営に関する重要なこと。

大学院研究科委員会

- ・大学院歯学研究科は、学長、歯学部長、研究科長及び奥羽大学大学院学則第 5 条で定める各専攻科目の主任をもって組織しています。【資料 4-1- 8】
- ・大学院研究科委員会は、次の事項を審議し、学長の意思決定に関して意見を述べています。
 - 1) 大学院教員の選考に関する事項
 - 2) 研究指導及び授業科目に関する事項
 - 3) 入学、転学、退学及び除籍に関する事項
 - 4) 賞罰に関する事項
 - 5) 試験及び履修単位に関する事項
 - 6) 学位論文の審査及び試問に関する事項
 - 7) その他研究科に関する重要な事項

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-5】 奥羽大学歯学部教授会規程 p415～417

【資料 4-1-6】 奥羽大学薬学部教授会規程 p421～423

【資料 4-1-7】 奥羽大学大学院学則 第 42 条、第 44 条 p165

【資料 4-1-8】 奥羽大学大学院学則 第 5 条、第 37 条、第 38 条 p161、164～165

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

- ・本学の事務組織は「学校法人晴川学舎事務組織規程」に示しているとおり、学校法人晴川学舎と奥羽大学の事務を処理するため、事務局長のもとに 8 部 1 課を置き、それぞれの部に課を設置しています。

【資料 4-1-9】

- ・各部に部長、課長(必要により課長補佐)、係長、主任等を適切に配置し、教育研究と病院診療、さらには学修全般の支援など大学業務を円滑かつ効率的に行ってています。【資料 4-1-10】【資料 4-1-11】

- ・「学校法人晴川学舎事務組織規程」により、事務局長は理事長又は学長の命を受け法人並びに奥羽大学の事務を統括しています。また、部長及び課長は事務局長の命を受け、所属職員を指揮監督し、「学校法人晴川学舎事務分掌規程」にのっとり事務を所掌しています。この様に、法人と大学事務は密接に連携して業務を執行しており、事務局長を中心に事務組織の指揮命令系統を一本化して業務執行を効率的に行っています。

- ・事務組織は、令和 2(2020)年 5 月 1 日現在、事務職員 41 人、技能労務職員 12 人、医療職員 49 人、臨時職員 9 人の合計 111 人で構成しています。【資料 4-1-12】

- ・法人の権限に属する事務を能率的に処理するため、「学校法人晴川学舎事務専決規程」において、事務局長、部長及び事務長が専決できる事項を定めています。【資料 4-1-13】

- ・各部の事務室は、本学ホームページの「キャンパスマップ」で案内しているとおり、図書館事務部と附属病院事務部を除き、十分なスペースを有する記念講堂 1 階のワンフロアに集約しています。そのため、各部署の連携は取りやすく、事務の効率化と情報共有の点で優れています。また、学生と教員が同一箇所で多様な手続きを行うことができる利点があり、事務職員はきめ細かなサービスを行いやすいなど、多くの長所を有しております、事務組織の構成と人員配置については支障ないと判断します。【資料 4-1-14】

- ・事務組織と教育研究組織は連携協力関係を築いています。事務組織が事務を担う教育研究組織には、教授会、学生部委員会、FD・SD 委員会、臨床実習委員会及び臨床実習実務者委員会、倫理審査委員会、教員資格審査委員会、電子顕微鏡研究施設運営委員会、動物実験委員会、動物実験研究施設運営委員会、薬用植物園運営委員会、図書委員会、大学院運営委員会、大学院研究科委員会があります。これらの会議開催時には各自の規程にのっとり、歯学部及び薬学部の学事部、病院事務部、図書館事務部及び大学院研究科教務課が事務を担当し、教育研究組織とよく連携をしています。また、教育研究組織が開催する会議には事務職員が同席して議事録を作成していますが、このことは議事内

容を把握できるほか、大学動向の情報を共有する上でも効果があります。現在、事務組織と教育研究組織との連携は強固であり、支障はないと判断します。

- ・大学運営を円滑に進めるためには、事務組織と教育研究組織が一体性を持って業務に当たらなければなりません。教育研究組織と事務組織は、教育研究に関する問題点と解決のための施策についての情報を共有し、相互の意見を集約する必要があります。そのため、事務職員は教育研究組織が開催するワークショップ、研修会などに積極的に参加し、有機的な一体性を確保するよう努めています。とりわけ、学事部は教育研究組織と密接に連携・協働する必要があります。歯学部及び薬学部の教授会をはじめとする多くの会議や会合に事務職員が出席して事務を担当することで、相互理解が深まり円滑な大学運営を行っていることは評価できます。従って、事務組織と教育研究組織の一体性に対しては支障がないと判断します。教育研究に関わる企画・立案・補佐機能に関する事務のなかで、最も重視しているのは各学年の授業内容を掲載した「授業概要」の作成です。「授業概要」は教育研究組織が主体的に企画・立案しますが、学事部が常時会議に参加して企画・立案の補佐をしており、「授業概要」の構成と体裁は学事部職員も参加して整えています。
- ・事務組織は学生の健康診断、球技大会、交通安全講習会、臨床研修マッチングなど、多くの行事でも教育研究組織が行う企画・立案を補佐しています。また、入学式、卒業式、オープンキャンパス、キャリアガイダンスなどは事務組織と教育研究組織の相互協力のもとに企画・立案しています。このように教育研究に関する事業すべてに事務組織が関与しており、事業ごとに熟知した職員が企画・立案に参画していることは評価できます。
- ・事務組織は部署ごとに人員配置していますが、教育研究の事業に関わる場合には部署横断的かつ重点的に人員を配備することになっています。そのため、事業を熟知した職員が退職した場合でも、他部署の職員が代行ないし支援できることから、事業の継続性からみても、教育研究に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織としての問題は存在しないと判断します。
- ・学内の意思決定・伝達システムにおいて事務組織は以下の役割を担っています。教授会に学事部長と学事部教務課長が出席し、審議を聴き取るほかに議事録を作成しています。学生や教職員全体に伝達が必要な内容に関しては事務組織が学内 LAN のインフォメーションや本学ホームページに掲載する作業を行っています。また、行事に関する案内はホームページのほかにポスターを作成して周知を図っています。学生の成績、出席状況など学生個人や保護者への伝達が必要な内容の文書は事務組織が郵送しています。
- ・大学院運営委員会と研究科委員会に研究科教務課員が出席し議事録を作成しています。大学院生に対する伝達システムは学部とほぼ同様で、学内 LAN と文書により必要事項を伝達しています。
- ・国際交流などの業務については教員と事務組織が協力して業務に当たっています。韓国「慶熙大学」との学術交流や学生の渡航手続きは事務が協力しています。また、教員の留学等に関しては教員が行う手続きを支援して書類の作成などを行っています。
- ・学校法人と大学との経理事務は財務部が担っています。学校法人及び大学運営に関わる健全な財政基盤を確立するため、事業計画にのっとった予算を編成し、収支決算書の作成を行っています。予算の執行が適切かつ効率的に行われているかについては法人監事

と公認会計士及び契約している会計監査法人が点検しています。財務部は学校法人及び大学の経営面に関する事項を報告書にまとめ、法人理事会、評議員会に報告しています。財務部は、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、法人の収支及び財産の状況を正しく示すなど適切に機能しています。【資料 4-1-15】

- ・大学院運営委員会と大学院研究科委員会に研究科教務課員が同席し、事務を執り行うとともに、教育研究組織に協力して大学院の事業計画立案などに参画しています。大学院「授業概要」の作成、研究経過発表会の事務及び科学研究費申請の事務手続きなども担っています。また、入学試験、入学式、学位記授与式などの行事においても、事務の役割を果たしています。【資料 4-1-16】
- ・このように、事務組織は、学校法人と大学の事務を担う上で十分に機能を發揮しています。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-9】 学校法人晴川学舎事務組織規程 奥羽大学組織図

【資料 4-1-10】 学校法人晴川学舎事務分掌規程 p511～514

【資料 4-1-11】 学校法人晴川学舎職務権限規程 p521、522

【資料 4-1-12】 職員数

【資料 4-1-13】 学校法人晴川学舎事務専決規程 p525～527

【資料 4-1-14】 奥羽大学ホームページ キャンパス・マップ

【資料 4-1-15】 学校法人晴川学舎経理規程 p1051～1058

【資料 4-1-16】 奥羽大学大学院学則 第37条、第38条、第42条、第44条、第47条、p16、165 p161～165

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学の意思決定組織は適正に整備され、機能しています。また、学長がリーダーシップとガバナンスを適切に発揮できる体制を整えています。今後もこの体制を維持しながら最大限の成果を発揮できるように業務執行を行っていきます。
- ・少子化に起因する進学希望者の減少や東京電力福島第一原子力発電所事故後の二次的影響等、大学をとりまく環境が厳しい状況にあるので、事務職員は理事会の決定事項をよく理解して業務の遂行に精進するとともに、法人理事会や教育研究組織との連携をさらに深めて日常に対応していきます。
- ・職員の採用、昇格、異動などについては各部署の実情を勘案して実施します。現在の事務組織は必要な人員を確保して適切に人員配置をしており、教員ともよく連携を図り、業務を遂行しています。今後も、組織の活性化を図り適切な職員の配置を行うなど、年齢にかかわらず、優秀で質の高い人材の育成に努めます。また、定年後の再雇用を進めて個人の培ってきたスキルを有効に活用します。
- ・職員に対する SD 研修会の機会を増やし、外部の研修会等にも参加を促し、職員の資質・能力の向上を図ります。

4-2. 教員の配置・職能開発等**4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置****4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施****(1) 4-2 の自己判定**

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**4-2-① 教育目標及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置****専任教員の職位及び男女構成**

(令和 2(2020)年 5 月 1 日現在)

	歯学部(人)		薬学部(人)	
	男性	女性	男性	女性
教 授	24	0	18	2
准教授	14	2	8	2
講 師	30	11	7	0
助 教	41	14	5	0
助 手	14	9	0	2
合 計	123	36	38	6

専任教員の年齢構成 (令和 2(2020)年 5 月 1 日現在)

年齢構成	歯学部 (人)	率 (%)	薬学部 (人)	率 (%)
61 歳以上	14	8.8	10	22.7
51~60 歳	28	17.6	11	25.0
41~50 歳	27	17.0	10	22.7
31~40 歳	56	35.2	11	25.0
30 歳以下	34	21.4	2	4.6
合 計	159	100.0	44	100.0

歯学部

- ・歯学部は、基礎系 5 講座 9 分野と臨床系 5 講座 11 分野の計 10 講座 20 分野の教員と、「教養科目」と「総合臨床医学科目」を担当する教員の合計 159 人（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）が在籍し、大学設置基準を満たしています。【資料 4-2-1】

- ・歯学の専門教育を担当する講座には教育目標及び教育課程に即した教員を配置しています。【資料 4-2- 1】 【資料 4-2- 2】
- ・専任教員の構成は、令和 2(2020)年 5 月 1 日現在、教授 24 人（男 24 人、女 0 人）、准教授 16 人（男 14 人、女 2 人）、講師 41 人（男 30 人、女 11 人）、助教 55 人（男 41 人、女 14 人）の計 136 人で、これに加え助手が 23 人（男 14 人、女 9 人）です。
- ・歯学部専任教員のうち助教以上の年齢構成は、令和 2(2020)年 5 月 1 日現在、61 歳以上が 8.8%、51～60 歳が 17.6%、41～50 歳が 17.0%、31～40 歳が 35.2%、30 歳以下が 21.4%で、50 歳以下の教員が 73.6%を占め、適切な年齢構成であると評価しています。
- ・客員教授は、学生に有益な歯科医学を教授できる有識者を全国の大学教員と地域の歯科医師から選出して採用しています。非常勤講師は、本学の教育研究の補助者として採用しています。非常勤講師が責任者となる科目は第 1 学年、第 2 学年における教養科目の一部であり、その他の科目においては専任教員が科目責任者となっています。本学部における教育の主体は専任教員が担っており責任ある教育を実施しています。

【資料 4-2- 1】

1) 教員の任用・昇任について

- ・教員の任用と昇任は、「奥羽大学教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規程」に基づいて行っています。教員の教育・研究歴、業績及び資質は「奥羽大学教員資格審査委員会」で審査し、その結果を基に教授会で任用を審議しています。教員資格審査委員会は、歯学部長、大学院研究科長又は病院長、事務局長のほか必要と認められる者若干名で構成しています。教員の任期は職位により異なり助教で 3～5 年、講師、准教授、教授では 5 年と定めています。【資料 4-2- 3】

2) 教員評価について

- ・教員評価は、歯学部自己点検・自己評価委員会が歯学部の全教員に実施している、教育、研究、運営、社会活動、診療の 5 項目についての「教員業績総合評価」を基に行っています。その手順は、まず教員が客観的尺度により数値化した評価点を自己申告し、自己点検・自己評価委員会が委員会評価点を記入します。歯学部長は自己評価点と委員会評価点を基に総合評価点とコメントを各教員にフィードバックしています。教員はその評価を基に改善を図り、教育の質向上と教育力向上に努めています。

【資料 4-2- 4】 【資料 4-2- 5】 【【資料 4-2- 6】

- ・教員の研究業績はデータベース化し、本学ホームページで公開しています。

【資料 4-2- 7】

薬学部

- ・薬学部には、令和 2(2020)年 5 月 1 日現在、基礎系薬学 3 分野と医療系薬学 2 分野及び教養・外国語系分野の科目を担当する専任教員 44 人が在籍し、大学設置基準を満たしています。専任教員は、令和 2(2020)年 5 月 1 日現在、教授 20 人（男 18 人、女 2 人）、准教授 10 人（男 8 人、女 2 人）、講師 7 人（男 7 人、女 0 人）、助教 5 人（男 5 人、

女 0 人) の計 42 人で、これに加え助手が 2 人 (男 0 人、女 2 人)) です。【資料 4-2-8】

- ・このほか、本学歯学部の教授 5 人、准教授 3 人、講師 2 人が兼任教員として薬学部の教育を担っています。また、選択科目を中心に 19 人の非常勤講師が在籍しています。
- ・薬学部専任教員のうち助教以上の年齢構成は令和 2 (2020) 年 5 月 1 日現在、61 歳以上が 22.7 %、51~60 歳が 25.0%、41~50 歳が 22.7%、31~40 歳が 25.0%、30 歳以下が 4.6% であり、50 歳以下の教員が半数以上(52.3)% を占めており、適切な年齢構成といえます。
- ・薬学部は、教育目的及び教育課程に即した教員を確保し適正に配置しています。

【資料 4-2-8】

1) 教員の任用と昇任について

- ・教員の任用と昇任は、歯学部と同様に「奥羽大学教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規程」に基づいて行っています。教員の教育研究歴と業績及び資質は「奥羽大学教員資格審査委員会」で審査し、その結果を基に教授会で審議しています。教員資格審査委員会は、学部長、学生部長、事務局長、必要と認められる者若干名で構成しています。教員の任用期間は職位により異なりますが、基本は 5 年間とされています。再任期間は助教で 3~5 年、講師、准教授、教授では 5 年と定めており、その審査は 5 年間の教育研究業績評価を基に行っています。【資料 4-2-3】

2) 教員評価について

- ・教員評価は、「薬学部自己点検・自己評価委員会」が薬学部の全教員に実施している教育、研究、運営、社会活動の 4 項目についての評価を基に行っています。その手順は、まず教員が客観的尺度により数値化した評価点を自己申告し、自己点検・自己評価委員会が評価して個人別評価表を作成します。薬学部長は個人別評価表を点検後、意見を付して教員にフィードバックします。教員はその評価を基に改善を図り、教育の質向上と教育力向上に努めています。
- ・研究業績はデータベース化し、本学ホームページで公開しています。【資料 4-2-7】

大学院歯学研究科

- ・大学院は 18 専攻科からなり、1 専攻科当たりの教員数は 2 人で、合計 36 人の教員を配置しています。【資料 4-2-9】 【資料 4-2-10】
- ・教員は歯学部教員を兼ね、全員が博士の学位を取得しており、教員数と教員の資格において大学院設置基準を満たしています。【資料 4-2-2】 【資料 4-2-10】
- ・大学院教員が歯学部教員を兼任していることは、学部教育との連続性や専攻分野の関連性などの観点から有意義であり、教育目的と教育課程に即した教員の確保と配置になっています。

1) 大学院教員の任用・昇任・任期について

- ・大学院教員は歯学部教員と兼任しているため、「奥羽大学教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規程」に基づいて任用された教授、准教授、講師の中から大学院運営委員

会が「奥羽大学大学院教員の選考基準」にのっとり選考し、研究科委員会で審議した上で任用しています。大学院教員の任期は1年で、年度ごとに各教員の教育研究業績を基に学位研究指導を適切に行える教員を任用しています。【資料4-2-11】 【資料4-2-12】

2) 大学院教員評価について

- ・研究業績と大学院生に対する学位指導を中心に評価しています。大学院教員は学部教員と兼任のため、研究業績は歯学部教員の自己点検・自己評価データを利用しています。
- ・学位指導の能力は、指導している大学院生数と指導した学位論文数、さらに大学院生が提出する研究計画報告書、大学院生による研究経過発表と学位口演における質疑応答、論文の内容などから大学院運営委員会が評価しています。これらの評価を教員にフィードバックすることにより、教員の資質・能力向上を図っています。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料4-2-1】 2020（令和2年度）歯学部名簿
- 【資料4-2-2】 令和2年度歯学部教員の学位の状況
- 【資料4-2-3】 奥羽大学教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規程
第5～7条 p719～723
- 【資料4-2-4】 2020年度歯学部自己点検・自己評価に係る教員評価票記入用紙
令和元年度に設定した達成目標に対する自己点検・自己評価
- 【資料4-2-5】 2020年度5段階自己評価票
- 【資料4-2-6】 2020年度教員業績総合評価・総合評価通知表
- 【資料4-2-7】 奥羽大学ホームページ 情報公開 奥羽大学教育・研究業績集
- 【資料4-2-8】 薬学部教員一覧
- 【資料4-2-9】 奥羽大学大学院学則 第5条 p161
- 【資料4-2-10】 2020年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p22
- 【資料4-2-11】 奥羽大学教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規程 第5～7条
p719～723
- 【資料4-2-12】 奥羽大学大学院歯学研究科申し合わせ事項 奥羽大学大学院教員の選考基準

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

歯学部

- ・研修、FD活動は、教育力の向上と教授方法の工夫・開発を図ることを目的に、毎年、教育講演とワークショップを開催し、教員の資質と能力向上に資しています。ワークショップは主に教育方法の改善につながるテーマで行っています。毎回、ほぼ全教員が参加しており教員の関心度は高いといえます。【資料4-2-13】

薬学部

- ・研修、FD活動は、教育力の向上と教授方法の工夫・開発を図ることを目的とし、毎年度に外部講師による教育講演と全教員が参加する学内ワークショップを開催し、教員の資質・能力向上に資しています。令和2(2020)年度は、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴い実施したオンライン授業における問題点と解決策について電子メールによる研修会を実施しました。【資料4-2-14】

大学院歯学研究科

- ・大学院教員に対するFD活動は、研究科長を委員長とする大学院FD委員会が担い、特別研修セミナー等を開催しています。毎年度、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の適用を受けて、研究倫理・研究不正防止のためのセミナーを実施してきました。しかし、令和2(2020)年度は新型コロナウィルス感染症対策のため、日本学術振興会の研究倫理eラーニングコースの受講と教材の「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」を熟読することとしました。なお、令和3(2021)年度は、研究倫理・研究不正防止のためのセミナーを実施する予定です。

【資料4-2-15】 【資料4-2-16】

【エビデンス集・資料編】

【資料4-2-13】 奥羽大学歯学部教員研修講演会・ワークショップ開催一覧

【資料4-2-14】 2020年度薬学部FD研修会案内

【資料4-2-15】 大学院特別研修セミナー・特別セミナー開催一覧(H16~)

【資料4-2-16】 第410回大学院研究科委員会議事録

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

1) 教員の確保と配置

- ・歯学部では、教育目標を達成するために、歯学の高度な専門知識を身に付けた教員を確保し、教育研究組織に基づいて適切に配置しています。
- ・薬学部では、教育目標を達成するため高度な薬学専門知識を備えた教員を確保し、教育研究組織に基づいて適切に配置しています。薬学部開設当初の教員の退職に伴う補充は遅滞なく行っていますが、カリキュラム改正等により人材の確保を要する分野があります。その対応として、従来通りの公募とともに、在籍する若手教員の指導を強化して教育力を高め、人材の育成と適切な配置を行うこととしています。
- ・本学大学院修了者を教員として任用するための方策として、大学院在学中から教育・研究に対するモチベーションを高め、ライフワークとなる研究に興味を持たせ、継続して研究するよう指導します。臨床に興味を示し、認定医や専門医を目指す大学院生には、教員として学生指導しながら附属病院で研鑽することの優位性を指導します。

2) 教員の資質・能力向上への取り組み

- 教員の教育・研究能力を向上させるため、FD・SD 委員会主催の研修会、FD 活動への参加を促します。また、研究活動の活性化を図るため、研究成果の迅速な公表を促します。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関する職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関する職員の資質・能力向上への取組み

- 平成 28(2016)年 3 月 31 日公布の大学設置基準の一部を改正する省令及び大学院設置基準の一部を改正する省令により SD が義務化されたのに伴い、本学 FD 委員会を FD・SD 委員会に改名し、規程を改正しました。
- 本学における FD・SD は全学的に実施する FD・SD 研修会と歯学部、薬学部が部署ごとに実施する FD 研修会があります。
- 教職員の資質・能力の向上を図るため、令和元(2019)年度は、全学 FD・SD 研修会を 4 回企画、運営しました。テーマは、「教育現場で知っておくべき著作権」「教育現場におけるハラスメント」「安全保障貿易に係る機微技術管理に関する本学の取り組み」「メンタルヘルスケアーストレスチェックの部署別分析結果からー」です。毎回、業務に支障のない 71%以上の教職員が出席しました。令和 2 (2020) 年度においては、新型コロナウイルス感染症対応のため、実施していません。【資料 4-3-1】
- 事務職員は、文部科学省が行う事務研修会や民間が主催する私学経営に関する事務研修会、私立大学協会や私立歯科大学協会が主催する研修会などに積極的に参加して資質・能力向上の機会としています。これらの研修結果は会議資料とともに「復命書」にまとめ、所属部署の職員に回覧して情報の共有化を図っており、職員のスキルアップにつなげています。しかし、研修会はその時々の話題が中心となることから、普遍的な事務能力の開発や向上につながらないことが危惧されます。そこで、今後は日常業務のスキルアップを焦点した SD も実施していきます。【資料 4-3-2】
- 大学運営を円滑に進めるためには、事務組織と教育研究組織が一体性を持って業務に当たらなければなりません。教育研究組織と事務組織は、教育研究に関する問題点と解決のための施策についての情報を共有し、相互の意見を集約する必要があります。そのため、事務職員は教育研究組織が開催するワークショップ、研修会などに積極的に参加し、

有機的な一体性を確保するよう努めています。とりわけ、学事部は教育研究組織と密接に連携・協働する必要があります。歯学部及び薬学部の教授会をはじめとする多くの会議や会合に事務職員が出席して事務を担当することで、相互理解が深まり円滑な大学運営を行っていることは評価できます。従って、事務組織と教育研究組織の一体性に対しでは支障がないと判断します。教育研究に関わる企画・立案・補佐機能に関する事務のなかで、最も重視しているのは各学年の授業内容を掲載した「授業概要」の作成です。

「授業概要」は教育研究組織が主体的に企画・立案しますが、学事部が常時会議に参加して企画・立案の補佐をしており、「授業概要」の構成と体裁は学事部職員も参加して整えています。

エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-1】 FD・SD 研修会一覧

【資料 4-3-2】 平成 30(2018)年度外部事務研修会参加一覧

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・職員の採用、昇格、異動などについては各部署の実情を勘案して実施します。現在の事務組織は必要な人員を確保して適切に人員配置をしており、教員ともよく連携を図り、業務を遂行しています。今後も、組織の活性化を図り適切な職員の配置を行うなど、優秀で質の高い人材の育成に努めます。また、定年後の再雇用を進めて個人の培ってきたスキルを有効に活用します。
- ・教職員に対する全学 FD・SD 研修会の機会を増やし、時代の変化に即したテーマで研修を重ねるとともに、外部の研修会等にも参加を促し、教職員の資質・能力の向上を図ります。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

歯学部

歯学部では、講座ごとに研究室が確保されており、教員、大学院生さらにはエレクティブスタディ(ES)に参加している学生の研究活動に利用されています。各研究室には、それぞれの研究を遂行するために必要な機器・器材が整備されています。また、共同研究施設として、遺伝子組換え実験室(P2 レベル実験室)、動物実験研究施設、電子顕微鏡研究施設、放射性同位元素共同研究施設があります。

薬学部

本学部においては、専任教員の個人研究室(19.5 m²)を提供しており、教授、准教授、講師に割り当てています。また、各研究室に実験室(大・97 m²、中・48 m²、または小・40 m²)を設置しており、教員並びに卒業研究生(3 学年平均配属数 8 名)の研究活動に利用しています。この他、共用機器室(2 室:各 61 m²)を設けています。また、大型測定室(NMR 室等)、精密機械室(フーリエ変換赤外分光光度計等)、細胞培養室、遺伝子組換え実験室(P2 レベル実験室)、動物実験研究施設(歯学部と共に)、放射性同位元素共同研究施設(歯学部と共に)を整備しています。

大学院研究科委員会

- ・大学院のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーに沿った研究活動を大学院生及び大学院教員が行うための設備を、基礎医学研究棟、解剖学棟、附属病院棟の研究室及び大学院演習室にそれぞれの専攻科別に備えています。【資料 4-4-1】【資料 4-4-2】
- ・その他、動物実験研究施設、放射性同位元素共同研究施設、遺伝子組換え実験室、電子顕微鏡研究施設を共同研究施設として設備しています。【資料 4-4-2】
- ・各施設は適切な運営と管理のための委員会を組織して、法令・規範に従った研究活動を行えるようにしています。【資料 4-4-3】【資料 4-4-4】【資料 4-4-5】【資料 4-4-6】
【資料 4-4-7】【資料 4-4-8】【資料 4-4-9】【資料 4-4-10】【資料 4-4-11】
- ・動物実験研究施設においては、「奥羽大学動物実験規程」「奥羽大学動物実験委員会規程」「奥羽大学動物実験研究施設施行規則」に基づいて、動物実験委員会委員長、動物実験研究施設長などを定めて運営・管理を行っています。【資料 4-4-3】【資料 4-4-4】【資料 4-4-5】
- ・放射性同位元素共同研究施設においては、「奥羽大学放射線安全委員会運営規則」「奥羽大学放射線障害予防規程」「奥羽大学放射性同位元素共同研究施設使用規程」に基づいて、委員長である放射性同位元素共同研究施設長を定めて運営・管理を行っています。【資料 4-4-6】【資料 4-4-7】【資料 4-4-8】
- ・遺伝子組換え実験室においては、「奥羽大学遺伝子組換え実験安全管理規程」に基づいて、遺伝子組換え実験安全委員会委員長を定めて運営・管理を行っています。【資料 4-4-9】
- ・電子顕微鏡研究施設においては、「奥羽大学電子顕微鏡研究施設及びX線微小部分析研究施設施行規則」に基づいて、運営委員会が設置され、電子顕微鏡研究施設長を委員長と定めて運営・管理を行っています。【資料 4-4-10】

- ・人を対象とした臨床研究に関しては、奥羽大学倫理審査委員会で臨床実施計画書を提出して審査を受ける必要があります。委員会は「奥羽大学倫理審査委員会規程」に基づいて、委員長を定めて運営・管理を行っています。【資料 4-4-11】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-4-1】 2020 年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p2
- 【資料 4-4-2】 2020 年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p116～120
- 【資料 4-4-3】 奥羽大学動物実験規程 p1301～1304
- 【資料 4-4-4】 奥羽大学動物実験委員会規程 p1305～1306
- 【資料 4-4-5】 奥羽大学動物実験研究施設施行規則 p1307～1309
- 【資料 4-4-6】 奥羽大学放射線障害予防規程 p321～339
- 【資料 4-4-7】 奥羽大学放射線安全委員会運営規則 p351～352
- 【資料 4-4-8】 奥羽大学放射性同位元素共同研究施設使用規程 p1321～1323
- 【資料 4-4-9】 奥羽大学遺伝子組換え実験安全管理規程 p371～391
- 【資料 4-4-10】 奥羽大学電子顕微鏡研究施設及びX線微小部分析研究施設施行規則 p1291～1292
- 【資料 4-4-11】 奥羽大学倫理審査委員会規程 p301～315

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

- ・平成 26(2014)年 8 月 26 日付、文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に全学的に対応しています。学内規程の整備と研究倫理・研究不正防止に関するセミナーの実施、歯学部・薬学部の全教員を対象とした e - ラーニングによる研究倫理教育の受講を義務付けています。【資料 4-4-12】 【資料 4-4-13】

【資料 4-4-14】

- ・研究活動及び公的研究費の取り扱いに関する規定としては、「奥羽大学の研究活動における特定不正行為への対応に関する規程」「奥羽大学公的研究費取扱規程」「奥羽大学不正防止計画推進委員会規程」及び「奥羽大学公的研究費不正使用調査委員会規程」を整備して適切な対応ができるようにしています。【資料 4-4-15】 【資料 4-4-16】

【資料 4-4-17】 【資料 4-4-18】

- ・規程とは別に、「奥羽大学における研究者の行動規範」を制定し、本学で研究活動を行うすべての研究者が守るべき行動規範とし、研究不正行為はもちろんのこと不適切な行為も防止しています。【資料 4-4-19】

- ・研究倫理・研究不正防止に関するセミナーは、大学院特別研修セミナーとして歯学部及び薬学部の全教員と大学院生に出席を義務付けて実施しています。令和元(2019)年度は以下の 2 つのセミナーを実施しました。【資料 4-4-20】 【資料 4-4-21】

- 1) デザインが研究の質を決定する
- 2) 研究倫理の現状とその課題

- ・日本学術振興会が提供する研究倫理 e - ラーニングコースを受講して、修了証書を得ることを歯学部及び薬学部の全教員に義務付けました。【資料 4-4-14】
- ・上記の研究倫理セミナー及び研究倫理 e - ラーニングコースを未受講の場合は、外部の競争的研究資金に応募できないこと、大学院生の学位論文指導と学位審査に携われないこととしましたが、令和 2(2020)年度においては該当教員がいませんでした。

【資料 4-4-14】 【資料 4-4-22】 【資料 4-4-23】

- ・博士(歯学)の学位に関する審査を大学院研究科委員会に申請する者は、研究不正及び不適切な行為をしていない旨の誓約書を研究指導責任者と共に署名捺印して提出することを義務付けています。【資料 4-4-20】
- ・人を対象とした臨床研究の計画を審議する倫理審査委員会は、学内の審査委員による審査と学外の委員も加わって行う審査の二段階の審査を行っています。慎重な審議を行うことで、研究倫理に反せずに被験者的人権に十分に配慮した臨床研究を行う体制としています。【資料 4-4-21】 【資料 4-4-22】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-4-12】 文部科学省 研究活動の不正行為への対応のガイドライン について
(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)
- 【資料 4-4-13】 大学院特別研修セミナー・特別セミナー開催一覧(H16~)
- 【資料 4-4-14】 研究倫理 e ラーニングコースの受講について[重要]2016 年 7 月 22 日付け 歯学部及び薬学部教員の全教員への学事部からのメール配信文書
- 【資料 4-4-15】 奥羽大学の研究活動における特定不正行為への対応に関する規程
p406 の 12~406 の 17
- 【資料 4-4-16】 奥羽大学公的研究費取扱規程 p406 の 2~p406 の 4
- 【資料 4-4-17】 奥羽大学不正防止計画推進委員会規程 p406 の 6
- 【資料 4-4-18】 奥羽大学公的研究費不正使用調査委員会規程 p406 の 8~406 の 9 の 2
- 【資料 4-4-19】 奥羽大学ホームページ 大学概要 学内規定 奥羽大学における研究者の行動規範
- 【資料 4-4-20】 2020 年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p114
- 【資料 4-4-21】 2020 年度倫理審査委員会記事録
- 【資料 4-4-22】 奥羽大学倫理審査委員会規程 p301~315

4-4-③ 研究活動への資源の配分

全学

- ・学長裁量経費として、学生の学力向上のために、教育方法、教育機器、教育設備等の改革・改善をはかる取り組みを行うチームに対して交付する「教育改革・改善プロジェクト経費」と本学の目的に沿う研究課題であり外部資金獲得が有望視される研究チームに対して交付する「教育研究プロジェクト経費」を設けました。令和 2(2020)年度は合わせて 5 件に対して 249.8 万円を支給しました。

歯学部

- ・研究費は、教員の研究・教育に資するために毎年各教員に対して「個人研究費」（基本として教授・准教授 40 万円、講師 30 万円）及び講座・分野の運営や研究基盤を整備するために 1 分野あたり 92 万円を基本として配分しています。

薬学部

- ・研究費は、卒業研究生の教育及び研究のための「特別実習費」（10～20 万円、各教員の過去 5 年分の研究成果に応じて学部長が配分額決定）、各教員に対して「個人研究費」（教授・准教授 50 万円、講師 40 万円）及び学部内で複数の教員が研究グループを組み研究を行うための「共同研究費」（総額 1,000 万円、教員 1 人あたり 10～38 万円、各教員の過去 5 年分の研究成果に応じて学部長が配分額決定）を配分しています。

大学院研究科委員会

- ・大学院教員は歯学部教員を兼務しているため、歯学部の各分野別研究費、さらに教授、准教授、講師に配分される個人研究費を使用して研究活動を行っています。
- ・大学院生が在籍する専攻科の主たる研修指導者には、大学院生 1 人に付き授業料の 70%（42 万円）を支給しています。
- ・大型研究機器や各研究施設に設置されている機器の更新に関しては、教員からの申請に基づき、年度予算を計上後にしています。
- ・研究の高度化に伴って必要とされる研究機器の購入に向けても、文部科学省、厚生労働省、日本学術振興会、各種企業・団体などからの競争的研究資金を獲得することが求められるため、科研費等採択促進委員会を組織して申請書のブラッシュアップを行っています。【資料 4-4-23】【資料 4-4-24】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-23】 歯学部への学事部からのメール配信文書

【資料 4-4-24】 第 410 回大学院研究科委員会議事録

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・研究の高度化に伴い動物実験研究施設、放射性同位元素共同研究施設、遺伝子組換え実験室などを複合的に利用する研究課題にも柔軟に対応できるルールを作成します。平成 28(2016)年度に「動物実験に関する外部検証事業」による自己点検・評価を行った際は、動物実験委員会と遺伝子組換え実験安全委員会との連携強化の指摘を受けて、それを行える委員会の構成とし、規程の改正も行っています。このような対応を今後も積極的に行います。
- ・研究倫理に関する規程は、毎年度行われている文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「履行状況調査（書面調査）」に対応し

て、「奥羽大学の研究活動における特定不正行為への対応に関する規程」の改正・追加及び「奥羽大学における研究者の行動規範」の見直しを行っています。

- ・研究倫理・研究不正防止教育に関して、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症対策のために実施できませんでした。しかし、令和 3(2021)年度はより専門的な内容に踏み込んだセミナーを行う予定です。
- ・e - ラーニングコースによる研究倫理教育においては、受講後 5 年経過時に一定期間経過後に再受講を義務付けることで最新の知識を身につけさせます。
- ・外部で行われる研究倫理セミナーに教員を積極的に派遣して、国内外の研究倫理・研究不正防止の新たな動向を取り入れるようにします。
- ・大学院生及び若手教員の競争的研究資金の獲得を積極的に支援するため、科研費採択推進委員会のブラッシュアップをより効果的に行う仕組みと体制を構築するようにします。
- ・学長裁量経費を継続し、教育改革と若手研究者の外部資金獲得に向けて支援します。

[基準 4 の自己評価]

- ・大学院教員及び大学院生が十分な研究活動を行うための設備は、基礎医学研究棟、解剖学棟、附属病院棟の研究室及び大学院演習室にそれぞれの専攻科別に備えています。
- ・その他に大学院・歯学部・薬学部の共同の研究施設である動物実験研究施設、放射性同位元素共同研究施設、遺伝子組換え実験室、電子顕微鏡研究施設を設置し、制定された諸規程・規則に従って、適切な管理・運営をしています。
- ・平成 26(2014)年 8 月 26 日文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に対しては全学的な対応を行っており、文部科学省の「履行状況調査（書面調査）」にも迅速に対応して規程の改正を行うと共に「奥羽大学における研究者の行動規範」を制定し、不適切な行為を防止しています。
- ・研究倫理・研究不正防止に関するセミナーは、令和 2 (2020)年度に 2 回実施し、研究倫理に詳しい第一人者から最新の知識を習得しています。
- ・公的研究費の取り扱いは、「奥羽大学公的研究費取扱規程」「奥羽大学不正防止計画推進委員会規程」及び「奥羽大学公的研究費不正使用調査委員会規程」にのっとり、不正が生じない仕組みとなっています。
- ・諸規程のほか、「奥羽大学における研究者の行動規範」を制定し、不適切な行為を防止しています。
- ・研究倫理セミナー及び研究倫理 e ラーニングコースを受講することを、外部の競争的研究資金への応募、大学院生の学位論文指導、及び学位審査に携わる条件としています。
- ・博士(歯学)の学位審査の際は、申請者と指導責任者に対し、研究不正及び不適切な行為をしていない旨の誓約書の提出を義務付けています。
- ・人を対象とした臨床研究の計画を審議する倫理審査委員会は、学内の審査委員による審査と学外の委員も加わって行う二次審査の二段階審査を行っています。慎重審議を行うことで、研究倫理に反せず、被験者の人権を十分に配慮した臨床研究を行っています。

- ・歯学部では各分野別研究費の他に教授、准教授、講師に対して、個人研究費を配分しています。
- ・薬学部では卒業研究生の教育及び研究のための特別実習費の他、教授、准教授、講師に対して個人研究費、共同研究費を配分しております。
- ・大学院生 1 人に付き授業料の 70%(42 万円)が研究指導責任者の大学院教員に支給されており、大学院生の学位研究の費用に使用されています。
- ・大型実験機器や各研究施設に設置されている機器の更新や新規購入はその必要性を審議した上で行われます。
- ・外部の競争的研究資金獲得のために、科研費採択促進委員会を組織して申請書のブラッシュアップを行うことで採択率の向上が認められます。
- ・以上より、「基準項目 4」の全般を十分に満たしていると判断します。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

- ・学校法人晴川学舎は、寄附行為第3条において「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな人材を育成することを目的とする」旨を明確に示しています。【資料 5-1-1】
- ・本法人は、教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、大学院設置基準の法令を遵守するとともに、「学校法人晴川学舎事務組織規程」「学校法人晴川学舎事務分掌規程」、「学校法人晴川学舎職務権限規程」、「学校法人晴川学舎事務専決規程」、「学校法人晴川学舎文書取扱規程」「学校法人晴川学舎経理規程」「学校法人晴川学舎固定資産及び物品管理規程」などの諸規程を制定し、これを遵守して規律性を維持しています。

【資料 5-1-2】【資料 5-1-3】【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】

【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】【資料 5-1-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-1】 学校法人晴川学舎寄附行為 p21～28

【資料 5-1-2】 学校法人晴川学舎事務組織規程 p501～503

【資料 5-1-3】 学校法人晴川学舎事務分掌規程 p511～514

【資料 5-1-4】 学校法人晴川学舎職務権限規程 p521、522

【資料 5-1-5】 学校法人晴川学舎事務専決規程 p525～527

【資料 5-1-6】 学校法人晴川学舎文書取扱規程 p973～977

【資料 5-1-7】 学校法人晴川学舎経理規程 p1051～1058

【資料 5-1-8】 固定資産及び物品管理規程 p1201～1204

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- ・学校法人晴川学舎寄附行為に基づいて、法人に理事会及び評議員会を組織しており、ここでは最重要課題を審議・決定して法人の業務を誠実に遂行し、より良い執行となるよう努力を続けています。
- ・本学の目的を実現するために、教授会、大学院研究科委員会を中心に、教育研究組織の運営、教育研究環境の整備・充実、学生支援などについて現状を分析するとともに、課題の解決に向けて継続的に努力しています。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

- ・本学の校地・校舎面積は大学設置基準を上回り、必要な施設、設備は整備しており、学修に適した環境を提供しています。これらの施設・設備に対しては定期的に保守、点検、整備を実施し、良好な環境を常に保全しています。授業環境は、講義室に階段教室を採用することにより黒板とスクリーンの視認性を良くし、視聴覚装置や音響装置などの設備を配備しています。エレベータ、スロープ、自動ドア、多目的トイレなどを設置し、学内全体をバリアフリー化し、学生だけでなく授業担当者にも満足してもらえる教育環境を提供しています。
- ・施設・設備の保守点検・整備と空調施設の日常運転・点検管理、電気設備、ガス機器の安全点検などのメンテナンスは營繕課技術職員が日常的に実施しています。法定点検として、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」「水道法」「労働安全衛生法」「建築基準法」及び「消防法」に基づいた施設設備保守点検を実施しています。電気設備では年1回の法定点検を実施しているほか、ガス設備・器具ではガス会社保安要員が定期的巡回検査を実施しています。消防施設は年2回の法定定検を実施しています。大学敷地全般にわたる樹木・草花等の緑地は環境整備課が管理・整備しています。産業廃棄物は、収集運搬業者及び処理業者と契約を締結し、適切に処理しています。施設の衛生消毒は月1回外部業者に点検・実施を依頼しています。給排水の衛生面は、受水槽、高架水槽を年1回の清掃と定期的な水質検査を行い、毎年「保健衛生協会」の検査を受けています。浄化槽の維持管理及び排水分析は、毎月業者に委託して適切に実施しています。
- ・人権への配慮に関しては、学生と教職員及び患者の個人情報を「奥羽大学個人情報保護に関する規程」にのっとり適正に管理・保護し、情報の漏えい防止に努めています。また、個人情報の保護に関しては病院掲示板と学内 LAN インフォメーションなどで周知を図っています。【資料 5-1-9】
- ・校内の安全に関しては、昼間は本学の守衛、夜間は契約警備会社の警備員によるキャンパス内パトロールのほか、防犯カメラを設置して、24 時間体制で校舎、附属病院、キャンパス内の安全を確保しています。
- ・防火・防災に関しては、「消防法」第8条、「消防法施行令」「消防法施行規則」の関連条文に基づいた「奥羽大学防火・防災規程」「奥羽大学歯学部附属病院防災対策準則」及び「奥羽大学防災・業務継続計画(BCP)」により、「奥羽大学消防計画」を作成しています。

自衛消防組織を大学本部隊下に4地区隊を配置編成し、各棟に防火業務を担う防火管理者、防火担当責任者、火元責任者を配置して防火体制を整備しています。万が一、火災等が発生したときは自衛消防隊による初期消火とともに、郡山消防署と連携して災害を最小限にとどめることにしています。また教職員の防災に対する意識向上のため、消防計画にのっとり防災教育と訓練を年2回行っており、その結果は郡山消防署長に報告しています。

【資料 5-1-10】【資料 5-1-11】【資料 5-1-12】

- ・新型インフルエンザやデング熱、MERS(Middle East Respiratory Syndrome)などへの対応については、大学における感染症の流行を防ぐ措置として、「学校保健安全法」「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染した学生、教職員の出席・出勤停止や大学の全部または一部の臨時休業などの措置を講じます。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、毎年4月4日に予定されている入学式を中止しました。また、東京や北海道に限らず全国への感染拡大を考慮し、薬学部では薬局および病院実務実習の訪問指導を中止し、実務実習指導・管理システムあるいはメールなどで指導薬剤師に実習状況を確認することにしました。さらに、令和3(2021)年3月10日に予定していた卒業式も中止しました。【資料 5-1-13】
- ・5月25日に緊急事態宣言が解除されたことを受け、本学も関東圏からの通学通勤を認めました。薬学部では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応として、対面授業時間については、これまでの90分から80分に短縮し、休み時間を長くすることでトイレや食堂での密を避け、さらに実習は視聴教材で実施することにして学生同士の接触の機会を減らしました。教員は毎朝、学生が記入した健康調査票をチェックし、体調が悪い学生については、帰宅させるか救護室に相談することで、感染拡大防止を徹底しています。

【資料 5-1-14】

- ・セクシャル・ハラスメントの防止に関しては、「奥羽大学セクシャル・ハラスメント防止等に関する規程」を定め、全学生、全教職員に周知しており、また常勤カウンセラーの相談室を設けて適切に対処しています。【資料 5-1-15】【資料 5-1-16】【資料 5-1-17】
- ・アカデミック・ハラスメントとパワー・ハラスメントの防止に関しては「奥羽大学ハラスメント防止等に関する規程」を定め、学内に周知して防止に努めています。

【資料 5-1-18】【資料 5-1-19】【資料 5-1-20】

- ・法令違反行為に関する通報及び相談に応じるため総務部総務課に窓口を設置し、公益通報に対して必要な調査及び適切な措置をとる体制を整備し、通報者の権利又は正当な利益を侵害しないようにしています。【資料 5-1-21】
- ・以上のように、環境保全、個人情報保護、ハラスメント防止及び公益通報者の保護に関しては大学の規程、マニュアルを整備するとともに委員会を設置して適切に対応しています。
- ・教育情報と財務情報は本学ホームページで下記の内容を公表しています。【資料 5-1-22】
 - (1) 大学の教育研究上の目的に関すること。
 - (2) 教育研究上の基本組織に関すること。
 - (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。

- (4) 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職などの状況に関すること。
- (5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
- (6) 学修の成果に関わる評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。
- (7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。
- (8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。
- (9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に関わる支援に関すること。

以上の9項目を掲載し、さらに、財務・経営情報についても項目ごとに表を作成して奥羽大学報で公表しているほか、本学ホームページでも検索できるようにしています。また、財務書類等の閲覧は「学校法人晴川学舎財務情報公開規程」にのっとって行っています。【資料5-1-23】【資料5-1-24】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料5-1-9】 奥羽大学個人情報保護に関する規程 p755～760
- 【資料5-1-10】 奥羽大学防災規程 p1241～1246
- 【資料5-1-11】 奥羽大学歯学部附属病院防災対策準則 p1247、1248、1251、1252
- 【資料5-1-12】 奥羽大学防災・業務継続計画(BCP)
- 【資料5-1-13】 薬学部第431回及び第445回教授会議事録
- 【資料5-1-14】 薬学部第440回、第439回教授会議事録及び第436回教授会資料4
- 【資料5-1-15】 奥羽大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程 p781～783
- 【資料5-1-16】 奥羽大学セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程 p791～794
- 【資料5-1-17】 奥羽大学セクシュアル・ハラスメント調査委員会規程 p795, 796
- 【資料5-1-18】 奥羽大学ハラスメント防止等に関する規程 p797、798
- 【資料5-1-19】 奥羽大学ハラスメント防止委員会規程 p799～800の3
- 【資料5-1-20】 奥羽大学ハラスメント調査委員会規程 p800の6、800の7
- 【資料5-1-21】 学校法人晴川学舎公益通報に関する規程 p777、778
- 【資料5-1-22】 奥羽大学ホームページ 情報公開
- 【資料5-1-23】 奥羽大学報 158号 p16 学校法人晴川学舎平成29年度決算報告
- 【資料5-1-24】 学校法人晴川学舎財務情報公開規程 p1118の2～1118の4

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 法人及び大学の運営は、学校法人晴川学舎寄附行為及び大学の諸規程・規則を遵守して適切に行っており、経営の規律と誠実性を維持しています。今後も法令や規程・規則を遵守して、年度ごとに自己点検・評価を行い、必要な改善を図っていきます。
- ・ 学生が安心・安全に学修できるよう教育環境を定期的に点検・管理し、防犯、防火、防災対策に努めるほか、人権の保護、個人情報保護などにもさらに配慮していきます。今

後、ホームページの掲載内容や掲載方法を随時検討して閲覧者に分かりやすく説明し、本学の特色をアピールしていきます。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

- ・本学の目的の達成に向けた戦略的意思決定のため、学校法人晴川学舎寄附行為及び「奥羽大学ガバナンス・コード<第1版>」にて行っている。学校法人晴川学舎寄附行為に基づく法人の管理運営組織として、理事 7 人以上 11 人以内による理事会と評議員 23 人以上 26 人以内による評議員会を組織するとともに、監事 2 人が監査する体制を整備しています。【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】
- ・常勤の理事の中から、必要に応じ財務、総務及び校友に関する業務を分掌する常任理事を委嘱しています。【資料 5-2-3】
- ・学長と学部長、事務局長、常勤の法人理事と評議員及び学長が指名した教職員が大学運営連絡会議を組織し、教学と法人との連絡調整を行っています。
- ・理事会、評議員会における決定事項は、教授会、大学院研究科委員会及び事務局部課長会など各部署において法人との調整の上で機能的に運用しています。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-2-1】 学校法人晴川学舎寄附行為 第 5 条、6 条、22 条 p21、25、26

【資料 5-2-2】 奥羽大学ガバナンス・コード<第1版>

【資料 5-2-3】 学校法人晴川学舎寄附行為施行細則 第 5 条 p51、52

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・法人理事会は本学の目的を達成するための最高意思決定機関として体制が整っており、教学との連携においてもよく機能していることから、今後もこの体制を維持していきます。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

- ・大学の教育研究組織の運営は、主として教授会、大学院研究科委員会における審議と学長のリーダーシップのもとで行っています。教育研究組織の最高責任者である学長は法人理事であり、他に教員から3人が理事として法人理事会の審議に参加していることから、法人と教育研究組織は常に密接な関係を保っています。
- ・総務部、財務部等の管理運営機関は、法人と大学の両者の業務を担っており、ともに密接な関係を保っています。
- ・法人理事会は、教授会、大学院研究科委員会等の教育研究組織の審議や学長の意思決定を尊重しており、法人理事会と大学の間では良いコミュニケーションのもと、円滑な意思決定を行っています。
- ・理事長は学校法人晴川学舎を代表してその業務を総理し、法人経営にリーダーシップを発揮しています。
- ・学長は毎月定期的に開催している学部長会と大学運営連絡会議の議長となり、ガバナンス強化や効率的な大学運営、学部間調整などを図るため、課題を選定して情報の共有化を図りながらリーダーシップを発揮しています。また、学長は教授会等から意見を聞きながら意思決定しており、教職員も学長に対して意見を述べていることから、ボトムアップのバランスはとれています。

【資料 5-3-1】

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

- ・法人のガバナンスについては、学校法人晴川学舎寄附行為第7条及び「奥羽大学ガバナンス・コード<第1版>」に基づいて監事を選任し、その監事が第14条に基づいて法人の業務や財産の状況等を監査しています。
- ・監事は法人の業務、財産の状況について理事会に出席して意見を述べており、法人の最高意思決定機関である理事会に対してのチェック機能を果たしています。
- ・評議員会は、学校法人晴川学舎寄附行為第18条に基づいて設置しており、第20条に掲げる予算や事業計画など、法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるものについて、意見具申を行っています。評議員会は寄附行為第22条に基づいて法人

職員（法人が設置している大学教員を含む）8～9人、本学同窓生6～7人、学識経験者9～10人で構成し、理事会で審議する重要事項をチェックしています。評議員は法人及び大学の各管理運営機関からも選任されているため、法人と大学が相互にチェックする場としても機能しています。【資料5-3-1】【資料5-3-2】

【エビデンス集・資料編】

【資料5-3-1】 奥羽大学ガバナンス・コード<第1版>

【資料5-3-2】 学校法人晴川学舎寄附行為 第7条、第14条、第18条、第20条、第22条

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・法人理事会と教育研究組織の教授会、大学院研究科委員会は、相互に密に連携して運営に当たっており、法人と大学のコミュニケーションは円滑であり、法人と教育研究組織との連携・協力関係は適切に機能しています。相互のチェックによるガバナンス機能はよく発揮されているので、今後も現状の体制を維持・継続していきます。昨今の大学を取り巻く環境は厳しい状態にあるので、法人理事会と教育研究組織との連携・協力をより一層密にするため、相互のコミュニケーションをさらに円滑に進めます。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

「基準項目5-4を満たしている。」

(2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

- ・予算は、「中期目標・中期計画一覧(2019.4.1～2025.3.31)」「予算の編成方針」及び「予算編成の基本方針」に基づき、各部署からの予算要求に対して、ヒアリング、事務調整などを行い、予算案を作成しています。【資料5-4-1】【資料5-4-2】【資料5-4-3】
- ・中・長期的財政計画と将来計画については、年度決算後に「財務の健全性」を分析して評価しています。また、日本私立学校振興・共済事業団で刊行している「今日の私学財政」の指標(全国私立大学の平均数値)と比較した経年比率分析表を作成し、その比率分析表を基に「自己資金の蓄積力」「財政の耐久性」「財務構造の柔軟性」「資金調達と運用

のバランス」などを評価し、当該年度の決算の数値を基礎とした以後 6 年間の中期財務運営計画をシミュレーションしています。【資料 5-4- 4】【資料 5-4- 5】

- ・令和元(2019)年度から令和 5(2023)年度の間に実施することが予定されている附属病院棟などの建替え工事計画は、第 2 号基本金に 80 億円を組み入れ、特定預金化を行っています。また、今後の教育研究活動を推進する環境整備を行うため、減価償却引当特定資産として減価償却累計額相当額を内部留保しています。【資料 5-4- 6】
- ・平成 23(2011)年の東日本大震災以降は、東京電力福島第一原子力発電所の風評被害によると思われる入学者数の減少が起これ、帰属収入が減少し、支出超過となりました。これが原因で支出超過となった帰属収支差額比率を改善するため、平成 23(2011)年度の理事会で学生確保対策費 40 億円を確保しました。その結果、令和元(2019)年度の翌年度繰越収支差額は、7 億円の収入超過となっております。また、財務計画に関する重要数値である新入学生数と在学学生数の定員充足率を予想した予算を編成しています。
- ・以上のように、絶えず中期計画の視点から財務運営を行っており、財務運営は適切であると判断します。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 5-4- 1】 中期目標・中期計画一覧(2019.4.1～2025.3.31)
- 【資料 5-4- 2】 令和 2 年度予算の編成方針
- 【資料 5-4- 3】 令和 2 年度予算編成の基本方針
- 【資料 5-4- 4】 令和 2 年度財務比率比較表
- 【資料 5-4- 5】 中期財務運営計画
- 【資料 5-4- 6】 第 2 号基本金の組入れに係る計画表

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

- ・令和 2(2020)年度は、事業活動収入 34 億 7,794 万円、事業活動支出 47 億 9,914 万円で、支出超過額は 13 億 2,120 万円となりました。よって、前年度繰越収支差額 11 億 6,577 万円から当年度収支差額 13 億 2,120 万円を差引いた額に、教育活動外収支と特別収支の差額 4,000 万円を加えた翌年度繰越収入差額は 12 億 8,120 万円の支出超過となりました。資産合計は 325 億 4,274 万円で、純資産構成率が 93.6% であり、借入金はなく財務基盤は安定しています。【資料 5-4- 7】【資料 5-4- 8】
- ・教育研究をより一層充実させるための外部資金の導入についても取り組みを行っています。令和 2(2020)年度科学研究費補助金は、採択件数 28 件（研究分担者分含む）、間接経費を含め約 2,535 万円です。間接経費は、構内の清掃及び警備等施設の維持に充てています。科学研究費補助金の申請に関しては、教員全員を対象に採択される要領についての講演会を行うことにより申請の意識向上を図り、さらに申請書をブラッシュアップして採択率の向上に努めています。【資料 5-4- 9】
- ・資産運用については、従来から運用規程に基づき安全確実を基本とし、経理課において執行管理に努めていますが、利回りが低水準で推移しており運用益は低迷しています。

- 以上のことから、予算の執行に際しては学生数と過去の実績等を勘案して収支バランスを改善するよう常に心がけています。【資料 5-4-10】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 5-4-7】 令和 2 年度決算報告書 p1~23
- 【資料 5-4-8】 財産目録（令和 3 年 3 月 31 日現在） 学校法人晴川学舎
- 【資料 5-4-9】 令和 2 年度科学研究費助成金交付決定一覧
- 【資料 5-4-10】 学校法人晴川学舎資産運用規程 p1120 の 2

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

- 本学の財政基盤は安定していますが、将来にわたって維持するためには入学定員を確保することが最重要課題となります。入学者が減少している最大の原因は、東京電力福島第一原子力発電所から飛散した放射性物質に対する風評被害です。この風評被害は福島県全体の大きな課題ですので、福島県と市町村自治体はその払拭に向けて懸命に取り組んでいます。

風評被害に対する本学の取り組み

- 本学は、学生と教職員が放射能の影響を受けずに安全に日常生活を送っていることを証明し、学内外に知らせることに取り組んでいます。
- 第一に、外部被ばく線量を知るための取り組みです。その方法として、基準 2 に記述したように、法令に準拠した放射能外部被ばく線量を、平成 23(2011)年、平成 24(2012)年、平成 27(2015)年の 3 回にわたり実施しました。その結果、いずれの年においても年間積算被ばく線量は ICRP (国際放射線防護委員会) が公衆の年間被ばく線量上限とする 1 mSv を超えないことが分かりました。また、キャンパス内の空間放射線量を定期的に測定していますが、いずれも除染の対象としている毎時 $0.23 \mu\text{Sv}$ を下回っています。これらの結果は本学ホームページに掲載し、保護者をはじめとする国民に向かって公表しています。【資料 5-4-10】
- 第二に、食の安全性に対しての取り組みです。福島県の農林水産物はすべて放射能検査をし、基準値を下回り安全性が確認されたものだけが市場に流通しています。しかし、この取り組みは必ずしも国民の理解を得られておらず、漠然とした不安感が抱かれており、福島県産の購買を避ける消費者が少なくないのが現状です。そこで、福島県の協力を得て、「福島の農産物に関する知識」「放射性物質に関する正しい知識」「福島県で実施している安全性の確保の取り組み」などの講演会を開催し、学生、教職員だけでなく保護者への食の安全性を PR (Public Relations)する活動を展開し、風評被害の払拭に取り組んでいます。【資料 5-4-11】

入学者確保の対策

- ・風評被害に対して、上記のような取り組みをしても国民の福島県に対する不安感は払拭されることはなく、本学においては在学生の他大学への転学や入学試験合格者の入学辞退がみられ、いまだに風評被害が持続していると言わざるを得ません。本学としては、この根強い風評被害に負けない魅力のある大学にすべく努力しています。
- ・法人はその一施策として特待生制度を創設しました。この特待生制度は、放射能の風評被害による若者の県外流出を止めることと、これまで本学を支援していただいた地域への恩返しの意味を込め、かつ優秀な生徒を本学に迎え入れることを目的とし、在学 6 年間の授業料相当額を奨学金として給付するものです。令和 2(2020)年度の特待生入学試験においては、歯学部 117 人、薬学部 92 人の応募があり、学力を満たした歯学部 24 人、薬学部 17 人の特待生が入学しました。一般選抜入学者と合わせて歯学部 45 人、薬学部 80 人の新入生と、歯学部 32 人、薬学部 14 人の編入生を迎えることができました。今後も特待生制度を継続し、教育強化等に対しての予算を重点配分するとともに、編入学制度の浸透を図り、大学活性化を促していきます。

その他の方策

- ・歯学部附属病院は、東日本大震災の避難者への歯科医療支援を含め、社会的弱者である障がい児・者の歯科治療、介護施設や在宅の要介護者への歯科医療に重点をおいています。障がい児・者の日帰り全身麻酔による歯科治療は令和 2(2020)年度実績として 173 件実施していますので、これを継続するとともに、外来患者数の増加と患者一人当たりの単価増に向けて取り組みます。
- ・教育研究経費は、支出を抑制せずに予算配分を優先し教育研究の活性化を促します。また、費用対効果を検証して、真に必要な支出かどうかの厳密な予算管理と予算執行をします。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-10】 奥羽大学ホームページ 教職員・研修医の外部被ばく線量測定

【資料 5-4-11】 奥羽大学ホームページ 新着情報

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

- ・本学の会計処理は、「学校法人晴川学舎経理規程」「学校法人晴川学舎の予算に関する基準規程」、その他の学内規程に則り、学校法人会計基準を遵守して適切に行われています。

【資料 5-5- 1】【資料 5-5- 2】

- ・理事会で決定した予算額と配当額を確認の上、予算部署の責任者に配当しています。予算部署の責任者は、配当された予算額を予算差引簿にて記録を行い、十分な管理のもと執行状況を把握し、分析しています。また、帳票と予算差引簿を併せて財務部に提出し、帳票と予算差引簿の検収を行い管理しています。【資料 5-5- 3】
- ・会計処理をより適正に実施するために、各所属で精査した上で経理課長及び出納責任者である財務部長による承認を行っています。この承認後、会計システムに反映させることとしています。

【資料 5-5- 4】

- ・財務部長は、予算差引簿の記録を検証して、四半期ごとの執行実績と前年度実績とを比較検討した結果を理事長に報告しています。また、第 3 四半期では、実績報告に加えて仮決算報告書を作成し、予算執行に伴う効果について分析しています。この当該年度の執行状況の分析と評価は、予算執行の効率を高める効果があり、次年度の予算編成に反映しています。【資料 5-5- 5】、【資料 5-5- 6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-5- 1】 学校法人晴川学舎経理規程 p1051～1058

【資料 5-5- 2】 学校法人晴川学舎の予算に関する基準規程 p1111～1113

【資料 5-5- 3】 予算配当表

【資料 5-5- 4】 請求書(領収)支出命令書

【資料 5-5- 5】 令和元年度事業活動収支予算第 3 四半期実績報告

【資料 5-5- 6】 令和元年度事業活動収支計算仮決算表

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

- ・監事による監査は、「学校法人晴川学舎経理規程」第 10 章の第 51 条から第 53 条に則り、財産の管理状況及び予算執行状況及び理事の業務執行状況について毎年 2 回実施しています。【資料 5-5- 7】
- ・監事の選任は、学校法人の業務運営や財産状況を監査するにふさわしい学識経験者として理事会が推薦した税理事務所経営者と医療系法人歯科医院院長の 2 人を評議員会の同意を得て理事長が任命しています。
- ・財務担当理事は、学校法人の業務状況等を定期的に監事に報告するとともに、監事から要請された帳簿と証拠書類の総てを提示し突合を経て、誤謬や脱漏が十分に防止できているかを検証するほか、財務比率等を検証して財政の健全性を明示しています。また、監事は理事会及び評議員会に毎回出席して運営状況を把握しています。さらに、公認会

計士の監査にて監査内容についての協議及び情報交換を行い、決算時には監査報告を行っています。【資料 5-5- 8】

- ・私立学校振興助成法に基づく公認会計士による監査は、外部の監査法人に委嘱し、毎年3回の計13日程度の日数で、元帳、証憑書類及び現預金等計算書類、業務手順の照合を行っています。【資料 5-5- 9】
- ・監査結果を含めて関連する決算書類は規程に基づき閲覧に供し、また本学ホームページや奥羽大学報に掲載して保護者等に公表しています。【資料 5-5-10】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-5- 7】 学校法人晴川学舎経理規程 第51条～第53条

【資料 5-5- 8】 監査報告書（令和元年度）

【資料 5-5- 9】 公認会計士（監査法人）監査状況

【資料 5-5-10】 奥羽大学ホームページ

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・会計処理・管理については、伝票や予算差引簿を一部システム管理していますが、将来的には学内 LAN を活用して各所属と財務部での経理処理が一体的に処理できるシステムを構築します。それにより予算管理と執行状況をリアルタイムで管理できる体制を整備します。複雑・多様に拡大する法人業務の監事監査の効率性や有効性をより高め、経営の効率性を維持していくため、監事との更なる協力・連携が必要不可欠です。
今後は監査規程を整備し、理事長直轄組織として位置付け、監事との監査内容の協議や連携のもと、監査内容を企画・立案し、理事長の承認を得て実施する内部監査室を設置し、業務効率の改善・向上を図ります。

[基準 5 の自己評価]

- ・本法人は目的の実現に向けて継続的に努力しており、関連する法令を遵守し、環境保全、人権、安全への配慮、教育情報・財務情報の公表にも十分に取り組んでいます。また、本学の目的の達成に向けて戦略的意意思決定ができる体制を整備し、その機能を十分に発揮しています。
- ・法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定は円滑に行われており、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能を十分に発揮しています。
- ・権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効率的な執行体制を確保しています。また、業務執行の管理体制を構築し、その機能を十分に発揮しています。職員の資質・能力向上の機会として SD や外部研修会の参加等を促し活用しています。

- ・財務状況は、借入金がなく、内部留保が厚く、翌年度繰越収支差額が毎年プラスで維持されており、自己資金で運営できています。しかし、近年の入学者数が定員に満たないことから、その原因である東日本大震災による風評被害の払拭に努力し、学生獲得に向けて一層の改善を図ります。
- ・以上のことから、本学は「基準5」の全般を十分に満たしていると判断します。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

1) 組織の整備

- ・本学の目的を達成するため、学則第 1 条第 2 項に、「教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」ことを定めています。【資料 6-1- 1】
- ・奥羽大学自己点検・自己評価委員会は、学長を委員長として、学部長、大学院研究科長、附属病院長、図書館長、学生部長、事務局長、その他学長が指名する者若干名から構成され、理事会とは独立しつつも密接な関係を保って運営しています。本委員会のもとに、歯学部、薬学部、大学院歯学研究科、歯学部附属病院、図書館、事務局の 6 部門それぞれに自己点検・自己評価委員会を組織し、自主的で自律的な自己点検・評価が実施できる体制を整えています。【資料 6-1- 2】【資料 6-1- 3】【資料 6-1- 4】【資料 6-1- 5】【資料 6-1- 6】【資料 6-1- 7】
- ・本学の自主的な自己点検・評価すなわち内部質保証は、平成 13(2001)年に歯学部自己点検・自己評価委員会を設置したことに始まります。翌年、平成 14(2002)年に学校教育法で「第三者による認証評価制度」が制定されたことにより、歯学部、文学部、大学院を点検・評価した「2002 年度 奥羽大学自己点検評価報告書」を刊行しました。
【資料 6-1- 8】
- ・平成 18(2006)年には、自主的・自律的な自己点検・評価を継続的に実施することを目的に「奥羽大学自己点検・自己評価規程」を定め、部署ごとに委員会を組織しています。自己点検・評価の結果は報告書にまとめ 5 年ごとに公表するよう規定しています。
【資料 6-1- 9】
- ・平成 21(2009)年度には、第三者による認証評価として大学基準協会による大学機関別認証評価を受審し、平成 22(2010)年 3 月に「大学基準協会の基準に適合している」との認定を受けました。【資料 6-1-10】【資料 6-1-11】
- ・大学基準協会による認証期間は平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までで、その間は年度ごとに自己点検・評価を実施し報告書としてまとめ本学ホームページで公表しています。【資料 6-1-12】【資料 6-1-13】【資料 6-1-14】
【資料 6-1-15】【資料 6-1-16】【資料 6-1-17】

- ・平成 28(2016)年度には（公）日本高等教育機構による認証評価を受審し、平成 29(2017)年 3 月 7 日に大学評価基準に適合していると認定され、毎年度の本学自己点検・自己評価報告書も本学ホームページで公表しています。【資料 6-1-17】
- ・平成 30(2018)年度には（一社）薬学教育評価機構による認証評価を受審し、令和元年（2019）年 3 月 31 日付けで分野別評価の適合認定を受け本学ホームページで公表しています。【資料 6-1-18】
- ・教員の教育研究活動は平成 20(2008)年度に導入した奥羽大学教育・研究業績データベースシステムにより集積し、自己点検・評価に活用するとともに、令和 2(2020)年度からは本学ホームページで各教員の業績を掲載し、各自が隨時更新しています。【資料 6-1-18】【資料 6-1-19】

2) 責任体制

- ・本学における自己点検・評価体制は、「学則第 1 条」「奥羽大学自己点検・自己評価規程」「奥羽大学自己点検・自己評価委員会規程」に定めており、各年度に自己点検・自己評価を実施しています。【資料 6-1-20】【資料 6-1-21】【資料 6-1-22】
- ・本学における自己点検・評価の責任体制を図 3 に示します。

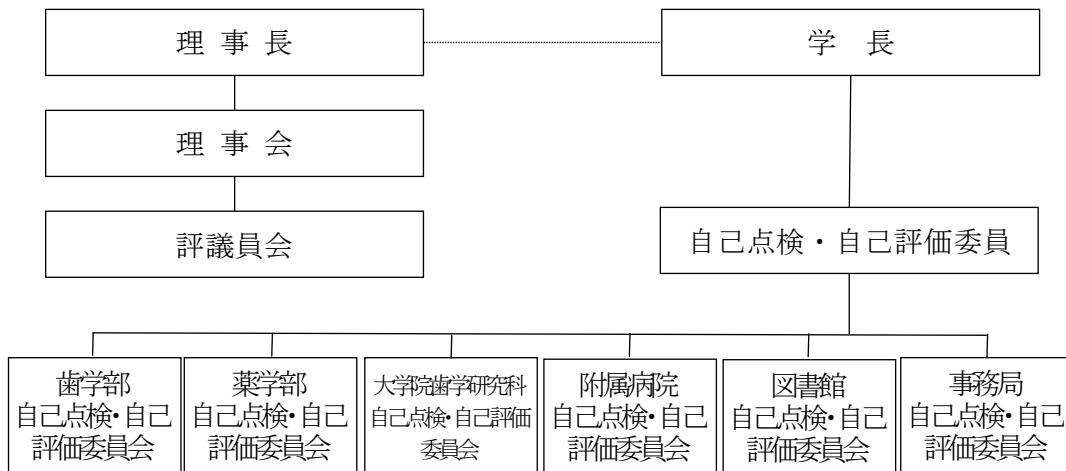


図 3 奥羽大学自己点検・評価組織図

- ・奥羽大学自己点検・自己評価委員会のもとに、歯学部、薬学部、大学院歯学研究科、歯学部附属病院、図書館、事務局の 6 部門それぞれに自己点検・自己評価委員会を組織し、自主的で自律的な自己点検・評価が実施できる体制を整えています。【資料 6-1-23】【資料 6-1-24】【資料 6-1-25】【資料 6-1-26】【資料 6-1-27】【資料 6-1-28】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】 奥羽大学学則 第 1 条

【資料 6-1-2】 奥羽大学歯学部自己点検・自己評価委員会規程

【資料 6-1- 3】	奥羽大学薬学部自己点検・自己評価委員会規程
【資料 6-1- 4】	奥羽大学大学院研究科自己点検・自己評価委員会規程
【資料 6-1- 5】	奥羽大学歯学部附属病院自己点検・自己評価委員会規程
【資料 6-1- 6】	奥羽大学図書館自己点検・自己評価委員会規程
【資料 6-1- 7】	奥羽大学事務局自己点検・自己評価委員会規程
【資料 6-1- 8】	2002 年度 奥羽大学自己点検評価報告書
【資料 6-1- 9】	奥羽大学自己点検・自己評価規程 第 5 条
【資料 6-1-10】	2009(平成 21)年度大学基準協会「大学評価」申請用点検・評価報告書
【資料 6-1-11】	奥羽大学に対する大学評価（認証評価）結果（大学基準協会）
【資料 6-1-12】	2010 (平成 22) 年度奥羽大学自己点検・自己評価報告書
【資料 6-1-13】	2011 (平成 23) 年度奥羽大学自己点検・自己評価報告書
【資料 6-1-14】	2012 (平成 24) 年度奥羽大学自己点検・自己評価報告書
【資料 6-1-15】	2013 (平成 25) 年度奥羽大学自己点検・自己評価報告書
【資料 6-1-16】	2014 (平成 26) 年度奥羽大学自己点検・評価書
【資料 6-1-17】	奥羽大学ホームページ 大学概要 点検評価
【資料 6-1-18】	奥羽大学ホームページ 大学概要 情報公開
【資料 6-1-19】	奥羽大学教育・研究業績集 歯学部・薬学部 2011 年度～2015 年度
【資料 6-1-20】	奥羽大学学則 第 1 条
【資料 6-1-21】	奥羽大学自己点検・自己評価規程 第 5 条
【資料 6-1-22】	奥羽大学自己点検・自己評価委員会規程
【資料 6-1-23】	奥羽大学歯学部自己点検・自己評価委員会規程
【資料 6-1-24】	奥羽大学薬学部自己点検・自己評価委員会規程
【資料 6-1-25】	奥羽大学大学院研究科自己点検・自己評価委員会規程
【資料 6-1-26】	奥羽大学歯学部附属病院自己点検・自己評価委員会規程
【資料 6-1-27】	奥羽大学図書館自己点検・自己評価委員会規程
【資料 6-1-28】	奥羽大学事務局自己点検・自己評価委員会規程

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学は早い時期から本学の目的に即した自己点検・評価を自主的、自律的に行ってきました。平成 19(2007)年からは年度ごとに実施して報告書を作成しており、自己点検・評価体制、自主性、自律性及び周期性については適切であると判断しています。
- ・自己点検・評価体制は学長を長とし、部署ごとに自己点検・自己評価委員会を組織し、自律的に行っており、今後もこの体制を継続することにしています。
- ・教育課程の点検・評価に際しては、学生の代表から意見を求める機会を設け、学生主体の教育課程の実現を目指します。
- ・学外学識経験者を評価員に加え、外部の第三者的立場から本学の運営について意見を求める体制を整えていきます。

- ・自己点検・評価は常にPDCAサイクルを意識して実施しています。もし单年度内で改善活動の結果評価まで到達できない場合には、PDCAの途中段階までの記録を保管し、点検・評価を継続することで、年度を超えても活動評価が確実に行えるように留意しています。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

1) 内部質保証

- ・歯学部・薬学部の教育に関しては、「学生による授業評価アンケート」、全学生を対象にした「学生生活に関する学生満足度調査」の他に、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症予防のため中止した「「授業のDVD撮影による評価（歯学部）」「教員による授業参観（歯学部）」「父兄授業参観のアンケート（歯学部・薬学部）」などの結果を分析し、個々の教員について自律的な自己点検・評価を実施しています。

【資料 6-2-1】 【資料 6-2-2】 【資料 6-2-3】 【資料 6-2-4】

- ・大学院に関しては、大学院教員の研究業績と大学院生に対する学位指導を中心に評価しています。大学院教員は歯学部教員を兼務しているため、研究業績は歯学部自己点検・自己評価委員会の了承を得て歯学部のデータを活用しています。
- ・学位指導に関しては、年度終了後に各大学院生の所属専攻科主任が、指導に関わった大学院教員を定められた書式に記載して委員会に提出しています。
- ・改善を要する項目がある大学院教員に対しては、大学院運営委員会の意見を集約して研究科長から当該大学院教員に指摘をして改善を求めています。
- ・「奥羽大学自己点検・自己評価規程」は、各年度に自己点検・評価を実施し、5年ごとに公表することと規定しています。本規程を平成18(2006)年に施行してから、各年度の自己点検・評価報告書を毎年度刊行しています。【資料 6-2-5】 【資料 6-2-6】
- ・平成21(2009)年度の自己点検・評価報告書を基に、大学基準協会による大学機関別認証評価を受審した結果、「大学基準に適合している」と認定されました。このときの申請用「点検・評価報告書」と大学基準協会による「評価結果」は本学ホームページで公表しています。その後も毎年度「点検・評価報告書」を作成し、適正な周期で点検・評価を実施しています。【資料 6-2-7】 【資料 6-2-8】 【資料 6-2-9】

- ・本学の自己点検・評価は、大学機関別認証評価機関の評価項目に沿い、エビデンスに基づいて実施し、報告書を作成してきました。平成 26(2014)年度の自己点検・評価に際しては、日本高等教育評価機構の「大学機関別認証評価受審のてびき」に沿って、エビデンスに基づいた自己点検・評価を実施し、平成 28(2016)年度からは評価改訂に伴った報告書を作成しています。【資料 6-2-10】
- ・自己点検・評価をエビデンスに基づいた透明性の高いものとするためには、学内だけでなく学外の有識者による客観的評価が必要になります。そこで、平成 19(2007)年 4 月と平成 20(2008)年 10 月及び平成 22(2010)年 11 月に外部評価委員による実地視察を受け、その時の実施報告書を該当年度の自己点検・評価報告書にまとめ公表しました。実地視察後の指摘事項は本学の教育研究に活用し、質の向上に寄与しています。【資料 6-2-11】
- 【資料 6-2-12】【資料 6-2-13】
- ・平成 21(2009)年度は財団法人大学基準協会の大学機関別認証評価を受審しました。そのときの大学基準協会「大学評価」申請用点検・評価報告書及び評価結果は本学ホームページで公表しています。【資料 6-2-14】【資料 6-2-15】【資料 6-2-16】
- ・平成 25(2013)年度自己点検・自己評価報告書及び平成 21(2009)年度に受審した社団法人薬学教育評価機構による分野別自己評価用の自己評価書/薬学部を本学ホームページで公表しています。【資料 6-2-16】
- ・平成 28(2016)年度には、第三者による認証評価として日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、平成 29(2017)年 3 月に「日本高等教育評価機構の基準に適合している」との認定を受けました。【資料 6-2-17】
- ・平成 30(2018)年度には、薬学教育評価機構による分野別評価である薬学教育評価を受審し、平成 31(2019)年 3 月 31 日に「薬学教育評価機構の基準に適合している」との認定を受けました。その自己点検・評価書と評価報告書は本学ホームページで公表しています。【資料 6-2-18】
- ・自己点検・評価の結果は学内で共有されているとともに、社会への公表も適切に行ってています。

2) 自己点検・評価

- ・本学における自己点検・評価体制は、「学則第 1 条」「奥羽大学自己点検・自己評価規程」「奥羽大学自己点検・自己評価委員会規程」に定めており、各年度に自己点検・自己評価を実施しています。【資料 6-2-19】【資料 6-2-20】【資料 6-2-21】。
- ・以上のことから、本学の内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有体制は適切であると判断します。

【エビデンス集 資料編】

【資料 6-2-1】 令和 2 年度学生による授業評価の集計結果表

【資料 6-2-2】 令和 2 年度奥羽大学満足度調査結果

【資料 6-2-3】 授業評価アンケート結果をもとにした授業の自己評価報告書（薬学部）

【資料 6-2-4】 平成 30 年度薬学部 FD ビデオ撮影した自分の授業に対する自己評価

【資料 6-2-5】 奥羽大学自己点検・自己評価規程 第 5 条

- 【資料 6-2-6】 自己点検自己評価の実績一覧
- 【資料 6-2-7】 2009(平成 21)年度大学基準協会「大学評価」申請用点検・評価報告書
- 【資料 6-2-8】 奥羽大学に対する大学評価（認証評価）結果（大学基準協会）
- 【資料 6-2-9】 奥羽大学ホームページ 大学概要 点検評価
- 【資料 6-2-10】 2016(平成 28)年度奥羽大学自己点検・評価書
- 【資料 6-2-11】 歯学部外部評価委員会実地視察概要平成 18(2006)年 p98
- 【資料 6-2-12】 奥羽大学外部評価委員会実地視察概要平成 20(2008)年 p177
- 【資料 6-2-13】 自己点検・自己評価に係る外部評価委員会実地視察概要(ホームページ)
- 【資料 6-2-14】 2009(平成 21)年度大学基準協会「大学評価」申請用点検・評価報告書
- 【資料 6-2-15】 奥羽大学に対する大学評価(認証評価)結果（大学基準協会）
- 【資料 6-2-16】 奥羽大学ホームページ 大学概要 点検評価
- 【資料 6-2-17】 平成 28 年度 大学機関別認証評価 【評価報告書】
- 【資料 6-2-18】 平成 30 年度 薬学教育評価評価報告書
- 【資料 6-2-19】 奥羽大学学則 第 1 条
- 【資料 6-2-20】 奥羽大学自己点検・自己評価規程 第 5 条
- 【資料 6-2-21】 奥羽大学自己点検・自己評価委員会規程

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

- ・本学の各部署の自己点検・自己評価委員会規程は、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を担保するため、各部署の活動を網羅的に把握できる者を委員とし、部署の長が委員長を指名します。この体制で、委員会では現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行っています。【資料 6-2-22】【資料 6-2-23】【資料 6-2-24】【資料 6-2-25】【資料 6-2-26】【資料 6-2-27】
- ・各部署の自己点検・自己評価委員会は、資料の収集と分析を行い、認証評価機関の評価項目に沿って点検し、その結果を報告書にまとめています。
- ・歯学部、薬学部の自己点検・自己評価委員会は教員から詳細な教育研究業績の提出を受け、業績集を作成して本学ホームページで公表しています。
【資料 6-2-28】【資料 6-2-29】
- ・教員から提出を受けた業績は評価項目の種類、評価基準、評価式などにより数値化し、年間の教員評価の資料としています。【資料 6-2-30】
- ・教員評価は、年度ごとの分析と年次推移のデータの分析の両者を用いて行っています。
- ・年次推移のデータは、平成 22(2010)年度以降、評価式を変更せずに継続的に集計しています。自己点検・自己評価報告書には、年次推移を表示し、その分析評価を記載しています。各部署の自己点検・自己評価委員は項目別にグループを形成し、データ分析と報告書の原案作成を行い、その後、委員会で検討したのち、全学の自己点検・自己評価委員会の検討を経て最終的な報告書を作成しています。【資料 6-2-31】
- ・歯学部及び薬学部では教育の質の維持向上を目的に毎年度「学生による授業評価アンケート」「学生生活に関する学生満足度調査」の他、令和 2(2020)年度は新型コロナウイル

ス感染症予防のため中止した「授業の DVD 撮影による評価（歯学部）」「教員による授業参観（歯学部）」「父兄授業参観のアンケート」を実施しています。収集した結果は各学部の自己点検・評価委員会を中心に分析評価し、評価結果を各教員へ通知することで授業の質の向上を促しています。

- 平成 30(2018)年度に新たに全学を対象とした IR 推進委員会を設置しました。委員は歯学部、薬学部及び、管理部門（今回は図書館）から学長が指名し、委員長は委員会で互選しました。平成 30(2018)年度は歯学部及び薬学部の全学生を対象とした「学修時間と授業に関するアンケート調査」を実施し、部長会議で結果を発表しました。今回得られたアンケート結果は今後の学修活動の向上に活用されます。【資料 6-2-32】
- 自己点検・評価の質を向上させる方策として、歯学部と薬学部の両学部（大学）では、学外の有識者による客観的評価をこれまで三度実施してきました（平成 19(2007)年 4 月、平成 20(2008)年 10 月、平成 22(2010)年 11 月）。その評価内容は、都度、該当年度の自己点検・評価報告書にまとめ、公表しました。また、学外有識者による実地視察後の指摘事項は、教育研究の質の向上に寄与すべく活用しています
- 歯学部及び薬学部ではこれら得られた情報等から以下のような役割を各部署に担当させています。

①学生支援

学生の情報は、毎週の出席状況、試験等の点数、学業成績さらには個人面談票をデータ化して収集しています。集められた情報は、学生部委員会で報告され、生活や学修に支援等が必要と思われる学生を早期に発見することに寄与しています。また、学生部委員会での内容は教授会で報告され、全教授がその情報を共有することとなります。また、UNIVERSAL PASSPORT を活用することで、学生への連絡、学生自らによる出席状況の確認などがスムーズに行なうことができる体制を整えています。

②教育の質向上

歯学部は CBT-Medic システムを導入し、試験問題作成や CBL 演習において CBT と同様の環境での演習を行えるようにしています。薬学部は薬学教育支援システム（PESS と mobile PESS）を導入し、試験問題作成や CBT 演習並びに薬剤師国家試験と同様の環境で演習を行えるようにしています。ここで得られた試験成績は、担当教員にフィードバックされ、講義や実習の適正を検証するための資料となっています。また、学生がこのシステムにアクセスすることで、プールされた問題を使い自主学修できるようになっています。また、時代の要請であるオンライン講義に対応するため逐次その体制を整備しています。

一方、歯科医師国家試験合格率は教育の質を示す一つの指標となることから、学生の国家試験得点を収集し、また、全問題 360 問それぞれの正答率をデータ化し、それを基に国家試験を分析・検討し報告することでより高い合格率を目指しています。

③教員の資質向上

歯学部自己点検自己評価委員会は、毎年 1 回、教育・研究・社会活動・運営・診療の 5 項目について全教員に対する自己点検自己評価を実施し、各項目について 5 段階評価を行っています。全教員は、この 5 段階評価を基にした歯学部長による総合評価結果を受け、教員自身が設定した年度目標に到達していたかを自省するとともに、次年度の達成目標を設定する際の資とするよう要請しています。

一方、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症予防のため中止となりましたが、FD 委員会では、毎年講義を DVD 撮影したものを評価しています。さらには、講義をピアレビューした評価を行っています。これら結果は歯学部長から各教員に通知されています。

以上のように、歯学部及び薬学部自己点検自己評価委員会及び FD 委員会で集約された各種データは、各教員にフィードバックされ、それを基にした改善がなされているかを各委員会で評価するという PDCA サイクルが確立しています。

④入学者の増加

入学者増加のための施策として、オープンキャンパスや各種媒体を活用した宣伝、さらには大学以外での入試会場の設定があります。それぞれのイベントにおける参加人数、志願者数、入学者数から、より効果的な学生募集方法を検討しています。

- ・歯学部において病院業務を担っている教員からは、診療業績の提出を受け、教員評価に資しています。【資料 6-2-33】
- ・以上、本学は平成 19(2007)年以降、自律的及び周期的に適切な自己点検・自己評価を実施し、報告書を作成、公開しています。

【エビデンス 資料編】

- 【資料 6-2-22】 奥羽大学歯学部自己点検・自己評価委員会規程
- 【資料 6-2-23】 奥羽大学薬学部自己点検・自己評価委員会規程
- 【資料 6-2-24】 奥羽大学大学院研究科自己点検・自己評価委員会規程
- 【資料 6-2-25】 奥羽大学歯学部附属病院自己点検・自己評価委員会規程
- 【資料 6-2-26】 奥羽大学図書館自己点検・自己評価委員会規程
- 【資料 6-2-27】 奥羽大学事務局自己点検・自己評価委員会規程
- 【資料 6-2-28】 奥羽大学教育・研究業績集 歯学部・薬学部 2011 年度～2015 年度
- 【資料 6-2-29】 奥羽大学ホームページ 大学概要 情報公開
- 【資料 6-2-30】 教員の診療評価報告書（一例）
- 【資料 6-2-31】 平成 27 年度 自己点検・自己評価のための評価集計表
- 【資料 6-2-32】 2019 年「学修時間と授業に関するアンケート調査」報告書
- 【資料 6-2-33】 令和元(2019)年度奥羽大学自己点検・評価書

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学は早い時期から本学の目的に即した自己点検・評価を自主的、自律的に行ってきました。平成 19(2007)年からは年度ごとに実施して報告書を作成しており、自己点検・評価体制、自主性、自律性及び周期性については適切であると判断しています。
- ・自己点検・評価体制は学長を長とし、部署ごとに自己点検・自己評価委員会を組織し、自律的に行っており、今後もこの体制を継続することにしています。
- ・自己点検・評価に際しては、時代の変化や社会のニーズに対応して点検項目や基準の見直しを行い、教育研究の質向上に役立てます。

- ・自己点検・評価は客観的かつ周期的に実施しており、データの聴取母体数も十分にエビデンスとして用いることができるレベルになっています。また、長期的に安定した評価項目、評価基準、評価式に基づく長期的・継続的な集計結果は、年次推移の分析を信頼性の高いレベルに押し上げており、誠実性の高い自己点検・評価が行われているといえます。
- ・自己点検・評価の結果は、主として本学ホームページを通じて学内外に周知・公表しているとともに、学内向けに FD・SD 活動を通して意識の共有を図っています。
- ・刻々と変化する社会情勢と社会から求められるニーズに応えるためにも自己点検・評価結果を積極的、かつ具体的に社会へ発信していきます。
- ・各種データの収集、分析、管理は各部署の担当者が行っていましたが、より高度なデータ分析を行い、自己点検・評価結果の情報共有をさらに進め、大学の運営や教育研究の質保証につなげていくよう、平成 30(2018)年度に IR (Institutional Research)部門を設置しました。
- ・自己点検・評価結果を社会に発信するだけでなく、本学学生や保護者に対して、朝礼、クラス担任とのミーティング、保護者会総会、保護者会地域会などを通して詳細な情報提供を引き続き誠実かつ積極的に実施します。
- ・大学院教員は研究業績と大学院生に対する学位指導を中心に評価しています。学位指導に関しては、学位論文の質について学位論文掲載学術雑誌のインパクトファクターなどを基に評価することを予定しています。
- ・3 ポリシーに沿って大学院の教育研究活動が行われていることを確認し、改善を要する事項の有無を積極的に点検評価するようにします。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

- ・自己点検・評価の結果は報告書と本学ホームページを通して全教職員に周知し、課題の改善に向けて対応しています。各部署の横断的な問題についても認識が共有されていることから、課題の検討は迅速に行われていると言えます。

以下に改善例を示します。

歯学部

・理科系科目は基礎歯科医学への橋渡しをする役割を果たしますが、2年次編入生の中には文系学部出身者も含まれており、理系科目の不得意感や出遅れ感が不安感につながっていることが分かりました。そこで、これを解消するために高校理科から歯学の基礎系科目とのつながりまでを扱う短期集中授業を平成23(2011)年度から開講しました。その結果、編入生の基礎学力レベルが向上し、理系科目に対する意識改革に寄与できました。平成27(2015)年度からはこれを発展させ、編入生以外の学力不振者に対しても同様の授業を行う「科目選択ゼミナール」を開講しています。令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症予防のため中止となりましたが、次年度以降もこれを継続する予定です。

【資料6-3-1】

- ・「学生による授業評価アンケート」をベースに開講科目を平成29(2017)年度から名称変更しています。すなわち、「アカデミックリテラシー」を「日本語リテラシー」とし、学生に判りやすい科目名としました【資料6-3-2】【資料6-3-3】
- ・各学年で履修する主要科目を確実に定着させるため、この2・3学年に実施している総合演習2D、3Dを、平成29(2017)年度からは進級要件科目とともに対象を1学年も加え、さらに平成30(2018)年度からは5学年にも総合演習5Dとして広げ、より効果的なものとなるようにしました。【資料6-3-4】【資料6-3-5】【資料6-3-6】【資料6-3-7】【資料6-3-8】
- ・今後の医療が高齢者型へとシフトするなかで、これまでの高齢者を対象とした歯科学に加えて、在宅医療、摂食嚥下リハビリテーションの必要性が指摘されました。そこで平成29(2017)年度からこれに応えるべく、歯学部附属病院では地域医療支援歯科が、地域の心身障がいを持つ患者、誤嚥を繰り返す患者、高齢者福祉施設に入所するなど歯科の通院が難しい患者の口腔機能改善及び歯科治療に対応しています。また本活動を歯科医師臨床研修プログラムに取り入れることによって、これらの歯科治療に対応できる歯科医師の育成に努めています。【資料6-3-9】【資料6-3-10】

薬学部

- ・薬学部では教授会、学生部委員会、カリキュラム委員会等において常にPDCAサイクルを念頭において各種教育研究案件の改善、解決に取り組んでいます。これらの事例のうち、以下に改善事例を示します。
- ・平成30(2018)年度、初年次教育委員会は、入学予定学生への入学前教育DVD教材に新たに「数学Ⅰ・A」「数学Ⅱ・B」「ベーシック理科（物理・化学・生物）」「基礎化学」を追加しました(A)。これは前年度までの入学前教育(D)の成果を検証(C)した結果、入学予定者の一部にはこれまでの教材が難し過ぎると判断した(P)ためです。また、入学後に数学分野を苦手とする学生がいるため(C)、本学部教員が作成し、入学予定者へ与える教材(P、D)の数学分野の内容も拡充しました(A)。今後も問題点を検証しながら、より効果的な入学前教育を計画、実施する予定です。【資料6-3-11】【資料6-3-12】
- ・モデル・コアカリキュラムの変更への対応に合わせて、科目とその内容の大幅な見直しを行いました。この新カリキュラムの変更は、平成27(2015)年度入学の第1学年より適

用を開始しており、令和 2(2020)年度は、全学年が新カリキュラムとなっています。この薬学教育モデル・コアカリキュラムの変更へ対応するため、平成 26(2014)年度からカリキュラム委員会、学生部委員会、学事部が中心となり、3 ポリシーの改訂作業とそれに基づくシラバス新規改訂、修正作業の事業計画を立案し(P)、教授会の審議を経て、全科目教員が参加しながら改定作業が開始されました(D)。平成 27(2015)年度以降は新カリキュラム対応の学生と旧カリキュラムの学生が混在し、その対策と問題解決に多くの労力と時間を要しましたが、その間、上記 PDCA サイクルを回しながら、問題解決を目指しました。この時点で、従来とは異なる新たな授業時間割を検討し、新たにクオータ一制と導入し、四半期ごとに進捗状況を突き合わせながら着実に進めてきました(C)。その後、現在までに本学学修の時間割、カリキュラム・ポリシーとの整合性など順調に推移しています(A)。【資料 6-3-13】

- ・全学生に対して「学生生活満足度調査」(P、D)を毎年行い、学生部委員会が結果を集計し、学部長へ報告(C)するとともに、実際の改善活動(A)を行っています。これまでの事例として、1)自習室の設置、2)学生トイレの改修、3)食堂メニューの充実と値下げ、4)自動販売機飲料の値下げなどを実施しました。また、学生の意見・要望を隨時受け付ける窓口を学事部学生課に設置しており、寄せられた内容は学生部委員会で分析・検討し、適切な改善策を決定、実施しています。第 1 学年に対して学生生活に関するアンケートを入学後早期に実施し、学生部委員会が結果の集計と課題の抽出を行い、教授会で報告するとともに、必要な活動を実施しています。
- ・第 1 学年から第 3 学年までの学生は指定されたアドバイザー教員との面談(P、D)を年に 3 回程度行います。また、第 4 学年から第 6 学年までの学生は配属された研究室の教員と卒業研究に関する研究相談を隨時行います。これらの対話により学生個人ごとに必要な学修支援活動が担当教員により提案(C)され、学生部を通じて教授会で報告され、支援活動が実施(A)されます。成績不良の学生や中途退学を希望する学生に対しては、アドバイザー教員や学年主任が保護者と連絡を取り、必要に応じ学生部長、学年主任、保護者及び学生による 4 者面談(P、D)を実施し、学生の学習活動の改善や持続(C)を支援(A)します。なお面談の調整は学事部職員が担当しています。

歯学部・薬学部

- ・歯学部、薬学部とも、学生の学力向上を図るには、学生の勉学に対する姿勢に加えて、教員の教育力向上を図る必要性が指摘されました。そこで、平成 25(2013)年度から教員の教育力向上(P)を目的とした研修セミナーを開催(D)しています。研修では講義手法の改善だけでなく、教育に対する意識改革にも言及しています。その結果、講義スライド、配布資料、双方向性講義等の教育方法(C)に改善(A)がみられました。【資料 6-3-14】
- ・本学の理念の教育達成度を評価するため、在学生と卒直後研修歯科医の知識・技能・態度を調査しています。在学生に対しては 医療系大学間共用試験実施評価機構、薬学共用試験センターが実施する CBT・OSCE (Objective Structured Clinical Examination)による客観的な評価、歯学部の臨床実習評価、薬学部の病院・薬局実務実習中間評価、実務実習終了時評価を、卒業生に対しては臨床研修歯科医師評価を利用しています。これ

らの評価を活用し、本学の理念、目的に沿った歯科医師、薬剤師を養成するための改善を図っています。

【資料 6-3-15】【資料 6-3-16】【資料 6-3-17】【資料 6-3-18】【資料 6-3-19】

大学院歯学研究科

- ・学位論文の質的向上を目指す取組の必要性が自己点検・自己評価の結果から指摘されました。令和 2(2020)年度の学位論文の中の 2 つがインパクトファクターを有する国際的学術雑誌に掲載されました。これは、研究能力の高い大学院教員に大学院生の指導を担当させた結果と考えられます。【資料 6-3-20】
- ・充足率の向上を目指す取組の必要性が自己点検・自己評価の結果から指摘されました。そこで、歯学部学生には新学期オリエンテーション時に、研修歯科医には定期的に大学院に関する説明会を実施してきた結果、入学者が年々増加するようになりました。【資料 6-3-21】【資料 6-3-22】
- ・令和 2(2020)年度も引き続き説明会を行った結果、令和 3(2021)年度入学者は 12 名となり、定員充足率は 80.6%と 80%以上を保つことができました。【資料 6-3-23】
- ・以上のことから、本学における自己点検・評価は適切に行われており、抽出された問題点に対しては改善に向けて具体的な方策を立案し、実現に向けて行動するなど、PDCA (Plan-Do-Check-Act) サイクルの機能的仕組みは確立していると判断しています。

【エビデンス 資料編】

- 【資料 6-3- 1】 授業概要 2014 年度奥羽大学歯学部、編入生対策講座 p12
授業概要 2015 年度奥羽大学歯学部、科目選択ゼミナール p9
授業概要 2016 年度奥羽大学歯学部、科目選択ゼミナール p12
授業概要 2017 年度奥羽大学歯学部、科目選択ゼミナール p19、20
授業概要 2018 年度奥羽大学歯学部、科目選択ゼミナール p46、47
授業概要 2019 年度奥羽大学歯学部、科目選択ゼミナール p46、47
授業概要 2020 年度奥羽大学歯学部、科目選択ゼミナール p47、48
- 【資料 6-3- 2】 授業概要 2016 年度奥羽大学歯学部、アカデミックリテラシー p34、35
- 【資料 6-3- 3】 授業概要 2019 年度奥羽大学歯学部、日本語リテラシー p77、78
- 【資料 6-3- 4】 授業概要 2020 年度奥羽大学歯学部、歯学部授業時間割 p11、12
- 【資料 6-3- 5】 授業概要 2020 年度奥羽大学歯学部、総合演習 1D p80～82
- 【資料 6-3- 6】 授業概要 2020 年度奥羽大学歯学部、総合演習 2D p115～117
- 【資料 6-3- 7】 授業概要 2020 年度奥羽大学歯学部、総合演習 3D p153～155
- 【資料 6-3- 8】 授業概要 2020 年度奥羽大学歯学部、総合演習 3D p204～209
- 【資料 6-3- 9】 奥羽大学歯学部附属病院診療案内（ホームページ）
- 【資料 6-3-10】 歯科医師臨床研修必須ケース（臨床研修要項 2019 年度）
- 【資料 6-3-11】 平成 30(2018)年度第 6 回初年次教育委員会議事録
- 【資料 6-3-12】 平成 30(2018)年度第 11 回初年次教育委員会議事録
- 【資料 6-3-13】 2020 年度授業概要薬学部 p17～25
- 【資料 6-3-14】 歯学部教員研修セミナー「講義の改善について」

- 【資料 6-3-15】 令和 2(2020)年度第 4 学年 OSCE 成績一覧（歯学部）
- 【資料 6-3-16】 令和 2(2020)年度薬学共用試験 OSCE 課題一覧及び評価
- 【資料 6-3-17】 令和 2(2020)年度研修歯科医評価
- 【資料 6-3-18】 令和 2(2020)年奥羽大学薬学部病院・薬局実務実習終了時評価表
- 【資料 6-3-19】 令和 2(2020)年病院実務実習評価表（訪問指導用）
- 【資料 6-3-20】 奥羽大学学術機関リポジトリ
- 【資料 6-3-21】 2020 年度奥羽大学歯学部在学生ガイダンス案内
- 【資料 6-3-22】 第 408 回大学院研究科委員会議事録
- 【資料 6-3-23】 奥羽大学ホームページ 大学概要 学生数

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・自己点検・評価の結果を有効に活用するためには、PDCA サイクルのうち Act（改善）が重要になります。現在は、自己点検・評価で得られた情報、分析結果、抽出した問題点、問題点の改善策などは学長のもとに集約し、奥羽大学自己点検・自己評価委員会及び学部長会で協議した改善策を基に、各部署が改善を図っています。抽出された問題点が多々あるときは、迅速な行動を起こすために教員と職員から構成する学長の諮問機関が必要となることからも、引き続き、調査・分析・提言を行う IR 部門の設立を念頭に計画をしていく予定です。抽出された問題点が多々あるときは、迅速な行動を起こすために、教員と職員から構成する学長の諮問機関が必要となることから、平成 30(2018)年度に IR 推進委員会を設立しました。
- ・IR 推進委員会では、本学において最も重視している学生教育に関する調査、分析を先行して行っています。具体的には、教員の自己点検・自己評価、DVD 撮影、授業参観、学生による授業評価および学業成績という現有の情報を基に、学生の学習成果と教育機能について分析調査を行う計画です。この IR 推進委員会の設立によって、学長へ提言するシステムが確立し、迅速で漏れのない PDCA サイクルが回転するものと考えています。
- ・PDCA サイクルが迅速で効果的になるように、FD 活動を通して教職員の理解を深めていきます。
- ・本学の目的の達成度を評価するために、歯学部においては歯科医師臨床研修の評価項目と基準を検証することにより、薬学部においては就職先での評価を行うことにより、卒業生に視点をおいた PDCA サイクルの運用を計画しています。
- ・自己点検・自己評価の質を向上させるため、歯学部、薬学部ではそれぞれに自己点検・評価委員会に第三者を参加させることを計画します。
- ・PDCA サイクルを効果的に活用し、教育研究の質を向上させるためには、教員及び職員の PDCA への理解が欠かせません。今後も FD・SD 活動の一環として、PDCA サイクルが迅速で効果的になるように、PDCA に関する実践的な研修会の継続開催を計画し、教職員の理解を深めていきます。

- ・学内における種々の課題や問題点を日常的に見出し、対応策を検討実施することは、教職員のみで構成する自己点検・評価委員会では、多忙な学事業務の中、事例検討の適時性など困難な場合があることから、今後は IR 推進委員会で対応することにします。

[基準 6 の自己評価]

- ・本学の本格的な自己点検・評価は平成 13(2001)年度に始まり、各部署の自己点検・自己評価委員会規程を施行した平成 18(2006)年度からは各部署の委員会が中心となって毎年度実施しており、自主的、自律的、定期的であり、適切に実行しています。また、教員評価は計算式を用いて数値化しているため、客観的、透明性のある自己点検・評価を行い得ることから、教育研究活動の活性化と質保証に活用できます。
- ・全教職員に対して自発的な点検と、その評価に対する認識の共有に向けた意識改革を図り、改善策が実行されており、PDCA サイクルは円滑に回転しています。
- ・以上のことから、各基準項目における事実の説明と自己評価を総合的に検討した結果、本学は「基準 6」全般について十分に満たしているものと判断します。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携・社会貢献

A-1. 大学が有する物的・知的資源の社会および地域保健医療への提供

A-1-① 大学が有する人的資源の社会・保健・医療への提供

A-1-② 施設の開放、公開講座、出張講義等大学が有する物的・知的資源の社会への提供

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学が有する人的資源の保健・医療への提供

薬学部

- ・地域保健医療分野では、薬学部教員が福島県薬剤師会活動に積極的に参加して、福島県における薬剤師の生涯教育及び研修会の開催、薬学生の実務実習の受け入れ業務を支援しています。【資料 A-1- 1】
- ・薬学部教員が福島県病院薬剤師会、郡山薬剤師会の役員となり、福島県内の病院及び診療所に勤務する薬剤師あるいは郡山市内の保険薬局に勤務する薬剤師の倫理的及び学術的水準を向上することに貢献しています。【資料 A-1- 2】【資料 A-1- 3】
- ・福島県登録販売者試験委員・毒劇物取扱試験委員に薬学部教員が就任し、福島県の薬務行政に寄与しています。

A-1-② 施設の開放、公開講座、出張講義等大学が有する物的・知的資源の社会への提供

- ・大学と地域との結びつきを深め、地域の発展に貢献するため大学施設を開放し、地域社会の活動を支援しています。平成 30(2018)年度および令和元(2019)年度は、福島県歯科医師会、東北歯科専門学校、郡山市立行建中学校などの諸行事に対して施設を開設しました。【資料 A-1- 4】
- ・大学の持つ知的財産を地域社会へ公開・還元することを目的として、平成 17(2005)年より毎年、奥羽大学公開講座を開催しています。平成 30(2018)年度および令和元(2019)年度は、歯学部、薬学部から奥羽大学ら各 4 名の教員が、1 回 2 名ずつ計 8 回の講座を開催しました。【資料 A-1- 5】【資料 A-1- 6】【資料 A-1- 7】【資料 A-1- 8】。また、同様の目的のため、郡山市あさかの学園大学において、本学の教員が市民に対して薬に関する理解を深めてもらう講義を行っています。【資料 A-1- 9】【資料 A-1- 10】
- ・本学が提案した「読解力向上を図る授業のための小・中・高・大連携による教員研修事業」が福島県学術教育振興財団助成に採択され、地域の子供たちの読解力を高める活動を行っています。【資料 A-1- 11】

【エビデンス集・資料集】

- 【資料 A-1-1】 一般社団法人福島県薬剤師会 薬学教育委員会
- 【資料 A-1-2】 令和2年度福島県病院薬剤師会役員名簿
- 【資料 A-1-3】 令和2年度一般社団法人郡山薬剤師会役員
- 【資料 A-1-4】 施設使用許可申請書願
- 【資料 A-1-5】 2018年度奥羽大学公開講座
- 【資料 A-1-6】 2018年度奥羽大学公開講座レジュメ
- 【資料 A-1-7】 2019年度奥羽大学公開講座
- 【資料 A-1-8】 2019年度奥羽大学公開講座レジュメ
- 【資料 A-1-9】 郡山市あさかの学園大学
- 【資料 A-1-10】 郡山市あさかの学園大学（令和2年度）学習計画表
- 【資料 A-1-11】 福島県学術教育振興財団 助成金交付決定通知書

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

公開講座や体験型学習講座を継続して地域の保健に対する関心を高めるとともに、小中学生の科学的リテラシーのボトムアップを目指して、大学の知的資源の社会還元をさらに推進します。

卒後研修など薬剤師の資質向上を図るため、地域の薬剤師会や病院薬剤師会と連携し、医療や医薬品の最新情報についてのセミナーを企画・開催していきます。

[基準Aの自己評価]

地域連携・社会貢献は地方大学の使命であり、本学は創立以来、保健医療全般にわたる地域貢献に邁進してきました。その基本姿勢は、ここに記載した各種の活動による貢献で明らかであり、本学は医療系大学としての特性を踏まえつつ、物的・人的資源を適切に東北地域に提供していると考えています。

以上のことから、本学は「基準A」全般にわたり、十分に満たしているものと判断します。

基準 B. 地域に根ざした医療人育成

B-1 地域に根ざした医療人育成プログラムの実施

『B-1 の視点』

B-1-① 地域に根ざした医療人育成プログラムのための現場薬剤師の参画

B-1-② 歯学部附属病院と連携した薬学実務実習

(1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 地域に根ざす医療人育成プログラムのための現場薬剤師の参画

- ・薬学教育で最も重要な位置を占める実務実習の実施に当たっては、学修者が薬剤師業務に関する知識や適切な態度を持っていることが必須となります。一方で、薬学部にはその学部開設に当たって附属病院や附属薬局の設置が義務づけられていないことから、臨床系教員の設置基準における定員が医学部や歯学部に比較して少ないので現状です。本学では、薬学部設置基準以上の人数の臨床系教員を配置するとともに、実務実習事前学習を始めとする臨床薬学系教科の教育に地域薬剤師会・病院薬剤師会の会員を非常勤教員として委嘱しています。非常勤教員は、実践的な薬剤師業務に関する知識の教授や接遇などの態度教育を担当し、実務実習の効果を上げています。令和 2(2020)年度の非常勤教員（地域薬剤師会・病院薬剤師会会員）は 19 名です。【資料 B-1】

【エビデンス集・資料集】

【資料 B-1】令和 2 年度薬学部非常勤講師一覧

B-1-② 歯学部附属病院と連携した薬学実務実習

- ・奥羽大学歯学部附属病院の内科では医師免許を有する薬学部教授が診療に携わり、薬局では薬剤師免許を有する薬学部教員が薬剤師の任務を遂行しています。臨床系教員が実際の臨床を研鑽できるとともに、最新の知見を薬学教育に反映できる環境にあります。学生にとっては、臨床の場で実際の調剤と地域住民に対する接遇及び入院患者に対する服薬指導を体験でき、地域に根ざした実践的な実務実習ができます。
- ・歯学部が隣接していることから、入学時には歯学部、薬学部の合同でオリエンテーションや学外研修を実施しているほか、クラブ活動、サークル活動も合同で行っています。薬学部と歯学部の学生間交流が盛んであることは異種業の理解と医療人としての心構えの醸成に有益であり、本学の特色といえます。

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

日本の医療体制が在宅医療などの高齢者型へ変遷しているなかにあって、「かかりつけ薬剤師」のニーズが高まっています。そこで、地域に根ざした医療人として、在宅にて服薬指導のできる薬剤師の育成を目指します。そのため、これまで以上に地域薬剤師会との人的交流を深め、実際の調剤と地域住民に対する接遇及び入院患者に対する服薬指導を重視した教育に取り組みます。

[基準 B の自己評価]

地域の保健医療へ貢献する人材の養成を目指す本学は、地域の実情に応じた教育と貢献を行っており、とりわけ薬学部では、臨床薬学系教科の教育を重視し、地域薬剤師会・病院薬剤師会の協力を得て、多くの薬剤師を非常勤教員として採用し、学修者に実地医療従事者の知識や態度を学ぶ大変よい機会を提供しています。また、リメディアル教育を適正な時期に実施し、さらに学修者の状況に合わせて補講を開講するなど、機動的に学士力向上に取り組んでいます。現在、本学では全学をあげて教育イノベーションを進めているところであり、平成 27(2015)年度からは *Inter professional education* の取り組みとして、歯薬合同の新入生オリエンテーションキャンプを開催し、教育体制をよりよい方向に進化させようと努めています。

以上のことから、「基準 B」である地域に根ざす医療人育成プログラムの実施全般にわたって、本学では十分に基準が満たされているものと判断します。

基準 C. 国際交流

C-1 国際的視野を養うための国際交流

(1) C-1 の自己判定

「基準項目 C-1 を満たしている。」

(2) C-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- ・薬学部は平成 30(2018)年に、教員の交流、学生の交流、研究の交流などに関して、米国 フロリダ州 Nova Southeastern University College of Pharmacy と覚書を交わしました。これに基づき、令和元(2019)年に海外薬学実習（5年生薬学アドバンスト選択科目）を開講し、令和元(2019)年 9月 1日～15日の期間において 9名の 5年生が参加しました。【資料 C-1- 1】【資料 C-1- 2】

【エビデンス集・資料集】

【資料 C-1- 1】海外薬学実習

【資料 C-1- 2】2019年度海外薬学実習報告

(3) C-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・実際に引率した経験からの改善の必要性を以下に示します。
 - ①学生によるアメリカの医療保険制度の事前の理解
 - ②学生による医療英単語の事前習得
 - ③プログラムの再構成
 - ④引率者の増員
 - ⑤奥羽大学内のコーディネーターの必要性（英語がわかるコーディネーターが必要）

[基準 C の自己評価]

海外薬学研修では、日本の薬学教育で学んだ事柄が米国でどのように教えられているかを理解し、また実務実習で日本の薬剤師業務を学んだ 5 年次薬学部生が参加することで日本と米国の薬剤師業務の比較をすることが可能で、薬剤師としての国際的視野を得ることができます。貴重な機会となっています。

以上のことから、「基準 C」である国際的視野を養うための国際交流に関して、本学では十分に基準が満たされているものと判断します。

基準 D. 学位研究

D-1. 学位研究の質的向上

D-1-① 学位研究の指導体制

D-1-② 学位研究の指導評価体制

(1) D-1 の自己判定

「基準項目 D-1 を満たしている。」

(2) D-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

D-1-① 学位研究の指導体制

- ・大学院教員は 1 専攻科に当たり 2 名の計 36 名で全員が博士の学位を有しており、研究科委員会で審議した上で任用しています。【資料 D-1- 1】
- ・学位研究指導は主たる指導教員名の他に 1 名から 2 名の従たる指導教員が担当しています。主たる指導教員が研究指導の責任を負いますが、従たる教員の助言を得ることで、研究の質が高められます。【資料 D-1- 2】

D-1-② 学位研究の指導評価体制

- ・大学院生の学位研究は学位審査までに 2 段階に渡って、評価を受けます。第 1 は第 2 学年の研究計画報告書の提出とこれに対する全大学院教員からの助言・コメントによって、研究計画が科学的に正しいものであるかを確認することができます。
- ・第 2 は第 3 学年における研究経過発表会における発表とこれに対する全大学院教員からの助言・コメントによって、研究結果とその解釈の妥当性を確認することができます。
また、より適切な実験方法について助言があればそれを取りいれて、以後の実験を進めることができます。【資料 D-1- 3】 【資料 D-1- 4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 D-1- 1】 奥羽大学大学院歯学研究科申し合わせ事項 奥羽大学大学院教員の選考基準

【資料 D-1- 2】 2020 年度奥羽大学大学院歯学研究科 研究計画報告書

【資料 D-1- 3】 2020 年度大学院研究計画報告書に対する助言・コメント

【資料 D-1- 4】 2020 年度大学院研究経過発表会に対する助言・コメント

(3) D-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・大学院生が定められた年限で学位を取得していることから考えて、現在の学位の指導体制とその評価体制は進めて行きます。しかし、学位研究の質は今後ますます高いレベルを求められると考えられます。したがって、大学院教員による助言が実際に学位研究にどの程度反映されているのか、あるいはその助言の適格性についても検証する必要があります。今後はこの検証作業を行う仕組みを作るようになります。
- ・学位研究指導に関する大学院特別研修セミナーを開催し、他大学院の教員がどのように取り組んでいるのかを知る機会を得るようにします。

D-2. 学位研究における研究倫理

D-2-① 研究倫理教育の取り組み

D-2-② 研究倫理の実践

(1) D-2 の自己判定

「基準項目 D-2 を満たしている。」

(2) D-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

D-2-① 研究倫理教育の取り組み

- 平成 26(2014)年 8 月 26 日付、文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に全学的に対応し、研究倫理・研究不正防止に関するセミナーを実施すると共に e - ラーニングによる研究倫理教育の受講を義務付けています。研究倫理セミナーに関して令和 2(2020)年度は新型コロナウィルス感染症対策のために実施できませんでしたが、令和 3(2021)年度は実施します。【資料 D-2- 1】【資料 D-2- 2】

【資料 D-2- 3】

- 「研究倫理」に関してはコア・カリキュラムの中の「研究の進め方」で講義を行っています。【資料 D-2- 4】

D-2-② 研究倫理の実践

- 研究倫理教育の形骸化を防ぐために研究倫理セミナー及び研究倫理 e - ラーニングコースを未受講の場合は、大学院生の学位論文指導と学位審査に携われないこととしています。これによって大学院生の学位指導を担当する教員の倫理規範意識を高めています。

【資料 D-2- 3】

- 博士(歯学)の学位に関する審査を大学院研究科委員会に申請する大学院生は、研究不正及び不適切な行為をしていない旨の誓約書を研究指導責任者と共に署名捺印して提出することを義務付けています。これによって、研究倫理の重要性を指導教員と大学院生の双方に意識させるようにしています。【資料 D-2- 5】

- 人を対象とした臨床研究の計画を審議する倫理審査委員会は、その重要性に鑑みて学内の審査委員による審査と学外の委員も加わって行う審査の二段階としています。このような二段階審査によって、審査を受ける者と審査を行う側の双方が緊張感を持って慎重かつ厳正な審議を行うことで、被験者の人権に十分に配慮して研究倫理に基づいた臨床研究を行うことができます。【資料 D-2- 6】【資料 A-2- 7】

【エビデンス集・資料編】

【資料 D-2- 1】 文部科学省 研究活動の不正行為への対応のガイドライン について
(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)

【資料 D-2- 2】 大学院特別研修セミナー・特別セミナー開催一覧(H16~)

【資料 D-2- 3】 研究倫理 e ラーニングコースの受講について[重要]2016 年 7 月 22 日付け

歯学部及び薬学部教員の全教員への学事部からのメール配信文書

- 【資料 D-2- 4】 2020 年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p78
- 【資料 D-2- 5】 2020 年度授業概要奥羽大学大学院歯学研究科 p114
- 【資料 D-2- 6】 2020 年度倫理審査委員会記事録
- 【資料 D-2- 7】 奥羽大学倫理審査委員会規程 p301～31

(3) D-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・研究倫理教育は積極的に取り組み、新型コロナウイルス感染症対策のために外部講師を呼ぶことができなかった令和 2(2020)年度も e ラーニングコースの受講や指定教材の熟読などを指導してきました。しかし、今後はより積極的に研究倫理の高揚を図るために、ワークショップの開催や本学独自の研究倫理教育教材を作製することを予定しています
- ・現在、他大学との共同研究を行う機会も多くなっています。その場合には、本学の研究倫理に関する規程と他大学の規程とに齟齬がないよう求められます。研究倫理規程に関する最新の動向を外部の研修会に参加するなどして常に常に把握することが必要と考えます。

[基準 D の自己評価]

- ・大学院教員は、研究科委員会の審議を経て任用された学位を有する 36 名で構成されています。
- ・学位研究の指導は、主たる指導教員 1 名の他に 1 名から 2 名の従たる指導教員が担当しています。
- ・第 2 学年の研究計画報告書と第 3 学年の研究経過発表に対する全大学院教員からの「助言とコメント」を得ることで、学位研究をさらに質の高いものにするための手がかりを得ることができます。
- ・全大学院教員が学位研究の内容を確認することは、学位論文の質を担保する上で重要な役割を果たしています。
- ・令和 2(2020)年度は研究倫理に関するセミナーを新型コロナウイルス感染症対策のために実施できませんでしたが、e ラーニングコースの受講や指定教材の熟読などを指導しました。
- ・博士(歯学)の学位審査の際に大学院生は、研究不正及び不適切な行為をしていない旨の誓約書を研究指導責任者と共に署名捺印して提出することを義務付けています。
- ・倫理審査委員会は、その重要性に鑑みて学内の審査委員による審査と学外の委員も加わって行う審査の二段階の審査を行っています。このような二段階審査によって、被験者の人権に十分に配慮して研究倫理に基づいた臨床研究を行っています。
- ・以上のことから、各基準項目における事実の説明と自己評価を総合的に検討した結果、本学は「基準 A」全般について十分に満たしているものと判断します。

V. 特記事項 なし

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	目的は「大学学則」第 1 条に規定している。	1-1
第 85 条	○	学部及び学科は「大学学則」第 2 条に規定している。	1-2
第 87 条	○	修業年限は「大学学則」第 3 条に規定している。	3-1
第 88 条	○	編入学は「大学学則」第 21 条に規定している。	3-1
第 89 条	—	該当なし	3-1
第 90 条	○	入学資格は、「大学学則」第 20 条に規定している。	2-1
第 92 条	○	職員構成は「大学学則」第 13 条に、職員の職務は「大学学則」第 14 条に規定している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会は「大学学則」第 15 条～第 18 条に、教授会の組織は「大学歯学部教授会規程」「大学薬学部教授会規程」第 2 条に規定している。	4-1
第 104 条	○	学士の学位は「大学学則」第 40 条に規定している。	3-1
第 105 条	—	該当なし	3-1
第 108 条	—	該当なし	2-1
第 109 条	○	自己点検は「大学学則」第 1 条の 2 及び「大学自己点検・自己評価規程」に規定し、大学ホームページで公表している。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動は、大学ホームページ及び本学学術雑誌を刊行している。	3-2
第 114 条	○	事務職員及び技術職員は「大学学則」第 13 条及び「学校法人晴川学舎事務組織規程」に規定している。	4-1 4-3
第 122 条	○	高等専門学校卒業者の編入学は「大学学則」第 21 条に規定している。	2-1
第 132 条	○	編入学試験要項の出願資格に 2 年次編入学は、医療系専修学校専門課程を明示している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	「大学学則」に修行年限、収容定員、学年、学期、休業日、科及び課程の組織、教育課程、授業日時数、学習の評価及び課程修了の認定、職員組織、入学、退学、転学、休学及び卒業、授業料、入学料その他の費用徴収、賞罰について規定している。	3-1 3-2
第 24 条	○	学生の基本的な情報、学籍簿及び成績記録、健康情報は学事部が適	3-2

		切に管理している。	
第 26 条 第 5 項	○	懲戒は「大学学則」第 42 条、「大学歯学部教授会規程」及び「大学薬学部教授会規程」第 6 条、大学臨床実習に関する不正行為に対する処罰内規」第 6 条に規定している。	4-1
第 28 条	○	大学に備えておかなければならぬ表簿は、各所管部署にて適切に保管している。	3-2
第 143 条	○	専門委員会等は「大学歯学部教授会」第 2 条、「大学薬学部教授会内規」に幹事が審議すべき懸案を学生部長に報告し、「大学学生部委員会規程」により、委員会で審議整備した事項を教授会に報告することを規定している。	4-1
第 146 条	—	該当なし	3-1
第 147 条	—	該当なし	3-1
第 148 条	—	該当なし	3-1
第 149 条	—	該当なし	3-1
第 150 条	○	入学資格は、「大学学則」第 20 条に規定している。	2-1
第 151 条	—	該当なし	2-1
第 152 条	—	該当なし	2-1
第 153 条	—	該当なし	2-1
第 154 条	—	該当なし	2-1
第 161 条	○	編入学は「大学学則」第 21 条に規定している。	2-1
第 162 条	—	該当なし	2-1
第 163 条	○	学年の始期及び終期は「大学学則」第 5 条に規定している。	3-2
第 163 条の 2	—	該当なし	3-1
第 164 条	—	該当なし	3-1
第 165 条の 2	○	本学では、歯学部歯学科及び薬学部薬学科ごとにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検・評価は「大学学則」第 1 条の 2 及び「大学自己点検・自己評価規程」に規定し、日本高等教育評価機構（文部科学大臣が認証する評価機構）の定める評価基準に基づいた点検・評価を行う体制として自己点検・自己評価委員会を組織している。	6-2
第 172 条の 2	○	大学の教育研究の目的、3 つのポリシー、教育研究上の組織、教員組織、教員数、教員が有する学位及び業績、収容定員数及び在学生数、卒業生数、進学者数、就職者数、授業科目、授業方法、年間授業計画、学修の成果に係る評価、卒業認定基準、入学料、授業料、学生支援などの情報は、ホームページで公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	卒業認定及び課程修了の認定は「大学学則」第 39 条に規定してい	3-1

		る。	
第 178 条	○	高等専門学校を卒業した者は「大学学則」第 21 条に規定している。	2-1
第 186 条	○	編入学試験要項の出願資格に 2 年次編入学は、医療系専修学校専門課程を明示している。	2-1

大学設置基準

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○ 本学は、学校教育法、その他の法令の規定に基づいて設置されている。	6-2 6-3
第 2 条	○ 教育研究活動等の状況は学部の学術誌を発行やホームページにて積極的に情報を提供している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○ 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は「大学学則」第 1 条に規定している。	2-1
第 2 条の 3	○ 入学者の選抜は「大学入学者選抜規程」により厳格に実施している。	2-2
第 3 条	○ 教育研究の必要に応じ組織は、「大学学則」第 1 条の目的を達成するため歯学部歯学科、薬学部薬学科において、設置基準上の船員教員数を満たし、教育研究上適切な規模の教員組織で運営している。	1-2
第 4 条	○ 学部には、歯学部歯学科、薬学部薬学科を設け、それぞれ大学設置基準第 3 条で木下教育研究に必要な組織を備えている。	1-2
第 5 条	— 該当なし	1-2
第 6 条	— 該当なし	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○ 教員組織は、大学設置基準第 3 条の教育研究上適切な規模内容を有し、教育研究に必要な組織を整えている。	3-2 4-2
第 10 条	○ 授業科目の担当は、原則として専任教員又は准教授が担当し、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任教員、准教授、講師又は助教が担当している。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○ 演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、講師以下助教や助手に補助させ、その他に臨床経験及び実務経験のある非常勤講師を補助させている。	3-2
第 11 条	— 該当なし	3-2 4-2
第 12 条	○ 専任教員は、本学のみの専任教員であり、専任教員全員が本学の教育研究に従事している。	3-2 4-2
第 13 条	○ 専任教員数は、歯学部歯学科で 161 人、薬学部薬学科で 42 人である。	3-2

		り、大学設置基準上必要な専任教員数を満たしている。	4-2
第 13 条の 2	○	学長は、人格が高潔で、学識に優れ、かつ大学運営に関し、見識を有する者のうちから「学校法人晴川学舎寄附行為施行細則」第 2 条に規定されている候補者選考委員会で選定し、理事会に推薦され審議決定され、理事長が任命となる。	4-1
第 14 条	○	教授は、大学設置基準第 14 条に基づいた「大学教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規程」第 5 条で規定している。	3-2 4-2
第 15 条	○	准教授は、大学設置基準第 15 条に基づいた「大学教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規程」第 5 条で規定している。	3-2 4-2
第 16 条	○	講師は、大学設置基準第 16 条に基づいた「大学教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規程」第 6 条で規定している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	助教は、大学設置基準第 16 条の 2 に基づいた「大学教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規程」第 6 条の 2 で規定している。	3-2 4-2
第 17 条	○	助手は、大学設置基準第 17 条に基づいた「大学教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規程」第 7 条で規定している。	3-2 4-2
第 18 条	○	収容定員は、「大学学則」第 4 条に規定している。	2-1
第 19 条	○	教育課程の編成方針は、「大学学則」第 1 条で定められた教育研究の目的を達成するために、3 つのポリシー、特にカリキュラム・ポリシーを設定している。	3-2
第 19 条の 2	○	教育課程の編成は、「大学学則」第 8 条に定める授業科目からなる教育課程を編成している。	3-2
第 20 条	○	教育課程の編成方法は、「大学学則」第 9 条で明示しており、カリキュラム・ポリシーに基づいて、各科目の必修・選択等を定め、その全体像をカリキュラム・マップとして体系的に明示している。	3-2
第 21 条	○	各授業科目の単位数は、「大学学則」第 11 条に規定し、第 9 条の別表第 1、別表第 2 に掲げている。	3-1
第 22 条	○	1 年間の授業期間は、「大学学則」第 11 条に規定している。	3-2
第 23 条	○	各授業科目の授業期間は、「大学学則」第 6 条の規定で学年を 2 期に分け、定期試験期間を除き、講義授業科目は「大学学則」第 11 条の規定により前期 15 週（15 回）と後期 15 週（15 回）を原則としている。	3-2
第 24 条	○	授業科目について同時に授業を行う学生数は、学生部委員会で時間割編成を調整している。歯学部、薬学部共に学年単位で行う他、小グループ単位の演習等、授業形態によって十分な教育効果があげられる適切な学生数で授業が行われている。	2-5
第 25 条	○	授業は、「大学学則」第 11 条の規定により、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらを併用して行われている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業方法、内容、1 年間の授業の計画、成績評価基準及び卒業認定は、授業概要（シラバス）に記載しており、毎年度当初に配布及び	3-1

		学年別ガイダンスにて説明を行っている。	
第 25 条の 3	?	教育内容等の改善のための組織的な研修等は、学生による授業評価、教員による授業参観評価及び教員自身による自己評価から各学部自己点検・自己評価委員会で審議し、学部長が教員個人の評価を書面及び面談によってフィードバックしている。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当なし	3-2
第 27 条	○	単位の授与は、「大学試験規程」第 7 条の出席率によって受験資格が与えられ、「大学学則」第 37 条、第 38 条及び第 39 条により単位取得が規定されている。	3-1
第 27 条の 2	○	本学は履修科目の登録の上限を設けていないが、歯学部歯学科は卒業要件単位数が全ての科目、薬学部薬学科は 8 割以上の科目が必修であり、学生が適切に受講できる時間割を編成している。	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし	3-1
第 28 条	—	該当なし	3-1
第 29 条	—	該当なし	3-1
第 30 条	—	該当なし	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし	3-2
第 31 条	—	該当なし	3-1 3-2
第 32 条	○	卒業の要件は、修業年限が「大学学則」第 3 条、第 8 条の別表 1 に単位修得及び第 39 条に卒業認定が規定している。	3-1
第 33 条	—	該当なし	3-1
第 34 条	○	学生が休息その他に利用するスペースとして、各階に休憩スペースを設け、学生食堂、学生ホール、緑地帯、野外ベンチなど学生が適宜休息をとれる環境を整えている。	2-5
第 35 条	○	運動場は、大学敷地内にテニスコート 6 面、ランニングコースを併設している。	2-5
第 36 条	○	校舎等施設として、長室、会議室、事務室、研究室、各種教室、図書館、保健室、学生自習室、体育館、クラブ棟などを有している。	2-5
第 37 条	○	校地の面積は、139,445 m ² であり、十分に満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積は、38,142 m ² であり、十分に満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書館は、約 24 万冊以上で、内訳は歯学関係が約 6 万冊、薬学関係が約 4.4 万冊、一般約 1.4 冊、閲覧場所として 231 座席と 11 の個室を備えている。	2-5
第 39 条	○	附属施設は、歯学部を設ける大学に必要な施設として附属病院を有している。また、薬学部を設ける大学に必要な施設として附属薬用植物園を有している。	2-5
第 39 条の 2	○	本学の薬学部薬学科は、薬学に関する学科で臨床に係る実践的な能力を養うことを目的として、毎年薬学実務実習に必要な施設を	2-5

		確保し、令和2年度は病院40施設、薬局59施設を確保している。	
第40条	○	本学は、歯学部及び薬学部の教育研究に必要な機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第40条の2	一	該当なし	2-5
第40条の3	○	本学は、教育研究にふさわしい環境整備に必要な予算を毎年度確保し、施設や設備の拡充に努めている。	2-5 4-4
第40条の4	○	大学の名称は、明治以前から陸奥国（奥州）と出羽国（羽州）を合わせた奥羽地方と言われており、現在の東北地方と一致する。本学は奥州と羽州の南の合流地点にあり、奥羽という名称はこの地に存在するふさわしい名称である。学部においても歯科医師を養成するための歯学部歯学科、薬剤師を養成するための薬学部薬学科とそれぞれの教育研究目的に合致した名称でふさわしいものである。	1-1
第41条	○	事務組織は、「学校法人晴川学舎事務組織規程」に規定されている。事務局には、総務部、財務部、学事部、図書館事務部、病院事務部、病院医療部を置いている。	4-1 4-3
第42条	○	厚生補導の組織は、「大学学生部委員会規程」が規定されており、事務組織の学事部学生課に事務職員が配置され協働で対応している。	2-4 4-1
第42条の2	○	学生が社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制として、「大学学生部委員会規程」が規定され、事務組織に学事部就職課に事務職員が配置され、学生部委員会と協働で対応している。	2-3
第42条の3	○	研修の機会等は、「大学FD・SD委員会規程」が規定され、職員の能力及び職業的自立を図るため、毎年定期的に研修会等を開催している。	4-3
第42条の3 の2	一	該当なし	3-2
第43条	一	該当なし	3-2
第44条	一	該当なし	3-1
第45条	一	該当なし	3-1
第46条	一	該当なし	3-2 4-2
第47条	一	該当なし	2-5
第48条	一	該当なし	2-5
第49条	一	該当なし	2-5
第49条の2	一	該当なし	3-2
第49条の3	一	該当なし	4-2
第49条の4	一	該当なし	4-2

第 57 条	一	該当なし	1-2
第 58 条	一	該当なし	2-5
第 60 条	一	該当なし	2-5 3-2 4-2

学位規則

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
○	学士の学位授与の要件は、「大学学則」第 40 条、「大学学位規程」第 3 条に規定している。	3-1
○	専攻分野の名称は、「大学学則」第 40 条、「大学学位規程」第 3 条に規定している。	3-1
一	該当なし	3-1
○	学位規程は、「大学学則」第 9 条、第 39 条に、卒業に必要な履修単位について、第 10 条に成績評価など、学位に関する必要事項についてそれぞれ学則に定めており、学則を文部科学省に報告している。	3-1

私立学校法

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
○	学校法人の責務について、本法人は中期計画を策定してこれに基づいた事業を進めており、自主的に運営基盤の強化を図りつつ、教育の質の向上に努め、運営の透明性を確保するため、本学ホームページに事業概要や財務等の資料を公開している。	5-1
○	特別の利益供与の禁止について、その理事、監事、評議員、職員が、他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えていない。	5-1
○	寄附行為の備置き及び閲覧は、「学校法人晴川学舎寄附行為」第 34 条に規定している。	5-1
○	役員は、「学校法人晴川学舎寄附行為」第 5 条に規定し、定められた定数を満たしている。	5-2 5-3
○	学校法人と役員との関係は、「学校法人晴川学舎寄附行為」第 6 条に理事の選任、第 7 条に監事の選任が規定されている。	5-2 5-3
○	理事会は、「学校法人晴川学舎寄附行為」第 15 条に規定している。	5-2
○	理事長の職務は、「学校法人晴川学舎寄附行為」第 11 条に規定している。	5-2 5-3
○	理事の選任は「学校法人晴川学舎寄附行為」第 6 条に、監事の選任は「学校法人晴川学舎寄附行為」第 7 条に規定している。	5-2

第 39 条	○	監事の兼職禁止は、「学校法人晴川学舎寄附行為」第 7 条に規定している。	5-2
第 40 条	○	理事又は監事の補充は、「学校法人晴川学舎寄附行為」第 9 条に規定している。	5-2
第 41 条	○	評議員会については、「学校法人晴川学舎寄附行為」第 18 条に規定している。	5-3
第 42 条	○	あらかじめ評議員会の意見を聴取する事項については、「学校法人晴川学舎寄附行為」第 20 条で規定している。	5-3
第 43 条	○	協議員会の意見具申等については、「学校法人晴川学舎寄附行為」第 21 条に規定している。	5-3
第 44 条	○	評議員の選任は、「学校法人晴川学舎寄附行為」第 22 条に規定している。	5-3
第 44 条の 2	○	役員の学校法人に対する損害賠償の責任は、「学校法人晴川学舎寄附行為」第 46 条に規定している。また、奥羽大学ガバナンスコード〈1 版〉「2-1 理事会、(1)理事の役割、⑥役員(理事・監事)の責任 ア」に明確にしている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員の第三者に対する損害賠償責任は、奥羽大学ガバナンスコード〈1 版〉「2-1 理事会、(1)理事の役割、⑥役員(理事・監事)の責任 イ」に明確にしている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員の連帶責任は、奥羽大学ガバナンスコード〈1 版〉「2-1 理事會、(1)理事の役割、⑦」に明確にしている。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	一般社団・財団法人法の規定の準用は、私立学校法の改正に伴い、本法人の「学校法人晴川学舎寄附行為」も語句の読み替え等を行い、令和 2 年 1 月 30 日文部科学大臣許可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為の変更は、「学校法人晴川学舎寄附行為」第 42 条に規定している。	5-1
第 45 条の 2	○	予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画は、「学校法人晴川学舎寄附行為」第 31 条に規定しており、2019 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの「奥羽大学 中期目標・中期計画」を立案し、理事会の議決を得ている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	評議員会に対する決算等の報告は、「学校法人晴川学舎寄附行為」第 33 条に規定している。	5-3
第 47 条	○	財産目録等の備付け及び閲覧は、「学校法人晴川学舎寄附行為」第 34 条に規定し、ホームページび決算報告を「奥羽大学報」6 月号で公開している。	5-1
第 48 条	○	役員に対する報酬等は、「学校法人晴川学舎寄附行為」第 36 条及び「学校法人晴川学舎役員報酬等規程」に規定している。	5-2 5-3
第 49 条	○	会計年度は、「学校法人晴川学舎寄附行為」第 38 条及び「学校法人	5-1

		晴川学舎経理規程」第3条に規定している。	
第63条の2	○	情報の公表は、「学校法人晴川学舎寄附行為」第35条に規定し、ホームページで公開している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第99条	○ 大学院の目的は、「大学院学則」第1条に規定している。	1-1
第100条	○ 大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とすることは、「大学院学則」第2条に規定している。	1-2
第102条	○ 大学院に入学することのできる者は、「大学院学則」第12条に規定している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第155条	○ 大学院に入学することのできる者は、「大学院学則」第12条に規定している。	2-1
第156条	— 該当なし	2-1
第157条	○ 大学院入学者に対して、単位その他必要な事項をあらかじめホームページで公表し、入学に関する制度が適切に運用されるよう「授業概要（シラバス）を作成して配布している。	2-1
第158条	○ 入学に関する制度の運用の状況については、「大学院研究科自己点検・自己評価委員会規程」において点検及び評価を行っており、公表は「大学院学則」第1条で規定している。	2-1
第159条	○ 歯学を履修する博士課程の修業年限は、「大学院学則」第3条に規定している。	2-1
第160条	○ 外国における学校教育の定める年齢以上在学した者は「大学院学則」第12条に規定している。、	2-1

大学院設置基準

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	○ 大学院は、学校教育法やその他の法令の規定に基づき設置され、「大学院学則」に則って運営されている。	6-2 6-3
第1条の2	○ 大学院の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、「大学院学則」第1条に規定している。	1-1 1-2
第1条の3	○ 大学院の入学者の選抜は、「大学院学則」第13条に規定しており、「大学院学則」第42条から46条の大学院運営委員会にて大学院	2-1

		学生募集要項を作成し、運営委員において公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて、厳格に実施している。	
第 1 条の 4	○	大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、大学院教員と学事部研究科教務課事務職員との適切な役割分担の下で、連携体制を確保し、協働によりその職務が行われるよう、「大学院学則」第 46 条により事務業務をつかさどっている。	2-2
第 2 条	○	大学院における課程は博士課程で「大学院学則」第 2 条に規定している。	1-2
第 2 条の 2	—	該当なし	1-2
第 3 条	—	該当なし	1-2
第 4 条	○	博士課程の目的は「大学院学則」第 1 条に規定しており、修業年限は、「大学院学則」第 3 条に規定している。	1-2
第 5 条	○	歯学研究科は、専門分野に応じて教育研究上の目的から組織され、専攻の種類及び数は、「大学院学則」第 5 条に規定しており、大学院設置基準の教員数を満たし、教育研究上適当な規模の教員組織及び内容で運営している。	1-2
第 6 条	○	歯学研究科の専攻分野は、「大学院学則」第 5 条に規定している。	1-2
第 7 条	○	歯学研究科、本学歯学部・薬学部、附属病院、放射線同位元素協働研究施設、遺伝子組換え実験室、機能検査室、動物実験研究施設、電子顕微鏡研究施設等の大学附属施設と適切に連携体制を整えている。	1-2
第 7 条の 2	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	歯学研究科には、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究に必要な教員組織を整えている。なお、大学院を担当する全ての教員は学部担当を兼任している。	3-2 4-2
第 9 条	○	大学院教員は、全ての教員が博士の学位を有し、「大学院教員及びこれに準ずる者の選考基準」に則り、これを満たす教員を配置している。	3-2 4-2
第 10 条	○	歯学研究科の収容定員は、「大学院学則」第 4 条に規定している。	2-1
第 11 条	○	歯学研究科は、教育上の目的を達成するために、授業概要（シラバス）を作成し、必要な授業科目を開設、学位論文の作成等に対する指導の計画の策定などカリキュラムマップを明示し、体系的に教育課程を編成している。	3-2
第 12 条	○	大学院の教育は、「大学院学則」第 36 条に規定し、授業概要（シラ	2-2

		バス)に則り、授業科目の授業及び研究指導を行っている。	3-2
第 13 条	○	大学院の研究指導は、「大学院学則」第 36 条で規定し、授業概要(シラバス)に則り、大学院教員が研究指導を行っている。	2-2 3-2
第 14 条	○	大学院の課程は、夜間及び夏季休業の時期に授業又は研究指導を行う授業概要(シラバス)となっている。	3-2
第 14 条の 2	○	大学院は学生に対して、授業概要(シラバス)のカリキュラムマップに授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画と学位(博士)論文の審査基準を明示して実施している。	3-1
第 14 条の 3	○	全学的な FD・SD 委員会主催の研修会への積極的な参加を促し、大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るために、定例セミナー、外部講師による大学院特別研修セミナー、倫理審査委員会主催の研究者の行動規範、研究活動における特定不正行為等についての研修会など組織的な研修実施している。	3-3 4-2
第 15 条	○	大学院の各授業科目の単位は「大学院学則」の第 6 条及び末尾に科目の履修単位を規定している。授業日数及び授業期間は、授業概要(シラバス)の日程に従って行われている。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	—	該当なし	3-1
第 17 条	○	博士課程の修了の要件は、「大学院学則」第 6 条に規定している。また、「大学学位規程」第 8 条で規定している。	3-1
第 19 条	○	大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等は歯学研究科の領域及び選考科目に設け、学部との共用部分もあるが教育研究に支障なく利用可能である。	2-5
第 20 条	○	大学院には、教育研究に必要ない機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 21 条	○	図書館は、約 24 万冊以上で、内訳は歯学関係が約 6 万冊、薬学関係が約 4.5 万冊、一般約 1.4 冊、閲覧場所として 231 座席と 11 の個室、視聴覚室、蔵書検索システム、データベース検索運用を行い系統的に整理して備えている。	2-5
第 22 条	○	本学には、放射線同位元素協働研究施設、遺伝子組換え実験室、機能検査室、動物実験研究施設、電子顕微鏡研究施設等の施設があり、学部と大学院が共用している。	2-5
第 22 条の 2	—	該当なし	2-5
第 22 条の 3	○	大学院の教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等は、年間計画で予算化し、教育研究にふさわしい環境の整備している。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は、歯学に関連した領域及び専攻科目であり、歯学の教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1

第 23 条	—	該当なし	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし	2-5
第 25 条	—	該当なし	3-2
第 26 条	—	該当なし	3-2
第 27 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 28 条	—	該当なし	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当なし	2-5
第 30 条	—	該当なし	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当なし	3-2
第 31 条	—	該当なし	3-2
第 32 条	—	該当なし	3-1
第 33 条	—	該当なし	3-1
第 34 条	—	該当なし	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし	3-2
第 34 条の 3	—	該当なし	4-2
第 42 条	○	大学院の事務組織は、「学校法人晴川学舎事務組織規程」第 3 条に規定してあり、研究科教務課として大学学事部に所属して適切に担当している。	4-1 4-3
第 42 条の 2	○	大学院の博士課程の学生が修了後自らの有する学識を教授するために必要な能力を培うための機会に関しては、国際的な学術雑誌への投稿及び国際学会での発表を指導すると共に積極的に奨励している。	2-3
第 42 条の 3	○	大学院は、授業料、入学料及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報は、オリエンテーション時及び授業概要（シラバスに）に明記しており、「独立法人日本学生支援機構」「ティーチング・アシスタント」採用、「非常勤歯科医師としての給与支給」の措置を行っている。	2-4
第 43 条	○	大学院の教育研究活動等の適かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるために、大学院特別研修セミナーの開催や e ラーニングを用いた研究倫理教育等を実施している。	4-3
第 45 条	—	該当なし	1-2
第 46 条	—	該当なし	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 「該当なし」

遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条		6-2 6-3
第 2 条		1-2
第 3 条		3-1
第 4 条		3-2 4-2
第 5 条		3-2 4-2
第 6 条		3-2
第 6 条の 2		3-2
第 6 条の 3		3-2
第 7 条		2-5
第 8 条		2-2 3-2
第 9 条		2-2 3-2
第 10 条		3-1
第 11 条		3-2 3-3 4-2
第 12 条		3-2
第 12 条の 2		3-1
第 13 条		3-1
第 14 条		3-1
第 15 条		3-1
第 16 条		3-1
第 17 条		1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条		1-2 3-1 3-2
第 19 条		2-1

第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
—	該当なし	3-1
○	博士の学位授与の要件は、「大学院学則」第 10 条、「大学学位規程」第 3 条の 2 に規定している。	3-1
○	学位の授与に係る審査への協力は、「大学学位規程」第 8 条み規定している。	3-1
○	学位授与の報告は、「大学学位規則」第 14 条、第 15 条に規定しており、授与した日から 3 か月以内に、学位授与報告を文部科学大臣及び国立国会図書館に提出している。	3-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
		6-2 6-3
		3-2
		2-2

			3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-5
第 11 条			2-5
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。